

Gender and Sexuality

Journal of Center for Gender Studies, ICU

Vol. 05
2010

CGS
Center for Gender Studies
International Christian University
Tokyo.....Asia

目次

目次	1
----	---

研究論文

医療言説におけるゆらぐジェンダー概念と再帰的自己

石井由香理	3
-------	---

〈トラブル〉再考：女性による女性性の^{パフォーマンス}遂行と攪乱

井芹真紀子	23
-------	----

研究ノート

「海外」の視線？日本の同性間セクシュアリティに関する英語文献の批判的考察

ダイアナ・コー	45
---------	----

テレビ文化と女性—初期のNHK朝の連続テレビ小説の形式転換と女性視聴者との関係

黄馨儀	61
-----	----

フィールドレポート

あらゆる性別を包括するドメスティック・バイオレンス政策への課題

北仲千里	95
------	----

「婚外子差別裁判」敗訴報告——女性差別撤廃条約採択 30 周年に——

北沢杏子	111
------	-----

ジェンダー研究センター（CGS）活動報告・予定

2009 年度 CGS 活動報告	123
------------------	-----

多摩ジェンダー教育ネットワーク 第 1 回会合	130
-------------------------	-----

2010 年度 CGS 活動予定	136
------------------	-----

付記

執筆者紹介	141
-------	-----

CGS 所員リスト	143
-----------	-----

第 6 号投稿規程	146
-----------	-----

編集後記	157
------	-----

Contents

Contents	1
Research Papers	
The Fluctuating Gender Model and the Reflexive-Self in Medical Discourse Yukari ISHII	3
“Trouble” Revisited: Female-Female Impersonation and its Subversion Makiko ISERI	23
Research Notes	
The Foreign Gaze? A critical look at claims about same-sex sexuality in Japan in the English language literature Diana KHOR	45
TV Culture and Women: The Conversion of the Early Morning NHK Television Series, <i>Asadora</i> , and its Relationship to Female Viewers Hsinyi HUANG	61
Field Reports	
Policies for the prevention of domestic violence against victims of all genders and sexualities in Japan Chisato KITANAKA	95
Facts behind the lost lawsuit to remove discrimination against children born outside marriage – 30 years since the International Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women Kyoko KITAZAWA	111
CGS Activity Reports and Schedule	
AY 2009 Activity Report	123
The First Meeting of the Tama Gender Education Network	130
AY 2010 CGS Activity Schedule	136
Notes	
Author Profiles	141
Regular Members of the Center for Gender Studies	143
Journal Regulations for Vol. 06	146
Postscript from the Editor	157

医療言説におけるゆらぐジェンダー概念と再帰的自己

石井由香理

はじめに

本稿は、日本精神神経学会の「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン」の初版(1997)、第2版(2002)、第3版(2006)の分析を通じて、「性同一性障害」概念のポストモダンの様相について考察するものである。

第二派フェミニズムでは、これまで無自覚に前提とされてきた、「女性性の本質が存在する」という前提を疑う意識が生まれてきた。人々に特定のアイデンティティを疑いなく受け入れさせ、それに従属する形で自己を認識させ、自己に一貫性を生み出させることによって、規範を維持するような権力のあり方に焦点を当てた構築主義の議論は、ナンシー・フレイザー (Fraser, 2009) が第二派フェミニズムの政治の動向を説明した言葉を用いれば、第二局面の承認の政治において、重要なものであった。差異の承認を求めるような運動は、戦略的本質主義のように性の「本質」を見出そうとするだけでなく、むしろ、そうした、あるものを本質的で自然なもののように見せる文化的な作用を暴くこととも結びついていた。そのためこれまで多くの論者が、さまざまな視点から女性性や男性性の規範がどのように構築され、維持されてきたのかを考察した。だが、ジェンダー概念を取り巻く状況はすでにその形を変えているのではなかろうか。今日では上記のような「ジェンダーの構築性」だけではなく、さらに別様の問題意識が必要とされるだろう。そのことが最もよく現れているのが、トランスジェンダーの人々を取り巻く状況である。

90年代には性別の越境という行為が「性同一性障害」として医療化されていったのだが、この新たな概念は、単に一方の性別から他方への移行を可能にただけではなかった。その新しい特徴は、当事者を取り巻く言説に頻繁に登場する、「多様性」という語によく表れているように思われる。「多様性」には、既存のカテゴリーに同一化しきれない人々のあり方を互いに受け入れようというメッセージが集約的に示されている。このようなメッセージの中では、「ジェンダーの構築性」は当たり前のことである。そのため、むしろ重要なのは、ジェンダーの多様性を尊重する言説が、結果としてどのような作用を人々にもたらすかに目を向けることではないだろうか。

そこで、本稿では、「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン」の分析を通じてそうした作用の考察を行っていきたい。このガイドラインには、医師の元を訪れる人々をどのように診断し、治療を施すかについての医療者に対する治療指針が示されている。本稿の課題は、このガイドラインが2度の改訂のなかで、どのようなジェンダー概念や当事者像を想定する

ようになっていったかを考察することにある。ガイドラインがどのような根拠の下に、いかなる権利を当事者たちに与え、そのために何を求めるようになったのかを問うことを通じて、ポストモダンのジェンダーの様相を明らかにする。

本稿の構成を確認しておく。第1節では、ジグムント・バウマンらの議論を、アイデンティティ・身体・リスクの面から整理し、それらのポストモダンの特徴とは何かを概観する。第2節では、今日の性別越境概念におけるガイドラインの位置づけと、性同一性障害・トランスジェンダーについての先行研究を整理する。そして、第3節において、実際にガイドラインの分析を行い、医療言説におけるポストモダンのジェンダー概念とはいかなるものかを考察する。

1 ポストモダンにおけるアイデンティティ・身体・リスク

1.1 永続的なモデルの後景化と再帰的自己像

ポストモダンとはいかなる時代かを説明する一つの視点として、ジグムント・バウマンは、「個人化」のありようの変化を挙げている (Bauman, 2001/2008)。バウマンによれば、個人化自体は、近代化が起こる段階ですでに確認されるものであった。

近代において、人々のアイデンティティは「所与」のものから「課題」へと変わっていった (Bauman, 2001/2008, p. 197)。言い換えれば、脱埋め込み化された人々は、再び埋め込まれることを志向したのだが、その再埋め込み先は、プレモダンの身分の割り当てのように固定されて変わることはないものであり、個人の選択の幅を限定した。それは、そうした再埋め込み先が「自然の事実」のように捉えられたからである。したがって人々は、「社会的に定着している形式やモデルに積極的に従っていくという目標、決まったパターンや『文化変容』を模倣しそれに追従するという目標、流れに遅れをとることなく、規範から逸脱することなくという目標」 (Bauman, 2001/2008, p. 198) に向かわされていた。

しかし、こうした近代的な自己の確立はポストモダンにおいて難しくなる。ポストモダンとそれ以前の時代を分けるものは、その再埋め込み先の融解である。現行の基準に従うことによって「将来を固める」ことは難しくなり、したがって最終的に「再び埋め込まれる」という見込みがあるわけではなくなる。つまり、永続的に何かに所属して自己を確立することは困難になっているのである。

バウマンの指摘する再埋め込み先の一つとしてジェンダーを挙げることができるであろう。ポストモダンのジェンダー概念は、統一的なモデルへの永続的な同化を促す力を徐々に失っているのである。アンソニー・ギデنزは、既存のジェンダー役割から脱しようとしている女性や、異性愛規範に異議を唱える同性愛者たちにとって「私は何者なのか」という疑問がよ

り表面化してきていると指摘している (Giddens, 1992/1995, p. 51)。このようなジェンダー・アイデンティティあるいは、セクシュアル・アイデンティティは、ポストモダン¹ 状況のなかで「開かれ」たもの (Giddens, 1992/1995, p. 51)、つまり再帰的に見直され、修正されるものとなる。

また、このような自己の再帰性は、個々人の身体にまで及ぶものであると、ギデنز是指摘している。

自己の再帰性は、抽象的システムの影響と結びついて、心的過程と同時に身体にも広く影響を及ぼす。身体はますます、モダニティの内的準拠システムの外側で機能する外部的な『与件』ではなくなり、それ自身再帰的に活用されるものになる。(Giddens, 1991/2005, p. 8)

身体が、「外部的な『与件』」ではなくなっているということは、すなわち、身体が、アイデンティティがそうであるのと同じように、選択的なものとして見なされ、当人たちによってたえず見直されるものとなっているということである。また、そのような身体の構築は、個々人が責任を負って行わなければならないようなものになっていくのである (Giddens, 1991/2005, p. 115)。

埋め込み先の融解によって、支配的なモデルに同化して自己像や身体像を永続的に確立することが難しくなるにつれ、再帰的に自らの自己像や身体像を問い直す必要が生じてくる。そして、こうしたポストモダンの傾向は、性の領域にも浸透する。トランスジェンダーの事例に現れているのは、自己像、身体像の再埋め込み先としてのジェンダー概念の融解という現象である。ジェンダーは人々を統一的に従わせるものとしてではなく、多元的、選択的なものとみなされるようになった。また、それに伴って、人々が自己像や身体像を再帰的に構築／再構築するのである。

1.2 連帯の困難とリスクの個人化

自己像や身体像が選択的なものになるにつれ、新たな問題として浮上するのは、選択の責任の帰属先がどこになるのかである。ポストモダンの議論では、リスクの個人化が指摘される。バウマン (Bauman, 2001/2008) によれば、かつては、巨大な権力から自由をいかにして確保するかということが問題であった。しかし現在、むしろ重要なのは、集団を形成したり、そうした集団に永続的に所属することが難しくなっていることである。たとえ所属したとしても、

それは一時的なものになってしまうため、人々は、構造的に発生する不確実性やリスクを個人で引き受けなければならないような、脆弱な立場に追い込まれている。

社会的な救済や保障がないならば、個々人が自らの身を守る時に頼りになるのは、自らの資源のみということになる。ここでの資源とは、個人の収入や資産といった経済的なものから、支援してくれる家族・友人の多さ、職場の理解などの社会的なものまでを指す広義の意味を有するものである。豊かな資源を持つ人ならば、ポストモダン的な環境は、理想的な、自由を謳歌できる状況なのかもしれない。しかし、そうした資源が十分でないのならば、以前よりも重い責任を人々は負わなければならない。本稿で確認したいことの一つは、このような自己責任化が、「性同一性障害」の文脈にも現れているということである。

以上の議論を踏まえ、本稿では、「性同一性障害」のガイドラインを事例としながら、ジェンダーのポストモダン的な様相について論じていきたい。ガイドラインは、性別越境を望む者たちに対する医療者の治療指針を示すものである。それゆえ、この医療言説は、性別とは何か、女もしくは男とは何か、そのためにどのような治療を当事者に受けさせるのか、当事者たちにどこまで権利を与え、その代わり何を求めるのかといった問いに答えることになり、また、そのことを通じて、新しいジェンダーのありようを示している。そこで、本稿では、さきほど呈示したポストモダン的自己像を手がかりに、医療言説にあらわれる自己像を分析し、医療言説の変容のあり方が、2つの自己像、つまり医療言説上の自己像とポストモダン的な自己像のギャップを解消する方向に進んでいる過程を明らかにする。次節では、それに先駆けて、このガイドラインが成立した背景、及び改訂で変更された治療内容の概要を把握し、そして、「性同一性障害」の医療言説についての先行研究を概観したい。

2 新しい性別越境概念の登場と批判の検討

2.1 「性同一性障害」概念の登場とガイドライン

「性同一性障害」概念の登場とその概念の普及は、日本における性別越境のあり方を大きく変えていった。90年代前半までは性別の越境を医学的に捉えるといった視点はほとんど一般化していなかったが、「性同一性障害」という医療概念が認知され、その当事者が多く生み出され、当事者団体が発足して活動するようになり(野宮, 2004)、法律の制定がなされる。また、それらは互いに影響を及ぼし合い、例えば、当事者たちから出された意見や批判によって、診断と治療のガイドラインが書き換えられる、つまり「性同一性障害」のあり方が変化するのである。

こうしたここ数十年に特徴的な、性別越境に関する議論の隆盛の元となった出来事が、1995年の、埼玉医科大学の原孝雄教授から同大倫理委員会への「性転換治療」の申請であ

る。当時倫理委員会の委員長であった山内俊雄によれば、答申は、「性同一性障害と呼ばれる疾患が存在し、性別違和に悩む人が存在することを認め、その悩みを軽減することを医学が手助けすることは正統であると述べ、はっきりと医療の対象であることを位置づけ」た(山内, 1999, p. 74)。しかし、すぐに手術を行うことには問題があるとして、三つの付帯条件を付けている。そのなかの一つとして挙げられたのが、関連する学会や専門家集団による診断基準の明確化と治療に関するガイドラインの策定であった。10名の委員と2名のオブザーバーによって構成された委員会は、ハリー・ベンジャミン国際性別違和協会の治療基準や海外の事情を検討し、また、当事者たちにも意見を求めるなどして、ガイドラインの策定をおこなった(山内, 1999)。そして、1997年、特別委員会は、「性同一性障害に関する答申と提言」を出し、その中で性同一性障害の診断基準と治療に関するガイドラインを発表することになる。このガイドラインには、母体保護法第28条の規定をクリアするための手続きを示す役割もあり、手術療法を合法的な治療とするための法的手続きとしての意味を持っていた(塚田, 1999, p. 207)。そのため、98年に外科手術を求める申請が出された後に、厚生省公衆衛生審議会精神保健福祉部会などにおいて手術治療の是非についての審議がなされたが、手術の妥当性は認められたようだ(山内, 1999)。このことは、国レベルで、「性同一性障害」という概念が認知され、その治療の妥当性が認められたことを意味している。また、2003年には「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」が制定された。そして、98年10月に埼玉医科大学において、当事者への外科手術が行われる。これらの一連の流れは、マスコミに報道され、世間の注目を集めた。

日本精神神経学会のガイドラインは2002年と2006年にそれぞれ改定され、治療内容が変更されることになる。「第2版」では、ホルモン投与と乳房切除の対象年齢が引き下げられ、乳房切除が「治療」の第2段階に移行し、ガイドラインによらずに自己診療をはじめた人たちへの対応が考えられるようになっている。また、第3版では、第1、2、3段階を、「精神科領域の治療」と「身体的治療」とし、身体的治療のなかでは、その順序を問わないことになった。このことを、当事者であり運動家である土肥いつきは次のように書いている。「つまり、『コース』から『アラカルト』への変更ということが言えると思います」、「また、当事者の側からは治療の選択の幅が広がった一方、本人の責任の比重が増したということも言えるでしょう」(土肥, 2006, p. 94)。つまり、段階に沿った治療ではなく、自分自身に必要なものを、より自由に選択することができるようになったのである。

加えて、「IV. ガイドライン再改訂の理念とその要点」では、これまで、性別適合手術の適応判定に際して、倫理委員の承認を必要条件としていたが、今後は、従来の倫理委員による性

別適合手術の個別承認を撤廃するとしており、そうすることによって「判定の効率化（スピードアップ）」を図りうることが記されている（日本精神神経学会，2006, p. 8-9）。

2.2 性別越境の医療化に対する反応

こうした性別越境の医療化に孕まれる問題の一つは、ジェンダーの本質主義的論理の再生産である。セクシュアルマイノリティたちは、逸脱した存在として捉えられ、医療化されたという歴史（Conrad, 2007）を有していることから、研究の中にも本質主義的な思想に対抗するために、構築主義の思想が織り込まれていった。国内のトランスジェンダー研究においても、このような思想的流れが受け継がれている。杉浦郁子は、「性転換手術」の正当性を示すことを目標に、性別がどのようなものであるか、性別を越境しようとするのがどういふことを規定していったため、医学的言説が、生物学的性などの本質主義的な議論と結びついていったのではないかと説明している（杉浦，2002）。また、東優子は、医療者は、当事者がどういった医療サービスの対象となり得るのかについて、最終的な合否判断を下す権限をもつ「門番（gatekeeper）」となり、そのため、治療者自身のジェンダー・バイアスやセクシュアリティ観が当事者の治療に影響を及ぼすことになると指摘する（東，2000）。あるいは、実際に当事者たちを診察する医療者たちの意識が性別規範に囚われているとの指摘もある（石田，2008；鶴田，2003）。

だが、医療化言説は、単に本質主義的な規範を再生産するだけでなく、当事者たちの選択の自由を拡大するようにもなっている。東（2007）は、ガイドラインが改定されるごとに「規制緩和」がかなり進むとともに、それが『自己決定と自己責任』を印象的なまでに繰り返すようになっている」と指摘し、次のように述べている、「その理念は、『治療法の実施の自由は大幅に拡大して、自己決定と自己責任において、個別例の希望する多様な治療法の選択が可能となった』と説明される」（東，2007, p. 78）。

また、鶴田幸恵は、健康保険適応外の医療費や、医療機関にかかるための交通費などが捻出できる者だけが制度の恩恵にあずかり、そうでない者たちは取り残されたため、両者の格差が拡大したことを指摘している（鶴田，2008, p. 110）。加えて、医療と法律の間での当事者定義の齟齬が、「現在の法や医療制度のもとでは、手術できる条件や資本を持つ者が戸籍変更を果たし、この“業界”から“卒業”していく反面、“卒業”を心待ちにして制度に乗る卒業予備軍と、制度という知識を与えられておきながらもケアから取り残される“周辺軍”と呼ばれる当事者と共に3分される」（鶴田，2008, p. 111）ことに繋がっていく。つまり、個人が資源をもっているかないかがより問われるべきものとなっているのである。

選択の自由の拡大と、自己責任化、そして資源の格差の問題は、ジェンダー概念の新しいありようや個々人の再帰的自己像や身体像の変化と結びついている。セクシュアルマイノリティたちが強調する、多様性を尊重する態度を取り入れた結果、性別越境に関する医療言説は、既存のジェンダー・アイデンティティとの距離を意識して構築される再帰的自己像や身体像により歩み寄っているのである。そこで次節では、実際に身体やアイデンティティの再帰性が、「性同一性障害」の文脈で、どのように表れているのかを、日本精神神経学会の「ガイドライン」の変遷から探っていく。

3 「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン」の分析

日本精神神経学会は、「性同一性障害に関する答申と提言」の中で提示した性同一性障害に関する診断と治療のガイドラインを、2002年と2006年にそれぞれ改定している。以下では、ジェンダーの再帰性に目を向けて、このテキストを読み直していきたい。

3.1 初版

初版の「1. 審議の経過」には、答申を取りまとめるまでの審議の中で、性同一性障害に関する特別委員会の委員以外にもオブザーバーとして「関連する専門家」（泌尿器科と心理学の専門家）に出席を依頼したり、専門家を呼んで講演会を開催して海外の事情を検討したり、あるいはまた当事者やこの問題に関連している人たちに情報を開示したりして意見をまとめたと書かれている。

また、特別委員の基本的姿勢が5つ挙げられ、埼玉医大の答申を基本的に支持すること、性同一性障害の診断基準ならびに治療の基本を提示すること、精神医学的問題に的確に対応できるような方策を検討すること、法律家や当事者や領域に関連する人々の意見を聞きながら問題を検討すること、日本精神神経学会が医学界ならびに関係省庁に積極的な働きかけを行い、性にまつわる問題が正しい評価を受けるよう努力することを要望することが記された。

初版の記述で興味深いことは、「性同一性障害」を考える際に当事者の社会生活を視野に入れ、それと関連させて論が展開されていること、そして、インフォームド・コンセントの重要性を指摘するような文章を盛り込んでいることである。

当事者をサポートする医療チームを組む意義には、当事者がアイデンティティの問題だけでなく、様々な領域の問題にも悩まされているためであることが結びつけられている。

性同一性障害を有する者は単に、生物学的性と性の自己意識の不一致に悩むだけでなく、さまざまな医学的、心理的、社会的、家族的ならびに経済的問題を抱えているこ

とが多いので、その診断、治療には多彩な問題に対応できるように、つぎのような関連領域の専門家からなる医療チームを作り、常にチームとして問題を把握し、解決するように努めるべきである。(性同一性障害に関する特別委員会, 1997: 534)

ここでは、性同一性障害に関して、医学的問題以外の、「心理的、社会的、家族的、経済的問題²」にも目配りをする必要があることが示されている。つまり、当事者たちの社会生活を意識しているのである。診断や治療の際にはこの「多彩な」当事者たちの社会生活に思いを巡らせなければならないとされている。これに従うなら「性同一性障害」の診断は一元的な基準のもとに行うことができなくなる。

また、「提言」の「(4) 法的問題に関する指針を早急に出すことを望む」では、法律の制定を求めるために医療の正当性について次のように述べられている。

性同一性障害についてこれまでみてきたように、また、埼玉医科大学倫理委員会答申にあるように、性の転換の希望は単なる好き嫌いの問題ではなく、生物学的性 (sex) と性の自己認知 (gender) の不一致からくる障害であり、ある意味では人間存在の本質に関わる課題でもある。

従って、選ばれた医療グループにおいて、学問的倫理に裏付けられた綿密にして、慎重な検討の上で選択された治療であれば、それは正当なものであり、「故なく」行われる単なる医療操作ではないとみなされる。特に、診断の過程において、中核的性同一性障害とその周辺群とを峻別し、その上で、性の転換によって生ずる可能性のある問題を吟味して行なうものであれば、個人の苦しみを軽減するだけでなく、個人の生活の質 (QOL) を高めるための医療 [underline added] と考えられる。(性同一性障害に関する特別委員会, 1997, p. 539)

この場合の、「中核的性同一性障害」に対するその「周辺群」という記述に対して、これが本質主義を招くのではないかという主張が当然起こってくるだろう。同様の問題を、例えば「単なる好き嫌いの問題ではなく障害」という言葉使いにも見いだせるし、一体何が「人間存在の本質」なのかという問いも生じてくる。これらの指摘は必要なものであろう。だが、「半陰陽、間性、染色体異常などが認められるケースであっても、身体的性別とジェンダー・アイデンティティが一致していない場合、これらを広く性同一性障害の一部として認める」(日本精神神経学会, 2002, p. 623) というように、第2版のガイドラインから、周辺群も一定の条件を満たす場合、「治療」対象になっているのである。よって、「性同一性障害」が対象とする者は広がっ

ている。また、後述するように、当事者たちのアイデンティティは、性別二元論では捉えられないものだとして記述されるようになるため、本質主義的色彩は次第に弱められていくことになる。したがって、本稿では、この記述において、性同一性障害という疾患の治療が、個人の生活の質を高めることと結びつけられていることの方に注目したい。当事者たちのアイデンティティの問題を性同一性障害として医療化することは、当事者の QOL を高めることにも繋がるとされ、ここでも、当事者の社会生活が意識されている。

次に、インフォームド・コンセントについての記述を取り上げたい。この文章は、提言の「(2) 国内医療チームの組織化」の中に書かれている文章である。

⑤診断と治療の各時点で、治療者は適切な助言と説明を行い、治療の自由な選択を保証する。そのために、説明ならびに同意の書類を作成することを推奨する。(性同一性障害に関する特別委員会, 1997, p. 538)

医療者は情報提供を行い、それに対して当事者が治療を選択するというわけである。説明や同意の書類を作成するのに、医療者が責任を問われた場合の証拠作りという意味があるのなら、これは、個人の自己責任と結びついていくことになる。いずれにせよ、この選択の自由は、後の版でより拡大されていくことになる。これについては後述する通りである。

また、初版の「付言」では、今後の問題点として、すでになんらかの形で治療が開始されている人たちにも、ガイドラインに沿った治療ができるようにするべきだと書かれている。そして、これについては第2版で実現されることとなる。

初版において、「性同一性障害」は、当事者の生活世界と結びつけられており、このことは、一元的な診断・治療の否定に繋がっていくことを確認した。また、情報提供の必要性和選択の自由に言及する箇所があることも見た。第2版の中では、さらにこれらの多様な言説と当事者の選択の自由が強調されていく。

3.2 第2版

2002 年に出されたガイドラインでは、初版の日本精神神経学会のガイドラインによって「ブルーボーイ事件以後長く続いた『暗黒の時代』に終止符が打たれ、性同一性障害は医療の対象と位置づけられた」(性同一性障害に関する第二次特別委員会, 2002, p. 619) と記述され、ブルーボーイ事件からの「暗黒時代」を終わらせたという捉え方がなされている。そして、「次第に性同一性障害に対する治療は正当な医療行為として社会に肯定的に受け取られ、その地歩を固めつつあるかに見える」(性同一性障害に関する第二次特別委員会, 2002, p. 619) としな

がら、しかし臨床経験を積むうちに「初版ガイドラインに沿わないケースを少なからず経験するようになり、「ようやく根付きはじめた性同一性障害の治療を、後退させることなくいっそう発展させ、ガイドラインを改訂することが急務であると認識するに至った」とある。ガイドラインは、「より分かりやすく、現実にも則した実効性のあるものとすることを目標に」改訂された。

初版で今後の目標とされていた、すでに何らかの「治療」を受けている人たちを、第2版では、ガイドラインの対象とすることを定めている。それについて、「4. ガイドラインに一致しない治療例への対応」では、ガイドラインにのらない治療を受けてきた人たちを「治療」対象から外しても、その人たちは非正規の医療機関などで「治療」を求めるかもしれない、そうやってしまえば、「性同一性障害」のガイドラインは、一部の人が救われないものとして、社会からの支持を失うだろう、それは「性同一性障害」の「治療」全般がうまく機能していかなくなることに繋がる、という論理である。また、第2版では、先に述べたように、「半陰陽、間性、染色体異常などが認められるケース」であっても、身体的性別とジェンダー・アイデンティティが一致していない場合には、性同一性障害の一部として認めることになっている。このように、公式の医療機関が想定する「治療」対象者の間口は、広がっているのである。

「II. ガイドライン改訂の経緯」の「1. 委員会の基本的姿勢」では、初版のような記述、つまり、当事者は違和感の他に社会生活の中で様々な問題を抱えていることや、治療が当事者の「人間としての尊厳を回復する」ことに再び触れている。また、「2. 治療に対する基本的認識」では、ジェンダー・アイデンティティを変更し身体的性別に近づける治療の不可能性と非道徳性を挙げ、性同一性障害の治療とは、「精神的サポートをしながら、治療の諸条件の達成状況に応じて、ホルモン療法や手術療法などによって身体的特徴（本人が希望する範囲内において）をジェンダー・アイデンティティに合致させる方法を見出していくことである」（性同一性障害に関する第二次特別委員会, 2002, p. 620）と定義している。そして、「3. 性同一性障害の多様性」で、当事者の多様性に目を向けた記述がなされている。

性同一性障害の当事者における性のあり方は、極めて多様である。このことは、社会において価値観が多様化するなかで性のありかた自体も変化し、従来築かれた男女の性意識が変遷し、求める性役割も大きく変貌しつつあるという状況とも関係すると考えられる。このような実体を踏まえると、性同一性障害の治療は、単に男か女かという二分法的な性のとらわれかたに依拠するのではなく、本人のなかで培われ、一貫性をもって持続するようになったジェンダー・アイデンティティを尊重して、本人が最

も良く適応できる諸条件を個々のケースにそって探り、その達成を支援することであるといえる。（性同一性障害に関する第二次特別委員会, 2002, p. 620）

ここで新しく提起された議論では、価値観の多様化を背景に性別に対する意識が揺らいだと捉えられ、二分法的な性のあり方に対して距離が置かれ、むしろ個別的な独自のジェンダー・アイデンティティを尊重すべきだとされている。ただし、尊重されるべきアイデンティティが「一貫性をもって持続する」ものとして定義されているということは、多様なアイデンティティといっても、そこには、一時的なものや一過性のものを含まないということ意味する。同時に、「本人のなかで『培われ』」、「一貫性をもって『持続するようになった』」という文章は、当事者たちのアイデンティティが、先天的原因によって規定されているというよりも、後天的に形成されることを意味すると読み取ることができる。つまり、既存のジェンダー・アイデンティティと重ならない独自のジェンダー・アイデンティティを個人が構築し、それが持続していると見なせる場合にはそのアイデンティティを尊重した形で、本人にとって最も適切な方法で、治療を行うというのである。

文章はまた、次のように続く。

性同一性障害の多様性について、初版ガイドラインにそった治療を求めるもの以外に、次のような例も認められる。身体的性別の特徴を希望する性別のものに変えたいと願いながらも、ホルモン療法を受けずに性器に関する手術のみを希望するケースや、あるいは乳房切除術ないしはホルモン療法だけを望み、性器に関する手術を希望しないケースもみられる。また強い性別違和に悩み種々の矛盾を感じながらも、家庭生活や社会生活を優先させるために精神的サポートのみを希望するケースなどがある。

このように当事者が求める治療は多様 [underline added] なものであるが、治療の必要性が性同一性障害に由来しており、治療によって社会に適応しやすくなるという恩恵がもたらされるのであれば、医療の立場から貢献するに十分な理由があると考えられる。性同一性障害にみられる多様性に対して画一的な治療を遵守させるのではなく、ジェンダー・アイデンティティのありかたと当事者自身の求める社会適応のありかたを尊重すべき [underline added] である。したがって合理的で正当な範囲において、自己の責任において治療を選択し決定してゆくことが最善 [underline added] であると考えられる。今回の改訂では、後述の通り、性同一性障害の多様性に対応した治療を提供する際の原則を提示している。（性同一性障害に関する第二次特別委員会, 2002, p. 620）

当事者たちの医療に対するニーズの多様性に触れ、それに画一的な治療をするのではなく、当事者が治療を選択し決定していくべきだとしている。ここには、「自己の責任において」と、断り書きがされている。これは第3版でより明らかになる点であるが、当事者にリスクを含むあらゆる情報を与えて、自分の望む道を選択させようとしているのである。当事者は選択の自由を手に入れるが、そのためのリスクは背負わなければならない。

また、性器を取り扱う第3段階の治療については、以下のように記されている。

第3段階の治療における手術療法の範囲は、基本的には内外性器の手術に関わるものである。

MTFの場合：精巣摘出術、陰茎切除術と造陰術および外陰部形成術

FTMの場合：第1段階の手術として、卵巣摘出術、子宮摘出術、尿道延長術、陰閉鎖術
第2段階の手術として、陰茎形成術

などが考えられる。ただし、どのような範囲の手術をどのように行うかの選択は、それぞれがもたらし得る結果と限界やリスクについて十分な情報を提供する中で、本人の意思を尊重しながら決定されるべき [underline added] である。(性同一性障害に関する第二次特別委員会, 2002, p. 629)

どのような手術を行うかは、予め決まっている訳ではなく、それを行うことによってもたらされる結果やリスクなどの情報を医療者が当事者に提供し、またそれに対する本人の意思を尊重することを通じて選択されていくのである。この記述は、第3段階でも引き継がれている。

3.3 第3版

第3版は、2003年の「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」(いわゆる「特例法」)の制定後の、2006年に出されている。特例法では、戸籍の性別を変更できる条件を5つ挙げており、その4と5(4. 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること／5. その身体について他の性別に係る部分に近似すること)が性別適合手術を前提としたものであることから、第3版のガイドラインの中には、手術は法的にも正当なものとして認められたとの解釈が示されている。

性的アイデンティティの多様性に関しては、「III 性同一性障害の医療の現状とその問題点——性同一性障害の多様性について——」において、次のような文章が記されている。

一方で、各種の治療方法に関する知識が普及するにつれ、当事者は自らのライフスタイルないし価値観に合う最適な治療法を選択したいと希望する [underline added] ようになった。例えば、ホルモン療法については、副作用を回避するために性別適合手術後に最小のホルモン量でホルモン療法を開始することを希望する当事者も現れている。

このような状況を勘案すると、当事者にとって最適な治療を構築するためには、治療法などについて十分に説明して理解を得たうえで、自己決定と自己責任の理念のもとに治療法は選択されるべき [underline added] であるとの結論に至った。(性同一性障害に関する委員会, 2006, p. 8)

ここでは、治療法は、「女」か「男」かという性的帰属によって完全に規定されるのではなくて、ライフスタイルや価値観によっても選択されるということが示されている。そして、そのような諸条件(生活世界、価値観)が治療を選択していく上で重要な要素になるために、治療は一元的なものになりえないとされているのである。

また、同じ項の中の「3. 治療選択に関する自己決定と自己責任——インフォームド・コンセントからインフォームド・デシジョンへ」では、次のように書かれている。

性同一性障害の臨床像には多様性が認められることは改訂第2版ガイドラインに記述した通りである。このことは治療的にも個別例に沿った多様な治療法の選択が要請されることを意味している。当事者にとって最適な治療を構築するためには、治療法などについて十分に説明を行い理解を得たうえで、自己責任のもとに自己決定によって自らに最も適した治療を選択すべきである [underline added]。およそ公共の福祉に反しない限り、身体的治療として、ホルモン療法、乳房切除術(FTM)および性別適合手術のいずれの治療法をどのような順序でも選択できるようにすべきである。

したがって医療現場においては個々の症例に応じたきめ細かい現実的で柔軟な判断が、これまでに増して求められよう。一方、当事者においても、自分がどのように生きることを希望するかを明確にして、自己責任のもと治療の選択を自己決定する [underline added] ことを十分に理解すべきである。このことは、インフォームド・コンセントから一歩踏み込んでインフォームド・デシジョンに依拠する [underline added] ことである。この様に治療選択の幅が広がったことは、同時に当事者の責任が拡大したことを意味している。(性同一性障害に関する委員会, 2006, p. 9)

また、「V. 診断と治療のガイドライン」の「1. ガイドラインの位置づけ」では、以下のように記されている。

今回の再改訂では、治療法の選択の自由は大幅に拡大して、自己決定と自己責任において、個別例の希望する多様な治療法の選択が可能となった。(性同一性障害に関する委員会, 2006, p. 10)

このように医療システムは多様性言説を取り込み、「当事者にとって最適な治療法」の選択を可能にしたのだが、そこには次のような条件が付記されることになった。つまり、医療者は、必要な情報を提供するので、自身に合った治療を選択してほしい、その代わりそこで生じるリスクに関しては自らで責任を取ってほしいというのだ。このことが「インフォームド・デシジョン」という言葉で示された。また、医療者たちには、多様性に配慮するために、より個別性に目を向けた判断をすることや、当事者たちの選択が適切に行われるように、情報を公開することが求められている。既存のカテゴリーに縛られることのない選択の自由が推奨されている一方で、この言説は、個々人の自己決定を促し、そこで発生する責任の帰属先を個人に求めるようになったのである。

3.4 考察

ここで、一度議論をまとめておこう。ガイドラインの変遷によって、重要な論点として浮かび上がってくるのは次の5点である。1つ目は、ジェンダー・アイデンティティは二分法的なものではなく、多様なものであると言及がなされるようになったことである。その論理から、最も良い選択が何であるかは、個々のケースによって違い、それを探ることが重要であるとされている。

2つ目は、治療法は、ジェンダー・アイデンティティによってのみ決まるものではないということである。生活世界や価値観にも目を向けなければ最適な治療を行うことができず、そのために治療は一元的なものではなくなる。1つ目と2つ目の主張は、テキストの中で、治療がなぜ多様化していくべきなのかについての理由を説明している。

そして、3つ目は、当事者たちのジェンダー・アイデンティティは一貫性をもつことが前提となっていることである。後天的に形成されたものであれ、持続性や一貫性の証明は求められている。

4つ目は、治療法の選択は、当事者によってなされることが望ましいとされている点である。医療者は情報を提供するが、実際に治療を選択しなければならないのは当事者なのである。

最後の論点は、その選択の際に生じるリスクに関しては自らで責任を取ることが求められていることである。ガイドラインではこのことを「インフォームド・デシジョン」という言葉を使って示した。医療者たちはその個人の選択が適切に行われるように、情報を公開する必要があるとされる。当事者たちには既存のカテゴリーに縛られることのない選択の自由が推奨されているが、リスクは個人化されている。したがって、医療システムにおける多様性言説は、個々人の選択と自己決定を促し、そこで発生するリスクの個人化へと繋がっていく。そして、選択の自由とリスクの個人化は、個人のもつ経済的・社会的資源が当人の生き方をより強く規定するように促すであろう。

以上のことから、この医療言説が前提とする、もしくは要請する当事者たちの像とはどのようなものかについて考えてみたい。その一番重要な特徴は、既存のジェンダー表象に重ならない形で、当事者たちが自己像や身体を構築することが視野に入れられていることである。「性同一性障害」の治療は、すでにあるジェンダーモデルを本人に適用するというよりも、むしろ本人がもっているジェンダー観や彼らの生活世界に合わせて自己像や身体を構築する方向に向かっているのである。

おわりに

本稿では、「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン」の変遷を追うことで、医療言説が想定する新しい当事者像とはどのようなものかについて考察を行った。第1節では、ジグムント・バウマンらのポストモダンの議論から、再帰的自己像や身体像、そしてリスクに関する論点を提示した。そして、永続的に個人が準拠できた帰属先がなくなり、人々は自己のあり方を自ら選択しなければならなくなっていること、リスクの個人化が起こっていることを確認した。

また、第2節では、ガイドラインの位置づけを確認し、トランスジェンダーに関する議論を追うことから、ポストモダンの議論の視点から、状況を見ることの有効性を指摘した。

そして、第3節で、実際にガイドラインの分析を行い、ポストモダ的なジェンダー概念に関連する特徴を考察した。そこでは、5つの諸特性を発見することができた。一つは、言説がジェンダー・アイデンティティを二分法的なものではなく、多様なものであると位置づけていること、二つ目は、治療法は、ジェンダー・アイデンティティだけでなく、生活世界や個人の価値観にもとづいて選択されるべきであるといわれていること、三つ目は、当事者たちのジェンダー・アイデンティティの一貫性が前提となっていること、そして四つ目が、治療法の選択

は、当事者によってなされることが望ましいとされていること、最後に、治療選択の責任が個人に帰せられていることである。これらのことから、すでに言説そのものが、人々を再帰的なアイデンティティへと導いていく新しい動力に組み込まれている可能性を指摘した。

しかし、ここで確認しておかなければならないことが2点ある。1点目は治療選択の責任の帰属先が個人に割り振られてしまっていることである。性別の越境は、多くの場合、身体だけの問題に留まらず、個人の人生全体および、他者との関係性にまで大きな影響を与える。そのため、本人の希望とは別に、金銭の問題や家族、職場の状態などの制限のためにそもそも治療の選択肢が非常に限られてしまうこともあるだろう。また、治療を受けた後に、身体面や精神面、および、個人のおかれている環境との間で様々な問題が起こってくることも予想される。加えて、2点目の問題と重なるが、自己像・身体像が再帰的に修正されることから問題が生じるかもしれない。こうしたことがらは、資源をもたない人々により重くのしかかる問題であろう。にもかかわらず、選択の「自己責任化」は、資源配分という社会的問題の存在を覆い隠す作用をもつ。医療制度が多様性を尊重するようになったことや、当事者たちがより自分らしい自己像を追い求めるようになったこと自体には評価されるべき点がある。しかし、責任の帰属先が個人に求められてしまっていることはやはり問題として捉えなければならないだろう。

2点目は、ガイドラインにおいて、「一貫したジェンダー・アイデンティティをもち、身体像の構築と維持をする主体」のみが医療化あるいはそれに伴って非逸脱化され、「ジェンダー・アイデンティティと身体像の不断なる再構築を求める主体」が逸脱者として取り残されていることである。だが、ガイドラインに言及されていたような、当人の一貫した自己像が先にあり、それに合った治療を探す、という論理は妥当なのか。言い換えれば、一貫した自己像という前提はそれほど盤石なものなのであろうか。性が多様なものとして定義づけられる状況においては、当事者たちの自己像や身体観は明確なものというより、曖昧で、再帰的にその形態を変えるものになりがちなのではないか。自己の一貫性を支える強いモデルは次第に力を失っている。何かが「私」のあり方を規定してくれることはなく、ただ一つのモデルへの一体化を死ぬまで続けられよという生き方を人はできなくなっている。医療制度はアイデンティティの一貫性を求めているが、医療言説が前提としている強いジェンダー概念の後景化は、人々をその一貫性から遠ざけ、自己像をゆらぎのあるものに変えていく力を持っていると考えられるのである。

References

- 東優子 . (2000). 「ジェンダー指向をめぐる医療と社会」. In 原ひろ子 & 根村 直美 (Eds.), 『健康とジェンダー』 (pp. 205-223). 東京 : 明石書店 .
- 東優子 . (2007). 「ジェンダーの揺らぎを扱う医療 〈『結果の引き受け』を支援するという視点について〉」. In 根村 直美 (Ed.), 『揺らぐ性・変わる医療ケアとセクシュアリティを読み直す 健康とジェンダー 4』 (p. 69-90). 東京 : 明石書店 .
- Bauman, Zygmunt. (2000). *Liquid modernity*. Cambridge: Polity Press. = (Translated work published 2001). 『リキッド・モダニティ』 (森田典正 , Trans.). 東京 : 大月書店 .
- Bauman, Zygmunt. (2001). *The individualized society*. Cambridge: Polity Press. = (Translated work published 2008). 『個人化社会』 (澤井敦 , 管野博史 & 鈴木智之 , Trans.). 東京 : 青弓社 .
- Conrad, Peter. (2007). Continuity: Homosexuality and the Potential for Remedicalization. In *The medicalization of society: on the transformation of human conditions into treatable disorders* (pp. 97-114). Baltimore, MD: The Johns Hopkins University press.
- 土肥いつき . (2006). 「性同一性障害とは何か」. In セクシュアルマイノリティ教員ネットワーク (Ed.), 『セクシュアルマイノリティ第2版—同性愛、性同一性障害、インターセックスの当事者が語る人間の多様な性』 (pp. 84-98). 東京 : 明石書店 .
- Fraser, Nancy. (2009). Mapping the feminist imagination. In *Scales of justice: reimagining political space in a globalizing world* (pp. 100-115). New York, NY: Columbia University press.
- Giddens, Anthony. (1991). *Modernity and self-identity self and society in the late modern age*. Cambridge: Polity press. = (Translated work published 2005). 『モダニティと自己アイデンティティ——後期近代における自己と社会』 (秋吉美都 , 安藤太郎 & 筒井淳也 , Trans.). 東京 : ハーベスト社 .
- Giddens, Anthony. (1992). *The transformation of intimacy: sexuality, love and eroticism in modern societies*. = (Translated work published 1995). 『親密性の変容——近代社会におけるセクシュアリティ、愛情、エロティシズム』 (松尾精文 & 松川昭子 , Trans.). 東京 : 而立書房 .
- 石田仁 . (2008). 「性同一性障害を抱える人びとの見解 (2) ——職場・病院、パートナーシップ、世代差に関して」. In 石田仁 (Ed.), 『性同一性障害 ジェンダー・医療・特例法』 (pp. 133-160). 東京 : 御茶の水書房 .

- 野宮亜紀 . (2004). 『『性同一性障害』を巡る動きとトランスジェンダーの当事者運動——Trans-Net Japan (TS と TG を支える人々の会) の活動史から——』 . 『日本ジェンダー研究』 , 7, 76-91.
- 性同一性障害に関する委員会 . (2006). 『性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン（第3版）』 . Retrieved January 15, 2010, from http://www.jspn.or.jp/05ktj/05_02ktj/pdf_guideline/guideline-no3_2006_11_18.pdf
- 性同一性障害に関する第二次特別委員会 . (2002). 『性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン（第2版）』 . 『精神神経学雑誌』 , 104(7), 618-632.
- 性同一性障害に関する特別委員会 . (1997). 『性同一性障害に関する答申と提言』 . 『精神神経学雑誌』 , 99(7), 533-540.
- 杉浦郁子 . (2002). 『『性』の構築——『性同一性障害』医療化の行方——』 . 『ソシオロジ』 , 143, 73-90.
- 塚田攻 . (1999). 『性障害および性同一性障害 性同一性障害』 . 『臨床精神医学』 , 28(12 月増刊号) , 203-211.
- 鶴田幸恵 . (2003). 『『心の性』を見るという実践——『性同一性障害』の『精神療法』における性別カテゴリー』 . 『年報社会学論集』 , 16, 114-125.
- 鶴田幸恵 . (2008). 『性同一性障害を抱える人びとの見解（1）——インタビューから明らかにされた特例法への評価』 . In 石田仁 (Ed.), 『性同一性障害 ジェンダー・医療・特例法』 (pp. 105-131). 東京 : 御茶の水書房 .
- 山内俊雄 . (1999). 『性転換手術は許されるのか 性同一性障害と法のあり方』 . 明石書店 .

Footnotes

¹ 近代の変容過程を連続としてとらえるか、それとも不連続としてとらえるべきかについての議論があり、ギデنز自身は、「ポストモダン」という用語は使用していない。しかし、本稿においては、人々の自己像が、限定されたモデルへの積極的な同一化によって確立されるものから、再帰的で選択的なものへ変わっていることの移行をより明確に示す意図で、さしあたり、「ポストモダン」で用語を統一しておく。

² この経済的困難の話は、同ガイドラインの「経済的援助」の項の中で、健康保険の対象疾患や高度先進医療の対象疾患にするなどの要請と繋がっていく (p. 538)。

**Research Papers: The Fluctuating Gender Model and the Reflexive -Self in
Medical Discourse
Yukari ISHII**

This paper considers the transitions in the “Guidelines for the diagnosis and treatment of GID” , which was created by the Japanese Society of Psychiatry and Neurology. By analyzing the text of the guidelines, we observe that the current concept of gender has become less influential in representing a consistent identity model for society today. This is reflected in the following distinctions in the transitions of the guidelines in which there are five issues to be emphasized: First, gender identity is defined as being of multiple forms. Second, the approach to medical treatment is determined not only by an individual’ s gender identity but also by his/ her life, world and value system. These factors explain the need for more diversity in medical treatment. Third, it is supposed that gender identity has coherence. Fourth, since diversity of gender is more emphasized, a patient’ s decision concerning treatment is more highly regarded than ever. And lastly, due to the extended scope of decision-making, the range of patients’ self-responsibility for the risk is extended accordingly. It is evident from these guidelines that the concept of gender that has hitherto disciplined people has become weaker. However, this does not necessarily mean that society has become an ideal world. There are still various problems concerning the issue of transgenderism that must be considered.

Keywords:

gender, transgender, GID, medical discourse, identity

〈トラブル〉再考：女性による女性性の遂行と攪乱^{パフォーマンズ}

井芹真紀子

1 はじめに

本論文では、女性による女性性の遂行／パフォーマンス female-female impersonation の可能性を考察するために、ジェンダーのパフォーマティヴィティの、必ずしもジェンダー交錯的ではない形のあり方を、フェム・レズビアン^{レズビアン}の、特にハイフェムのジェンダー同一化における「違和感」に見出していく、ということを試みる。ハイフェム、あるいはフェムのナラティブの読解を通して、ジェンダー・パフォーマンズが切り拓く、規範的な女性性を変容させる契機、〈トラブル〉の可能性を考察する。

2 ジェンダー・パフォーマティヴィティと視覚性

2.1 パフォーマンスとパフォーマティヴィティ

ジュディス・バトラーの『ジェンダー・トラブル』(Butler, 1990/1999)以降、ジェンダーのパフォーマティヴィティの理論は90年代のクィア理論およびフェミニズム理論にとって、最も影響力を持つ概念の一つとなった。バトラーの議論は、言説に先立つものとしての身体(セックス)や、首尾一貫したジェンダー・アイデンティティといった概念が、いかに異性愛規範の下で「自然な」ものとして構築されるかを暴きだした(Butler, 1990/1999)。ジェンダーは規範の反復的な引用とその沈殿として、「行為」を通じてパフォーマティヴに構築されるというバトラーの理論は、J. L. オースティンの発話行為論からその着想を得たものであるが、彼女がドラッグ・パフォーマンスの例を用いたこともあって、パフォーマティヴィティとパフォーマンスの間にしばしば混同が生じてきた。バトラーは、『ジェンダー・トラブル』において彼女自身がドラッグをパフォーマティヴィティの例として取り上げたことで、ジェンダーを服のように交換可能、あるいは選択可能なものとして捉えるような誤解が生じたことに関して、「仮にドラッグがパフォーマティヴであるということは、全てのパフォーマティヴィティがドラッグとして理解されるべきであるという意味ではない。...私はジェンダーが服のようであるとか、服が女性を作り出すと考えたことは一度もない。」(Butler, 1993, p. 231)とはっきりと述べている。バトラーにとってのジェンダー・パフォーマティヴィティとは、選択的な結果として現れるのではなく、むしろ生存可能な主体としての資格を得、留まり続けるための、規範の強制的な引用にある(Butler, 1993, p. 232)。つまり、ジェンダー・パフォーマティヴィティとは、自由意志を持つ行為者が選択的に決定できるものではなく、むしろ主体の編成に先行し、行為者の存在あるいは生存可能性を条件づけるものとして作用するのである。そのような意味にお

いて、バトラーははっきりと、「パフォーマティヴィティをパフォーマンスに還元することは間違いである。」(Butler, 1993, p. 234)と指摘している。

しかしパフォーマンスとパフォーマティヴィティは区別されるものであるとバトラーは断言する一方で、演劇性 *theatricality* やパフォーマンスがパフォーマティヴであるということについても言及もしている。プロッサーは、バトラーが『ジェンダー・トラブル』においてトランスジェンダーの主体を「うっかり」例として用いたことによって、ジェンダーのパフォーマティヴィティを「ジェンダーの演劇性」として捉えるような読みを可能にしたことについて言及し、そのような誤解に対してバトラーがその後パフォーマティヴィティと演劇性の違いを *Bodies that matter* において主張した、と位置づけている (Prosser, 1998, p. 28)。しかし、パフォーマティヴィティとパフォーマンスの違いを明確に主張した論文 “Critically Queer” において、「ジェンダーの演劇性」について言及した箇所では、「演劇性」は「完全に意図的ではないもの」(Butler, 1993, p. 282)であり、自己提示や自己形成とは混同されてはいけないうもの (Butler, 1993, p. 232)として位置づけられている。つまり、バトラーにとって演劇性やパフォーマンスはパフォーマティヴィティと完全に区別されるべきものであるというよりは、むしろ規範的な／同性愛嫌悪的な様々な呼びかけを抵抗のための言説的基盤として受け入れ、引用することで、同性愛嫌悪的な「法」を摘発するという、「パフォーマティヴのクィアな領有」(Butler, 1993, p. 232)を可能にするものであると考えられるのである。特に『ジェンダー・トラブル』の段階においては、ジェンダー・パフォーマンスがいかにジェンダーのパフォーマティヴィティを演じる (Butler, 1990/1999, p. 244) かにについての描写があり、ジェンダーのパフォーマンスは「強制的な制度のなかで存続していくための戦略」(Butler, 1990/1999, p. 245)として位置づけられている。また、清水晶子は “Imitation and Gender Insubordination” を「バトラーの著述の中でもとりわけパフォーマンスとパフォーマティヴとの切り離しがたさが目立つもの」(清水, 2006, p. 174)として評価しており、その中でバトラーは明確に「パフォーマンスはパフォーマティヴである」と述べている (Butler, 1991, p. 24)。ジェンダーとは先行する主体が決定するパフォーマンスではなく、むしろまさにその主体を構成するものであると同時に、主体が生存可能なものとして留まり続けるためにはある種のジェンダーの模倣 (mime) がつまり規範の引用を通じた何らかのパフォーマンスが一反復され続けなくてはならない (Butler, 1991, p. 24) ことから、パフォーマティヴィティとパフォーマンスを完全に分離することは不可能なように思われる。

本論文においては、パフォーマティヴィティを、その行為の背後に統一的で自由な主体を想定しないものであり、その引用は主体の自由な選択によるものではなく、むしろ選択不可能な状況でヘゲモニックな形態の反復を強制されるようなものである (Butler, 1993, p. 124)。そ

れと同時に、バトラー自身も指摘しているように、まさにそのような強制的な引用の反復にある種の「承認」としての、主体の—そして〈わたし〉の—生存可能性がかけられた (Butler, 2004, p. 207) パフォーマンスを不可避免的に含むものとして考えたい。

2.2 ジェンダー交錯的な形象の攪乱性と、その問題点

バトラーのジェンダー・パフォーマティヴィティの理論におけるパフォーマンス性は、ジュディス・ハルバーシュタムによって引き継がれ、男性性 *masculinity* の構築性を明らかにするものとして展開された。ジェンダー・パフォーマンスの身体化には異なった歴史性および概念があると主張するハルバーシュタムは、バトラーの「すべてのジェンダーはパフォーマティヴである」という主張が、実際には主にゲイ男性の文化 (キャンプ) に偏っていると指摘し、キャンプの具現化するものとは違う形でのジェンダー・パフォーマンスの特徴をドラッグ・キング・パフォーマンスやブッチ・レズビアン¹の身体性に注目することで示した (Halberstam, 1998)。パフォーマティヴィティにおける女性性と男性性の現れ方の違いを指摘したハルバーシュタムは、「自然」なものとして、ノン・パフォーマティヴだとされてきた白人男性のジェンダーもまたパフォーマティヴであること、そして男性性が「男性であること」と同義ではないことを明らかにするものとして、ドラッグ・キングのジェンダー・パフォーマンスに、男性性のオルタナティヴな可能性を見いだした。

バトラーおよびハルバーシュタムによるドラッグ・パフォーマンスの再評価は、ジェンダー・パフォーマティヴィティ／パフォーマンスの政治的可能性を拡げた一方で、ジェンダー交錯的な形象の賞賛というクィア理論における一つの傾向を示すものとなったともいえるだろう。ハルバーシュタムが男性の扮装 *male impersonation* と女性の扮装 *female impersonation* の間に存在する非対称性を指摘し、ジェンダー・パフォーマンスにおける身体化に性的差異の導入を行ったことは、確かにジェンダー・パフォーマティヴィティの議論における一つの大きな理論的進展であったといえるだろう。女性／男性の身体化がそれぞれ異なった歴史性と文化的背景を持つために、ジェンダー・パフォーマティヴィティが「異なった形で」現れてくるような作用を明らかにしたという点において、ハルバーシュタムの分析は非常に示唆的である。しかしながら、主にブッチ・レズビアンや FtM トランスジェンダー、ドラッグ・キングといった形象を分析するハルバーシュタムの論考においては、ジェンダー交錯的な形象、それもしばしば可視的にジェンダー交錯的であるような形象に「すべてのジェンダーと性的指向の構築性」を示す攪乱性が見いだされているという点において、バトラーと同じ傾向を持つ。「女性の男性性 *female masculinity*」を「偽物」や「失敗」ではない形で思考するというハルバーシュ

タムの論考は、非常に重要でかつ必要不可欠な理論的進展であると同時に、トランスの身体の称揚という 90 年代のクィア理論における一つの傾向をなぞることとなった。

ジェンダー交錯という形式で達成されるような可視性への要請は、特にトランスセクシュアルやフェムの存在自体を不可視化し、その不可視性が「非存在」を意味するとき、それは彼女ら、彼らの「生存可能性」を脅かす危険すら持ち得る。トランス理論の理論家ジェイ・プロッサーは、『ジェンダー・トラブル』においてジェンダーのパフォーマティヴィティを説明する際に、パトラーはあくまでも異性愛のストレートなジェンダーを基点としており、「すべてのジェンダーのパフォーマティヴィティを明らかにする」クィアなトランスジェンダーという形象^{フィギュア}が、「自然化のヴェールによって見えなくされているストレートなジェンダー」のパフォーマティヴィティを示し、脱自然化させるために消費されていると批判し (Prosser, 1998, p. 31)、パフォーマティヴィティの理論では取りこぼされてしまうトランスセクシュアルの「あること being」への欲望を指摘した。

またビディー・マーティンは反基盤主義的な理論において、クィアなセクシュアリティが形態的で、パフォーマティヴな戯れとして賞賛される際に、それはフェミニズムや女性の身体が固定的で、強制的であるというような見方に拠っている場合があるとして、そのような見方においてミソジニーの作用が見えなくされることを指摘した (Martin, 1998, p.11)。マーティンが危惧するのは、セクシュアリティが可動的で男性性を帯びた、規範にたいして対抗的なものとして位置づけられる一方で、ジェンダーが固定性や女性の身体への従属というネガティブな用語として考えられ、身体（とりわけ女性性と結びつけられた身体）からの離脱やジェンダー交錯の形態が達成すべきゴールとして設定されることである。ジェンダー交錯的な同一化という可視的な差異の分析によって規範が規範であるということを暴きだす、クィア理論および政治におけるジェンダー横断の強調は、一方で、フェムや女性性を不可視のもの、あるいは固定的なものとして想定してしまう危険性をはらんでいるのだ (Martin, 1998, pp. 13-14)。

プロッサーが指摘するように、ジェンダー・パフォーマティヴィティ、つまりジェンダーの行為遂行性の攪乱性に対する可視性の要請が、ジェンダー・コンスタティヴィティ（ジェンダーの陳述性／事実確認性）を「クィア性の限界」(Prosser, 1998, p. 45) として、トランスセクシュアルの身体に付与する傾向、あるいは、マーティンが危惧するように、可動的でパフォーマティヴなクィア性（あるいはセクシュアリティ）に対して、女性性が束縛され、固定的な身体として距離をおくべきものとして女性の身体が想定される、という傾向がクィア理論にあるのだとしたら、ジェンダー横断的ではないかたちの〈トラブル〉を思考することはどのように可能となるのだろうか。このような理論的背景に立つて、ハイフェム・レズビアン^{ハイフェム・レズビアン}のジェンダー・パフォーマンスにおける〈トラブル〉の可能性を検証する。

2.3 フェムの攪乱性：「女性性の過剰」、あるいは「不可視のセクシュアリティ」

ジェンダー交錯的な形象に注目が集まる一方で、外見的にはストレート女性との違いがわからないことから、批判の対象、あるいは不可視の存在となりがちであったフェム・レズビアン^{レズビアン}の政治的可能性を評価する理論的試みもなされてきた。1970 年代初頭フェミニズム運動の興隆とともに、フェミニズムとレズビアニズムの典型的な統合の結果として、ブッチ・フェム的なふるまい、ドレスコード、ライフスタイルは、異性愛的な、男／女、あるいは夫／妻なぞるものであるとして批判・排除の対象となり、植民地的な伝道計画ともいえるようなやり方で、「間違った服を着た」レズビアンはレズビアン・フェミニストへと変えられていった。スー＝エレン・ケースは、そのような歴史を指摘した上で、排除・拒絶されてきたブッチ・フェム役割における、生物学的決定論や本質主義、あるいは異性愛主義規範に対する攪乱的なエイジェンシーの可能性とその可視化を模索した理論家の一人である (Case, 1989/2009)。ブッチ・フェムという役割演技が、支配的な異性愛文化への同一化として捉えられることの多かった当時、フェムは「レズビアンにブッチの役割を強いることによって生得的なレズビアンを損傷するような墮落した異性愛女性」(Case, 1989/2009, p. 34) であり、女性を男性化させることで、女性同士の友情関係を性的なものにしてしまうという理由から（しばしば白人中産階級の）フェミニストたちに否定されがちであった。

それに対してケースは、ブッチ・フェム役割における「キャンプの機能」(Case, 1989/2009, p. 36) を読み込むことによって、レズビアン^{レズビアン}のブッチ・フェムの伝統を、異性愛規範の模倣や同化から切り離す。舞台装置としてのキャンプは「本物／真実」対「偽物／虚偽」の差異を解体するものであり (Case, 1989/2009, p. 36)、自己決定に基づいて行われるそのパフォーマンスは、ジェンダー・イデオロギーの内部と外部に同時に存在するような「フェミニスト主体」として考えられるものであるとケースは主張する (Case, 1989/2009, p. 32)。ケースはリヴィエールが「仮装としての女らしさ “Womanliness as a Masquerade”」において主張した、異性愛女性が父親のペニスの所有を公然と主張しないのに対して、レズビアン女性はその所有を公然とみせびらかすという差異に依拠しながら、フェムによって演じられる「補償としての女らしさの仮装」とは、リヴィエールが理論化したもの（異性愛女性の仮装）とは異なり、男性のまなざし male gaze に対してではなく「ブッチに対して演じられるもの」(Case, 1989/2009, p. 40) であると指摘する。ケースによれば、自らを女性性の過剰として演出するフェムの仮装とは、異性愛主義的な社会において女性が要求されているような「受動的な対象」ではなく、むしろ意図的に自らを「みせびらかす」(Case, 1989/2009, p. 42) ものであるという点において決定的に異なるような、皮肉的なキャンプ・パフォーマンスであるのだ。

一方で、「ストレート」の女性としてパスしてしまうジェンダー交錯的な可視性を持たないフェムのセクシュアリティの不可視性にこそ、フェムの攪乱性を見いだす試みもなされている。キア理論におけるジェンダー交錯モデルの賞賛とフェムの不可視化を指摘したマーティンは、同じ論文において、「フェムが〔ストレートな女性として〕パスできるというまさにその事実こそが、ゲイ／ストレートという境界の透過性によって異性愛を脱・自然化させる可能性を含んでいる」(Martin, 1998, p. 22)と指摘している。マーティンは、ジェンダーを横断するのではなく、むしろ異性愛者としてパスする形で現れるフェムの位置は、ストレートな役割の模倣 imitation とレズビアン固有性という対立を最もうまく置換すると主張する。同様に清水晶子は、「期待を裏切る：フェムとその不可視の〈アイデンティティ〉について」において、役割演技における「過剰性」によってフェムを積極的な主体として理論化したケースの議論は、マーティンが批判した「女らしさ／女性性から距離をおくことによって『積極的な』フェミニスト主体が可能になる」という前提に拠っていると指摘しながら(清水, 2003, p. 57)、フェムの政治的可能性は女らしさの規範からの「距離」や「過剰」にではなく、むしろフェムにおけるジェンダー同一化のストレート性と、性的対象選択のキア性という「つじつまのあわなさ」(清水, 2003, p. 61)に存在すると説明している。

つまり、マーティンや清水の議論における「不可視のフェム」とは、「ジェンダー同一化のストレート性」によってその「キアな性的対象選択」が不可視化されるという意味であり、その女らしさ／女性性という「ストレートな役割の模倣」を通じたジェンダー同一化は可視にとどまる一方で、視覚的にストレート女性との「区別」はつかないことによって女性への欲望が不可視なものになるという意味での「不可視性」である。しかし、フェムが不可視であるのは、セクシュアリティにおいてだけだろうか。プロッサーが指摘したように、「ストレートな」ジェンダーは自然化されることによって、その構築性／パフォーマティヴィティが見えなくされている(Prosser, 1998, p.30-31)としたら、その裏返しとして、フェムの、特にハイフェムの語りに見られるような必ずしも「ストレート」とは限らないジェンダー同一化の欲望は、「ストレート」としてしか見られないことによって、不可視なものとしてされているのではないだろうか。

実際に、アンバー・ホリボーやリア・リリス・A・サマラシンハらは、「キアな」ジェンダー同一化のあり方として見なされるようなブッチ・レズビアンやドラッグクイーンのそれと同様に、自らのハイフェム・アイデンティティもまた構築されているものであり、生物学的なジェンダー（いわゆるセックス）に対してジェンダー横断的な形ではないにしろ、フェムもまた「異なるジェンダーを生きることを選んでいる」ということが多くの場合に認知されないことにいらだちを覚えているようである(Hollibaugh & Samarasinha, 2000, p. 249)。しかも、

ホリボーの語りに特徴的であるのは、ケースがフェムの女性性の過剰を、ブッチとの関係性において示したこと、即ち、ブッチに欲望されるような、ブッチに対して魅力的であるような女性性の構築という意味での過剰性や、ブッチ／フェムという関係性自体のパロディ性をフェムの攪乱性として示したのに対して、ホリボーがはっきりと、「ハイフェムが意味するものとは、ブッチ／フェムといった関係の外側 [dots added] における、トランスジェンダー的な状況です [Hollibaugh]」(Hollibaugh & Samarasinha, 2000, p. 249)、また、「エロティックな関係性に関するものではない、つまりブッチとの関係性におけるものではない [dots added]、ハイフェム性のトランスジェンダー的側面というものがある [Hollibaugh]」(Hollibaugh & Samarasinha, 2000, p. 249)と語っているのは、看過できない。このような、「自然なジェンダー」への違和感を、あるいは、「本物の／自然な女性とみなされること」への違和感を、どのように考えることができるだろうか。

3「本物の女性」への「違和感」と視覚性

3.1「身体的他性」という問題

ホリボーが「ハイフェムのトランスジェンダー的側面」と表現しているように、このような「違和感」を考える際に、トランスジェンダー／トランスセクシュアルの理論や語りは示唆的である。プロッサーは、「トランスセクシュアルは必ずしも異なったジェンダーに見える必要はなく、むしろ生まれたときに割り当てられたセックスから異なって感じるということによって、定義される」(Prosser, 1998, p. 43)と指摘し、「トランスセクシュアルの語りとは、肉体的な内部性（内面的な身体感覚）というカテゴリーと、そのような身体感覚の（外面的な表面としての）見えるものからの独自性の承認に頼っている」(Prosser, 1998, p. 43)としている。本論文では、ホリボーが語る「フェムのトランスジェンダー的側面」を、バトラーやハルバーシュタムの議論におけるジェンダー交錯への方向ではなく、むしろプロッサーの定義するような「かならずしも可視的ではない違和感（異なって感じること）」として読みとっていきたい。スウェーデンの著名な MtF トランスジェンダーでフェムの活動家であるアンディ・キャンディもまた、フェムとトランスの強いつながりを指摘し、「フェムの女性性とは不協和音のようなもので、明らかにストレートなものからは区別されるものだから、自分のアイデンティティのうち、どこまでがトランスでどこからがフェムかという区別はつけられない」と語っている(Candy, 2008, p. 88)。

プロッサー的な意味における「トランスセクシュアル」とホリボーの語りににおける「フェム」が、身体とジェンダーの連続性に関する「違和感」においてある程度の親和性を持つのだとすれば、プロッサーのバトラーによるジェンダーのパフォーマティヴィティ理論への批判はハイ

フェムのジェンダー・パフォーマンスを考える際にも重要なものとなる。清水は「彼女〔バトラー〕は主体によってうまく自然化あるいは『字義通り化』として経験されなかった身体について考えられていない」という意味においてプロッサーのバトラー批判は妥当であるとして、幻想的に字義通り化されながらも、主体にではなく他者に属しているものとして経験されるような「身体の他性 the alterity of the body」をバトラーの理論では十分に説明できないと指摘している (Shimizu, 2008, pp. 14-15)。清水の指摘するように、バトラーの、そしてバトラーを引き継いだ形で展開されてきたジェンダー・パフォーマティヴィティの理論では、「違和感」を感じるような主体が、—しかも、それをジェンダー交錯的な形で可視化させるような形式をとらなかつた場合に、不可視のままにとどまるような「違和感」をもつようなものとして確かに存在する〈わたし〉が一、十分に説明できないとしたら、ハイフェムのジェンダー同一化への欲望を、〈わたし〉の生存可能性が賭けられたジェンダー・パフォーマンスとして、改めて検証する必要があるのではないだろうか。

フェムのナラティブにおいてしばしば登場する、自分自身が「〈自然な〉女性ではない」(Hollibaugh, 2000, p. 147) ような経験や、「生まれつきの女の子 Girl-By-Nature という宿命」を拒絶し (Duggan & McHugh, 2002, p. 166)、「たとえ生まれたときに割り当てられたジェンダーから〈もう一方の〉ジェンダーへと横断していないとしても、それでも私たちは異なったジェンダーを生きることを選んでいるのだ [Samarasinha]」(Hollibaugh & Samarasinha, 2000, p. 249) という感覚を、どのように説明できるだろうか。清水は、幻想的に字義通り化されながらも、それが「自然なもの」として経験されなかったような「身体の他性」とは、トランスセクシュアルの経験や拒食症あるいは過食症のそれに見いだせるように、「主体の身体的、精神的サバイバルにとってとりわけ重要な問題である」(Shimizu, 2008, pp. 11-12) という重要な指摘を行っている。既に見たように、(ハイ) フェムの〈自然な〉女性への違和感とは、それがジェンダー交錯的な形をとらないにも関わらず、トランスセクシュアルの身体によって経験される「かならずしも可視的ではない違和感」と類似したものであり、またそのような違和感を感じた〈わたし〉は、身体とジェンダー・パフォーマンスに視覚的な首尾一貫性を読み込まれることによって不可視化されているために、まさに清水の問題とする「主体ではなくむしろ他者に属しているものとして知覚される」ような「身体の他性」の経験として捉えることが可能だろう。ハイフェムの「〈自然な〉女性への違和感」とは、それが自らのコントロールを超えた「身体の他性」として経験されるものであるため、それは「違和感をもった〈わたし〉」の生存なしには成立し得ないような (ハイ) フェム主体の「身体的、精神的サバイバル」の問題となるのである。¹

3.2 ジェンダーの不可視性：トランスセクシュアルとハイフェムの問題

前節でも述べたように、ジェンダー交錯的なジェンダー同一化を伴わない、ハイフェムの「トランスジェンダー的側面」とは、「必ずしも異なったジェンダーに〈見える〉必要はなく、むしろ生まれたときに割り当てられたセックスから異なって〈感じる〉」(Prosser, 1998, p. 43) というプロッサーによるトランスセクシュアルの定義における、「必ずしも可視的ではないような違和感」という部分において非常に近いものとなる。ハイフェムのある種「トランスジェンダー的」なジェンダー同一化が、それが視覚的な身体との一貫性を読み込まれたときに、それは「ストレートなもの」とみなされ、「〈自然な〉女性」へ違和感を感じる〈わたし〉は常に可視の領域に留まることができるとは限らないからである。しかしながら、プロッサーの主張するトランスセクシュアル的経験の固有性において、その違和感が「必ずしも可視的ではない」ことから、視覚ではなく「触覚的な感覚 feeling」の優位性、あるいは身体の「内部性 interiority」や「現実 reality」の存在論へと向かうのに対し、ハイフェムの感じる「違和感」はそれがジェンダー交錯的な現れ方をしないために不可視であるにも関わらず、むしろ、不可視であるからこそ、視覚とは切り離すことのできないものとして現れてくる。「〈自然な〉女性」への違和感とは、「〈自然な〉女性として見られることへの違和感」であると同時に、自らの(ハイ) フェム性を確立／確認する手段もまた、「ただのジェンダーの領有でも、ガールになることでもなく、自分自身がガールになるのを見ること [Hollibaugh]」(Hollibaugh & Samarasinha, p. 245) という言明に現れているようにしばしば非常に視覚的な感覚を伴うものである。

フェムの「違和感」、あるいは「異なるジェンダーを生きる自分」を演じるフェムのジェンダー・パフォーマンスは、異性愛主義的な社会から不可視であるだけでなく、レズビアン・コミュニティの内部においてもしばしば不可視であったり、あるいは批判の対象となってきた。フェム性が不可視であること、つまり異性愛主義社会の制度の『『内側の』異性愛女性』として「パスできる／してしまう」フェムのジェンダー同一化は、確かにマーティンや清水が指摘するように異性愛／同性愛という二項対立を脱自然化し、「制度を内側から攪乱的に配置しなおす試みのラディカルな可能性」(清水, 2003, p. 58) を持つ。しかしその一方で「異性愛者である」ことが前提とされるような強制的異性愛社会において不可視の存在であることが、レズビアン・コミュニティからの中傷や誤認と重なったとき、フェム・レズビアンは著しい失望と疎外感を感じるということとなるという (Samuels, 2003, p. 246)。そのような状況でフェムはつねに自らのアイデンティティが疑問視され続けるという、非常に困難な状況に立たされることになる (Samuels, 2003, p. 246)。「ストレートな」コミュニティにおける生きづらさに加えて、レズビアン・コミュニティに対してカミングアウトすること、あるいは自らが「ストレートで

はないことを証明すること」(Craig, 2009, p. 123-124)がフェムにとって困難であるような状況において、フェムのアイデンティティは「どのように見られるか」にかかっているとする議論は少なくない。その一例として、自らのフェムとしてのアイデンティティを「どのように感じるか、あるいは振る舞うかということよりも、むしろどのように自分が見られているか [dots added]」にあるとするクレイグの言明においても明確に現れている (Craig, 2009, p. 123)。

4「遠隔的同一化 Identity-at-a-Distance」

このように難しい状況におかれたフェムの「違和感」と「トランス的状况」を、カジャ・シルヴァマンの「遠隔的同一化 Identity-at-a-Distance」という概念から考察することを試みたい。プロッサーや清水が指摘したような首尾一貫したものとして、自分のものとして知覚されないような身体を経験を、フェムのジェンダー同一化の不可視性に類似したものとして考える際に、シルヴァマンが「遠隔的同一化」として理論化した、「自分ではないもの」に対して「異発的同一化 heteropathic identification」²をすることは、文化の中で反・理想化されたイメージに自らを同一化するように強要された主体が、自らが反・理想化されたイメージと同一のものとなってしまうよう抵抗することを可能にするという点において、非常に示唆的な論考である (Silverman, 1996)。

カジャ・シルヴァマンが提示する「遠隔的同一化」という概念は、精神分析家のアンリ・ワロンが1934年の著作『児童における性格の起源』で示した、幼児が鏡に写った自分の身体の像を自分自身としてではなく、むしろ自分自身とは分離したものとして知覚すると同時に、その鏡像はどういうわけか、そのイメージとの関係において子供が自己の立場を見定めることを可能にするものとして経験される、という鏡像段階理論からその着想を得ている。シルヴァマンによれば、ワロンの鏡像段階理論においては、視覚的イマーゴ、あるいは「外部知覚的自我 exteroceptive ego」と、「自己受容的自我 proprioceptive ego」はそもそも分離しているものであり、自己受容的自我との関係において、鏡像は『外部』として知覚されるものである (Silverman, 1996, p. 15-16)。「自己受容性 proprioceptivity」とは、視覚的イマーゴと同様に、身体自我の形成の中核をなす概念であり、特にシルヴァマンは、これを身体感覚 the body's sensation と深く関係しているものと位置づけた上で、「視覚的ではない身体形式の図式」を含むものとして捉えている (Silverman, 1996, p. 16)。つまり、シルヴァマンが「遠隔的同一化」と名付けた、視覚的イマーゴである鏡像、すなわち外部知覚的自我が、自己受容的自我にとって自分自身というよりは「何か他のもの」として知覚されるような経験は、「同一化／性 identity」という言葉が字義通り意味する「同じものになる状態」に反して、「遠隔的同一化とは、

まさにその反対の状態——『他者／他のもの other』になるという状態あるいは特質を必然的に伴う」(Silverman, 1996, p. 15)ものとなる。

シルヴァマンが問題にしているのは、ラカンの鏡像段階において前提とされている「自己同一的身体の原理」においては、ごく限られた主体のみがそのような首尾一貫した身体自我にアクセスを許される一方で、他の主体は反・理想化されたイメージを押し付けられ、それは「バラバラな身体 Body in Bits and Pieces」という、悲劇的な「主体化の失敗」として経験されてしまうということである。シルヴァマンは、ワロンの鏡像段階理論との比較を通して、ラカンの鏡像段階理論における幼児の「歓喜に満ちた」誤認が、視覚的イマーゴ（外部知覚的自我）と自己受容的自我（感覚自我）がスムーズに統合され、主体にとって「全体 altogether」の感覚として（一時的にとはいえ）経験されるという前提に依存していると指摘する (Silverman, 1996, p. 17)。しかしこのような統合によってもたらされる歓喜に満ちた「全体性 wholeness」や「統一性 unity」という経験は、それがまなざし the gaze に認められるだけでなく、その視覚的イマーゴが好ましいものとして、つまり理想的な性質を帯びたものとして受け取られるときのみ可能になる、とシルヴァマンは主張する (Silverman, 1996, p. 20)。この「全体性」や「統一性」への強い願望に基づく「自己同一的な身体の原理」は、「一貫性への熱望」として「規範的な白人男性の身体自我」を定義づけるものとしてシルヴァマンの中で位置づけられる (Silverman, 1996, p. 31)。

一貫した身体自我の概念が文化的に価値づけられることによって、身体的多数性は悲劇的で暴力的な経験として知覚されることとなる。シルヴァマンは『精神分析の四基本概念』（セミネール XI）において「眼差し the gaze」と区別してラカンが用いた、「スクリーン the screen」という概念を「文化が表象する、社会的アイデンティティが刻み込まれる様々な〈差異〉の形式」(Silverman, 1996, p. 19)として捉える。その上でシルヴァマンは、スクリーンにおいて表象される様々な「差異」の形式とは、全ての理想化された属性——「白人性」「男性性」「異性愛」——がその反対の意味をも含んでいること、つまりそれ自体が「理想というよりは否定的なものへの想像的な配列／配置に依存している」ことを指摘する (Silverman, 1996, p. 19)。まなざしが主体を「焼き付ける photograph」イメージが文化的に理想的な地位を与えられることによって「自己同一性」を経験する主体が存在する一方で、文化的なまなざしによって非・理想化されたイメージとの同一化を強いられる場合、それは主体にとって「歓喜に満ちた」同一化の経験ではなくむしろそのイメージを拒絶し、それとの距離を確保しなくてはならないようなものとして経験されるのである (Silverman, 1996, p. 20)。

一貫した身体自我の概念が文化的に価値づけられることによって維持される、「自己同一的な身体の原理」においては、身体的多数性は悲劇的で暴力的な経験とならざるを得ない。シル

ヴァマンの関心は、主体が自らを非 - 理想化されたイメージへ同一化することの身体的困難から、文化的に非 - 理想化された視覚的イマーゴ（外部知覚的自我）と自己受容的自我の間に距離を確保することを可能にするような身体的多数性の可能性へと向かう。一貫した身体自我に価値を置くラカンの理論において身体的多数性が悲劇的な経験とされるのに対して、ワロンは、そもそも自我の一貫性は常に危ういものであり、身体自我を構成する諸要素の分離を強調しているとシルヴァマンは指摘する (Silverman, 1996, p. 21)。シルヴァマンは、自己受容的自我は常に最初から視覚的イメージと分離したものであるという、アンリ・ワロンや、ポール・シルダー、マックス・シェラーらの展開する身体自我論に着目する。

ワロンの鏡像段階理論においては、統一的な身体自我とはそのようなバラバラのパーツを縫い合わせるという困難な作業の結果としてのみ存在するようになるものであり、幼児が鏡像を自らの「外部」として経験する「遠隔的同一化」は、ラカンの理論のようにイメージと感覚的自我の不整合が異常や病理的な結果を生まない。シルダーは、視覚的自我と感覚的自我の非統合を悲劇ではなくむしろ自我の変化への前提条件として有益なものとして捉えており (Schilder, 1950/ 1987, p.88-91)、またシェラーの議論において「自己自身の自我と他者の個体的自我との真の一体感」 (Scheler, 1923/1977, p. 50) を意味する「異発的同一化」をワロンの鏡像段階理論を通して読むことで、シルヴァマンは非 - 理想化されたイメージへの同一化を強制された主体が、「身体自我の異質性が生きる可能性」 (Silverman, 1996, p. 21) を「遠隔的同一化」の概念に見出す。

「遠隔的同一化 Identity-at-a-Distance」の概念化を通して、シルヴァマンはラカンの鏡像段階理論が前提とするような「自己同一的な身体の真理」、あるいは「首尾一貫性の熱望」に対して、反 - 理想化されたイメージへの同一化を強えられる主体が抵抗する可能性を示した。その一方でシルヴァマンは、身体自我の異質性あるいはその非統合が悲劇的で暴力的な経験となることに関しても指摘している。シルヴァマンは、ファノンが『黒い皮膚・白い仮面』において説明する、疑問の余地もなく白人性が特権化された社会において黒人であることの意味を、ラカンの鏡像段階理論でもワロンの鏡像段階理論でもないものとして概念化する必要があると指摘している。それは、鏡の中に「歓喜に満ちた誤認」を可能とされたのではなく、むしろ「非常に不愉快な同一化を引き起こす」 (Silverman, 1996, p. 27) であると同時に、理想化された白人性への異発的同一化もまた、「自己が決してなることのできない」ような、「到達不可能な身体規範」 (Silverman, 1996, p. 29) であるからだ。シルヴァマンは、ファノンの描く黒人男性の身体自我とはむしろ、白人男性の視線 the look が特権化されたカメラ／眼差しとして機能する中で、否定的な意味を付与された「黒人性」のスクリーンに「焼き付けられる

photographed」ことによって、ラカンの「バラバラな身体 Body in Bits and Pieces」という悲劇的で暴力的なものとして経験されるという。

フランス社会がファノンに突きつける鏡とは「徹底的に非 - 理想化されたもの」 (Silverman, 1996, p. 28) であり、それはまた「黒人性」のスクリーンと同義である。反 - 理想的なイメージを文化的に付与された黒人男性の身体自我が直面する苦闘を、シルヴァマンは以下のように述べている。

ここで起きている闘いとは、伝統的な同一化の説明のように、視覚的イマーゴと自己受容的身体の間の距離を近づけることではない。そうではなくて、距離を維持／主張 maintain することである——まさに一貫した自我と同義である、自己同一性の性質としてみなされないよう、「黒人性」のスクリーンから感覚的自我を安全に遠ざけておくことである。 (Silverman, 1996, p. 28)

ここで重要になるのは、視覚的イマーゴとしての「黒人性」のスクリーンが自己受容的身体と等価にならないよう、その距離を縮めるのではなく、むしろ維持／主張するような闘いを迫られるのである。しかしこのように、ファノンが自己受容的身体のイマーゴへの吸収を妨げようとする闘いが、まさに彼を「バラバラな身体」の暴力的な経験へと導く様子を、シルヴァマンはファノンの以下の文章から読み取る。

身体図式は四方からの攻撃を受け崩壊し、人種の皮膚的図式がとって代った。汽車の中ではもはや私の身体の第三人称での認識ではなく、三重人格としての認識を行わなければならなかった。... 私は三人分存在していた。

...

私は自分の体の上に客観的なまなざしをそそいだ。私の肌の黒さを、私の人種的な特徴を発見した。——そして、人喰い、精神遅滞、物神崇拜、人種の欠陥、奴隷商人といった言葉が耳をつんざいた。

.....

私は、私の現存在から遠くに、きわめて遠くに飛び出し、自己をもの object とにした。それは私にとって、何であったというのか、切り取りでなくして、引っこ抜きでなくして、全身にわたって黒い血を凝固させる出血でなくして。 (Fanon, 1952/1998, p. 132)

ファノンの描く、「自分の身体が三人分ある」「自分自身を対象／ものにする」経験とは、「耐えられないイマーゴへの〔強制的な〕同一化」であり、「切断」や「切除」、あるいは「出血」といった表現によってテキストに現れる「暴力的な切断」とは、まさにラカンの示した「バラバラな身体の幻想」であるとシルヴァマンはいう (Silverman, 1996, p. 29)。しかし、「自分自身を対象にすること」は、「否定的な意味を文化的に付与されたイメージ」に吸収されてしまうことのないよう、主体のサバイバルを可能にするような「遠隔的同一化」という概念の政治的有用性として考えることもできるのではないだろうか。

5 フェムの「遠隔的同一化」と変容可能性としての女性性／フェム性

本論文が問題とする、(ハイ) フェムの「〈自然な〉女性」への違和感が、つまり首尾一貫した「自然」ではないようなものとして知覚される経験を考察する際に、シルヴァマンの議論は非常に示唆的である。特に「視覚的イマーゴと自己受容的身体の距離を縮めることなく、むしろその距離を維持／主張することである」というシルヴァマンの指摘は、クィアなジェンダー同一化の欲望が自らのフェム性の重要な部分を占めるハイフェムにとって、非常に重要な概念となる。

既に述べたように、トランスセクシュアル主体の「違和感」とは身体そのものに対する違和感であり、そこで生じている「身体自我の異質性」とは、トランスセクシュアル主体の生存を脅かすものであるため、視覚的外見としての身体（視覚的イマーゴ、あるいは外部知覚的自我）を再構成し、視覚とは独立した部分で働く感覚 feeling や内部性 interiority（すなわち自己受容的自我）と一貫させなければいけない。

身体の再構成に重点を置くトランスセクシュアルの軌道が明らかにするのは、トランスセクシュアルの文脈において問題となるのが、身体自我が物質的な身体部位へ接合や適合するのを感じる [dots added] 能力にあるということである。要するに、それが非・幻想的な状態であるということの根底にあるのは、セックスが変えなくてはいけない何かとして知覚される [dots added] ということである。(Prosser, 1998, p. 44)

身体そのものへの違和感が問題となるトランスセクシュアルの文脈においては、外部知覚的自我と自己受容的自我を一貫させ、違和感は解消しなくてはいけないものであるのに対して、自らを「自然」で「ストレート」な女性と見なすようなジェンダー規範への違和、つまり「スクリーン」に対して違和を感じるハイフェム主体にとって、その「違和感」は解消されるべきものであるというよりは、むしろ自らをハイフェム性として構成する要素の一つであると考え

られる。ハイフェム性において重要な点とは、ホリボーの「本物の自分になるのではなく、ガールに見えないガールになること」という語りにおいて顕著に現れているように、いかに「違和感」を維持し続け、また日々のジェンダー・パフォーマンスにおいてそれを主張していくかということにあるのだ。そのような意味において、シルヴァマンがその政治的有用性を主張する「遠隔的同一化」は、自分ではないものに同一化するという「身体自我の異質性」を、「主体化の失敗」ではないかたちにおいて思考することを可能にするのである。

同様に、「自分自身を対象にする」、あるいは「自分自身をまなざす自分」という経験は、ファノンのナラティヴにおいては暴力的・悲劇的なものとして現れることをシルヴァマンは指摘したが、同様の経験がフェムのナラティヴにもみられるだけでなく、それがフェムのナラティヴにおいては悲劇ではなく、むしろフェム性を成立させる非常に重要な部分の一部として語られている。既に3章でも触れたように、自らをハイフェムと認識するアンバー・ホリボーは、自らの女性性に関して以下のように語っている。

私の女性性はアイロニーをめぐるものです。それはジェンダーの領有であるだけでなく、ジェンダーの構築性に関する申し立てなのです。それはガールになることではなく、自分自身がガールになるのを見ること [dots added] なのです。[Hollibaugh] (Hollibaugh & Samarasingha, 2000, p. 245)

ホリボーにとって、「対象（ガール）としての自分をまなざす」ことは、「対象（ガール）になること」とは明確に区別されているだけでなく、むしろ自己をイメージと同一化すること（ガールになること）を回避し、自らの女性性をアイロニーとして提示するための戦略であることがわかる。「自然に」女性性へと同一化するのではなく、「ガール」のイメージを対象化することによって「遠隔的同一化」を行い、フェムのトランス的状況を皮肉的な女性性として提示するのである。

また、リサ・ダガンとキャサリン・マッキューは、フェム性に関する著名なテキスト“A Fem(me)inist Manifesto”において、女性／フェム fem(me) を以下のように説明している。

フェムは装われ、また見せかけであり、主体 subject が対象／もの object になることで作られるフェティッシュな構築物であり、フェティッシュになることであり、パフォーマンスの感覚を常に持ち続け、それを常に楽しんでいる一方で、（ここに彼女の闘いがあるのだが）その結果にうんざりすることもある。女性／フェムとは、パフォーマティヴィティであり、不誠実さであり、偽物であり、前戯をばかにする――

賭けであり、大胆な挑戦であり、彼女に喜びを与えてくれる人を気づかせるのである。
(Duggan & McHugh, 2002, p. 165)

この文章において明確に示されているように、対象／客体になるということは、ホリボーのナラティブと同様、フェムネスを構成する一部である。そのパフォーマンスはしばしば、異性愛主義社会において身体との一貫性を読み込まれることによって、規範的な（そして「欠如」としての）女性というスクリーンへと暴力的に取り込まれてしまい、それは精神的・身体的生存を脅かす。しかしそのような状況で、自らを対象／客体とすることは、同時に「ガールになる自分を見る自分」を可能にするため、清水が「視覚的イマージを対象／客体とすることは、自己がそれに対するコントロールをある程度取り戻し、視覚の領野にある意味で現れるための、第一歩となるかもしれない」(Shimizu, 2008, p. 38) と指摘しているように、ジェンダー交錯的ではない形でスクリーンとの距離を確保し、〈自然な〉女性への違和感をアイロニーとして維持／主張する可能性を持っているのである。

このように、遠隔的同一化を通じて「〈自然な〉女性」への「違和感」を、あるいは「身体自我の異質性」を維持／主張するハイフェムにとって、自らを歴史的に意味付けられた伝統的・規範的な女性というスクリーンとの間の「距離」は不可欠なものであると同時に、その「距離」が「女性性や女性の身体から離れるべきもの」として、マーティンの批判を反復する形で確保されるべきではないだろう。「アイロニーとしての女性性」というハイフェムのジェンダー・パフォーマンスはしばしばパロディ的で、ケースの主張するような「過剰な女性性」の演技と見なされうる場合もある。キャロル＝アン・タイラーが批判する、模倣 *mimicry* やドラッグにおける過剰性の演技とは、「自然な女性性」を前提として、「階級的、あるいは人種的他者への実際には非 - 同一化であるような同一化」を通して、自らを差異化する「距離のフェティッシュ化」であり (Tyler, 2003, p. 104-105)、その意図に反して白人中産階級の女性性を「女性性の本質」として書き込んでいくだけでなく、棄却するために呼び出される「否認されるべき他者」を構成、収奪するものである (Tyler, 2003, p. 105)。

ここで、シルヴァマンの「スクリーン」という概念へと立ち戻りたい。シルヴァマンは、まなざし *the gaze* は非歴史的で、常に既に主体のコントロールを超えているとしながらも、スクリーンを文化によって表象される、社会的アイデンティティが刻み込まれる様々な〈差異〉の形式として捉えている (Silverman, 1996, p. 19)。「社会的・歴史的差異が視覚の領野へ入り込む場」(Silverman, 1996, p. 134) というシルヴァマンによるスクリーンの再定義を受け入れるならば、スクリーンを社会的・文化的差異の介入する場として考えることで、同時にそれを非歴史的で普遍的なものではなく、変容可能なものとして思考することが可能となるはずであ

る。フェムにとって「鏡」とは、視覚的イマージと〈わたし〉との距離を確保するものであると同時に、スクリーン自体を変容させるための重要な「道具」³ でもある。

鏡は彼女〔女性／フェム〕を溺れさせるプールではない。それらは彼女の根本的なアイロニーの道具、あるいはメタファーなのだ。彼女のパースペクティヴは常に部分的に超感覚的である——それは悲劇的ではない [dots added] ような、バージャーの「見られている自分自身を見る女性 “women watch themselves being watched”」、あるいはマルヴィの「見られること “to-be-looked-at-ness”」なのだ。(Duggan & McHugh, 2002, p. 165-166)

ハイフェムのジェンダー・パフォーマンスは、女性性や女性の身体からいかに離れるかを問題にするのではなく、むしろ女性性を指向し、執着し、そのスクリーン自体を変容させることによって、「女性性を異性愛主義的な歴史から解放」(Dahl, 2008, p. 20) する。重要なのは、女性性からの距離を確保することではなく、それらを異性愛主義的な男性のまなざしの対象／「欠如」としてみなすような、歴史的・文化的な意味付けから離れること、あるいはそれに抵抗していくことにある。それは女性性を固定させ、そこから「ずれる」ことで「違和感」を可視化させるのではなく、「自分の女性性をすっかり、そして固く信じているドラッグクイーンこそが、私に女性性を理解させてくれる [Hollibaugh]」(Hollibaugh & Samarasinha, 2000, p. 245) というホリボーの言明からもわかるように、そのパフォーマンスは女性性からの「ずれ」を演じるものではなく、「女性性それ自体」である／の変容を意図するものであるのだ。ハイフェムの「違和感」と、それを維持／主張するジェンダー・パフォーマンスとは、まさにシルヴァマンがポール・シルダーを用いて指摘したように、反復、分裂、変形といったその構築の過程において、「身体自我が非統一性へと向かうことは、悲劇ではなくむしろ変化への前提条件」である (Silverman, 1996, p. 21)。それはジェンダー交錯的な同一化を伴わないが、いやそれゆえに、トランスジェンダー主体とは異なった形で異性愛主義的なジェンダー規範の中で、「違和感」を感じる〈わたし〉のサバイバルを可能にするだけでなく、規範的な女性性のスクリーンそれ自体を変容させていく可能性を切り拓くものであるのだ。

References

- Butler, Judith. (1999). 『ジェンダー・トラブル—フェミニズムとアイデンティティの攪乱』(竹村和子, Trans.). 東京: 青土社. = (Original work published 1990). *Gender trouble: feminism and the subversion of identity*. New York, NY: Routledge.
- Butler, Judith. (1991). Imitation and gender insubordination. In D. Fuss (Ed.), *Inside/ out: lesbian theories, gay theories* (pp. 13-31). New York and London: Routledge.
- Butler, Judith. (1993). Critically Queer. In *Bodies that matter* (pp. 223-242). New York, NY: Routledge.
- Butler, Judith. (2004). *Undoing gender*. New York and London: Routledge.
- Candy, Andy. (2008). The face of swedish transfeminism. In D. L. Volcano & U. Dahl (Eds.), *Femmes of power: exploding queer femininities* (pp. 50-55). London: Profile Books Ltd.
- Case, Sue-Ellen. (2009). Toward a butch-femme aesthetic. In *Feminist and queer performance: critical strategies* (pp. 31-48). New York, NY: Palgrave Macmillan. (Original work published 1989)
- Craig, Traci. (2009). Femme(In)visible or gender-blind?. In J. C. Burke (Ed.), *Visible: a femmethology, volume one* (pp. 123-127). Michigan: Homofactus Press L.L.C.
- Dahl, Ulrika. (2008). Introduction. In D. L. Volcano & U. Dahl (Eds.), *Femmes of power: exploding queer femininities* (pp. 50-55). London: Profile Books Ltd.
- Fanon, Frantz. (1998). 『黒い皮膚・白い仮面』(海老坂武 & 加藤晴久, Trans.). 東京: みすず書房. = (Original work published 1952). *Peau noire, masques blancs*. Paris: Ed. du Seuil.
- Duggan, Lisa., & Kathleen McHugh. A fem(me)inist manifesto. In C. B. Rose and A. Camilleri (Eds.), *Brazen femme: queering femininity* (pp. 165-170). Vancouver: Arsenal Pulp Press.
- Halberstam, Judith. (1998). Drag kings: masculinity and performance. In *Female masculinity*. Durham and London: Duke University Press.
- Holibaugh, Amber L. (2000). *My dangerous desires: a queer girl dreaming her way home*. Durham and London: Duke University Press.
- Martin, Biddy. (1998). Sexualities without genders and other queer utopias. In M. Merck, N. Segal & E. Wright (Ed.), *Coming out of feminism?* (pp. 11-35). Oxford: Blackwell.

- Prosser, Jay. (1998). "Judith butler: queer feminism, transgender, and the transubstantiation of sex" . In *Second skins: the body narratives of transsexuality*. New York, NY: Columbia University Press.
- Samarasinha, Leah Lilith Albrecht. (2000). Gender warriors [Interview with Amber L Holibaugh]. In *My dangerous desires: a queer girl dreaming her way home* (pp. 239-252). Durham and London: Duke University Press.
- Samuels, Ellen. (2003). My body, my closet: invisible disability and the limits of coming-out discourse. *GLQ: A Journal of Lesbian and Gay Studies*, 9(1-2), 233-255.
- Scheler, Max. (1977). 『シェラー著作集 8：同情の本質と諸形式』(青木茂 & 小林茂, Trans.). 東京: 白水社. = (Original work published 1923). *Wesen und formen der sympathie*. Frankfurt: Schulte-Bulmke.
- Schilder, Paul. (1987). 『身体の心理学—身体のイメージとその現象—』(秋本辰雄 & 秋山俊夫, Trans.). 東京: 星和書店. = (Original work published 1950). *The Image and Appearance of the Human Body*. New York: International Universities Press.
- 清水晶子. (2003). 「期待を裏切る—フェムとその不可視の『アイデンティティ』について—」. 『女性学』, 11, 52-68.
- 清水晶子. (2006). 「キリンのサバイバルのために—ジュディス・バトラーとアイデンティティポリティクス再考」. 『現代思想』, 34(12), 171-187.
- Shimizu, Akiko. (2008). *Lying bodies: survival and subversion in the field of vision*. New York, NY: Peter Lang Publishing.
- Silverman, Kaja. (1996). *The threshold of the visible world*. New York and London: Routledge.
- Tyler, Carole-Anne. (2003). Boys will be girls: drag and transvestic fetishism" . In *Female impersonation*. New York and London: Routledge.

Author Note

本稿は、2010 年 1 月一橋大学大学院審査修士学位論文「ガールに見えないガール—〈女性〉による〈女性性〉の遂行／パフォーマンス」の一部を再構成し、加筆訂正したものである。

Footnotes

- ¹ ホリボーは「実際に、私は一度だけ自殺をしようとしたことがあるのだけれど、それは自分がレズビアンであることと折り合いを付けるのではなく、フェムであることと向き合おうとしたときのことだったの。」と語っている (Hollibaugh, p. 147)。
- ² heteropathic identification に対応する「異発的同一化」という訳は、青木&小林の日本語訳書 (1977) における「異発性一体感」という訳語を参照した。
- ³ フェムの理論家であるウルリカ・ダールもまた、フェムはアイデンティティの単なる可視的な宣言以上のものであり、それは実体というよりは楽屋の鏡にくっきりと反射する像のようなものであると指摘しており (Dahl, p.23)、またダールと視覚芸術家デル・ヴォルケーノの共著である *femmes of POWER: Exploring Queer Femininities* (2008) に掲載されている、ヴォルケーノの撮影によるフェムの写真作品においても、鏡をモチーフとしたものが多く見られる。

"Trouble" Revisited: Female Female Impersonation and its Subversion

Makiko ISERI

This paper explores the potential of female female impersonation by examining the nature of gender performativity as not necessarily being interlocked with gender crossing. This issue is studied in light of the desire for gender identification by femme lesbians, particularly high femmes.

Since the 1990s, there has been increasing attention on the subversive potential of gender crossing subject in both queer theory and post-structuralist feminist theory. However, femme lesbians have not only tended to be overlooked in this regard, but rendered "invisible" due to the fact that they "look straight."

This paper examines how high femmes do not try to resolve this conflict but in fact maintain it, while still holding onto their "fem(me)ininity" in their strong desire for gender identification. The issue is explored through a study of high femme narratives and considered in light of Kaja Silverman's concept of "identity-at-a-distance."

Keywords:

female female impersonation, high femme, gender performance, Identity-at-a-Distance, fem(me)ininity

The Foreign Gaze? A critical look at claims about same-sex sexuality in Japan in the English language literature

Diana KHOR

There is a cluster of studies in the English language on same-sex sexuality in Japan, much of which seems to suggest that Japan is quite different from “the West.” In some way, this is a limited literature, but apparently a well-read one that is also dominated by a few scholars whose work might be becoming institutionalized as the standard knowledge about sexuality in Japan. In this literature, the Japanese tolerance of transgressive sexuality and the lack of a coherent identity in Japanese culture are emphasized, which render futile or meaningless mobilizations invoking “Western-style” coherent gay and lesbian identities.¹ When the literature was suggested to a research collaborator and me to theoretically and empirically contextualize our analysis of lesbian lives in Japan, it quickly became clear to us that we could not just summarize the literature and add our analysis to it. There was something about the literature that bothered us—the claims that are made *and* the apparent uncritical acceptance of such claims in the English-speaking research community. This provided the motivation for writing this research note, which I consider as “research in progress,” as it is meant to provide a theoretical foundation for ongoing projects on lesbian lives and experiences in Japan. It is also hoped that this note will provide a reference point for other studies of same-sex sexuality or of sexuality in Japan in general, and more importantly, encourage multiple voices in the English language literature.

The tolerance of homosexuality

Scholars who suggest that, in contrast to “the West,”² there has been a high level of tolerance of homosexuality in Japan usually point to the absence of laws against homosexuality or a “clearcut moral system based on religion”, which makes it “relatively easy to adapt smoothly to the needs of people with alternative lifestyles” (Lunsing, 2001, p. 345). In addition, in various publications, McLelland and his associates point to the perverse (*hentai*) press in the postwar period, which was positive towards not only homosexuality but also a wide range of sexually transgressive practices, and which made no stable distinction between homosexuality and heterosexuality, or between

homosexuality and other forms of sexual transgression (McLelland, 2005a; Ishida, McLelland & Murakami, 2005; see also McLelland, 2005b; Welker, 2008). In addition, while sexology had its influences in Japan and there existed a tendency to pathologize homosexuality, these scholars claim that such influences were limited by the incorporation of readers' voices that at times challenged the experts' voices in the *hentai* press (McLelland, 2005a; Ishida, McLelland & Murakami, 2005). Indeed, citing Fushimi (2002), a Japanese gay activist, who translated *hentai* as "queer," the same researchers claim that the *hentai* press was the first Queer Studies in Japan, way ahead of its Western counterparts but showing many parallels with the current Queer Studies "in which a wide range of individuals whose sexual and gender identities are not sanctioned by the mainstream culture, come together in a variety of forums to consider the dynamics at play in the construction of some desires as normal and others as perverse" (Ishida, McLelland & Murakami, 2005, p. 40).

Consistent with McLelland and associates' claim of the tolerance of multiple transgressive sexualities and the lack of one clear distinction between homosexuality and heterosexuality, Wieringa (2007), drawing particularly on Buddhism in Japan, claims that despite the strength of patriarchy and heteronormativity, "the historical presence of female-to-male cross-dressing and of transgender practices in Japan points to the possibility of the acceptance of multiple gender constructs and nonnormative sexualities" (p. 241). Robertson (2007) makes a similar argument that in Japan, gender was originally dissociated from sex, which allowed for complex sexual practices. Unlike the opposition of homosexuality and heterosexuality introduced in the 19th century, the Japanese terms same-sex love (*doseiai*) and different-sex love (*iseiai*) were not used consistently. Specifically, same-sex love (*doseiai*) "was used to describe either a relationship that involved a same-gender, same-sex couple (for example, two feminine females or two masculine males) or a same-sex, different gender couple (for example, a "butch-femme" -type female couple, or a "butch-nellie" -type male couple" (Robertson, 2007, p. 221).

There is no dispute concerning the absence of laws prohibiting homosexuality or of strong political or religious coalitions condemning it. Similarly, the *hentai* press and cross-gender practices have been amply documented. The questions to pursue are the following: Does the absence of laws or organized opposition indicate tolerance? Was a

diversity of sexual practices indeed tolerated? How significant were the *hentai* press and cross-gender practices? How to interpret these cultural practices? Could the arguments thus made be applied equally to men and to women?

First, while even today the law does not directly condemn homosexuality, relevant laws also unambiguously support heterosexuality. The system of family registration (*koseki*) and the new law allowing people diagnosed with Gender Identity Disorder (GID) to change their registered sex on the family registration both support heteronormativity as it is predicated on the assumption of the normality of heterosexuality, marriage and parent-child ties. Further, while both homosexuals and transsexuals are considered as "sexual minorities" , a law supporting the rights of the latter could ignore those of the former, hence showing that not all sexual transgressions are equal (Horie, 2006).

Furthermore, rather than indicating tolerance, the absence of laws or organized opposition could indicate the silencing of homosexuality or any form of sexual or gender transgression. Such silencing could deflect any threat sexual and gender transgressions have on the institution of heterosexuality not only by erasing their existence but also by precluding the imagination of an alternative (Kamano & Khor, 1996; see also Vincent, Kazama & Kawaguchi, 1997; Horie, 2006). In addition, it is difficult to assess the popularity or the reception of the *hentai* press, as Ishida, McLelland and Murakami (2005) themselves have also noted. First, they assert that "Japan had developed a significant publications industry devoted to the discussion of "perverse" sexuality" by early Showa, and second, citing Pflugfelder (2000), they claim that "the readership was clearly more attracted than repelled by the "perverse" nature of their contents" . It should be apparent that neither statement amounts to convincing support for the popularity or importance of the *hentai* press.

Besides silencing, another way to minimize the threat posed by gender and sexual transgressions is to confine such transgressions in the category of the "strange" or "perverse." Labeled as "abnormal" , even if they flourish, the transgressions would not affect the larger gender and sexual order. Instead of being the harbinger of Queer Studies in Japan, the *hentai* press could be seen as a way the mainstream society contained the transgressions. The mechanism of creating a *hentai* world could actually keep the "perverted" out of sight of the normal, larger society; "normal individuals" could venture into the world of the perverted, as an aberration that not only did not

disturb the normal functioning of society, including heteronormativity, but which could help maintain the status quo.³ Furthermore, when homosexuality becomes “dangerous”, it is controlled directly. Homophobia was explicitly expressed in the backlash against “gender-free education” and sex education, in which some perceive an evil association among liberation, homosexuality, erasure of gender roles, and what not (see, for example, Nishio & Yagi, 2005; for rebuttals, see Asai et al., 2003; Okuyama, 2005; Nihon Josei Gakkai Jendaa Kenkyuu Kai, 2006).

Continuing along the same line of argument, it is necessary to bring in a critical gender perspective when considering sexuality in Japan. It has been pointed out that the argument for the tolerance for sexual transgressions in Japan was based primarily on observations of male homosexuality (Horie, 2006; see also Kakefuda, 1992). Considering female same-sex relationships in Japan, one could find ample evidence of a history of intolerance or dismissal. First of all, McLelland’s and his associates’ analyses have focused on men, and the *hentai* press also primarily covered men. They display ambiguity about the “lesbian section” in the press, going back and forth between claiming that perhaps it was men who made the section for men’s consumption and asserting that it showed at least some representation of lesbians. Beyond some sparse references to it, the analyses have failed to examine the consequences and reality of gender inequality.

Pflugfelder’s (2005) nuanced analysis of schoolgirls’ intimate relationships in the 1920s and 30s, two decades or so before the *hentai* press flourished, offers a different picture of sexual transgression. While agreeing that female same-sex love was not condemned explicitly in religion, ethics, medicine or the law at the turn of the century, Pflugfelder (2005) notes that “sexologists [were] responsible for creating same-sex love as a “forbidden act” “ in emphasizing “the dire consequences” of a type of relationship condemned as “sexual perversion” (p. 146). In the late 19th century, the focus shifted from men to women and affected all categories of women. Even those sexologists who saw same-sex relationship between women as more harmless than other aberrations frequently discussed it in connection with sexual perversion, which included sadism, masochism, fetishism, and zoophilia. In a sense, this seems to prefigure the alleged lack of a distinct and consistent opposition between homosexuality and heterosexuality McLelland and other researchers have emphasized; at the same time, however, the

stigmatization of these transgressions was evident. Pflugfelder (2005) argues further that “sexological and journalistic vilification of “S,” the common term for intimate relationship among schoolgirls, and of “same-sex love” among females more generally, may be seen as an effort to assert male control over female behavior and emotions in an age when women and girls were enjoying new forms of autonomy” (p. 176). It is also important to note that the support for same-sex love among progressive women, in *Seitō Society*, for example, did not necessarily consist in condemning heteronormativity: sympathetic ones expressed pity for the schoolgirls’ lack of courage to pursue “healthy heterosexual relationships” while others in intimate same-sex relationships became defensive (Pflugfelder, 2005; see also Wu, 2007).

Similar claims about tolerance have also been made with respect to today’s Japan. For example, Lunsing (2005) notes that he detects a strong element of internalized homophobia, indicated by much anxiety about discrimination at work, for example, that is not materialized in most cases. However, the anecdotal nature of the evidence he cites makes it hard to adjudicate his claim. Actually, in another analysis, he shows how heteronormativity at work can silence gay men and thwart their careers (Lunsing, 2001). This is a point that is best resolved by empirical research, to which I shall return towards the end of this paper.

The lack of a coherent self

The foregoing section has examined the claims of a diversity of sexualities and the lack of a clear divide between homosexuals and heterosexuals, which could be taken to suggest that there is no clear identity based on a homosexual (or gay or lesbian) identity. More directly, drawing on Kondo (1990, 1992) and Lebra (1992), Lunsing (2001) claims that Japanese have been taught to switch “role performances” from one context to another, and further, while accepting their feelings seems to be less an issue for Japanese than their counterparts in “many Western countries,” they have to handle the problem of whether and how to express the feelings, or in other words, how to construct their interactional selves and what to keep in their “inner self” . Drawing on such cultural “organizing principles” of Japanese society as *giri-ninjō* and *honne-tatemae* (Lebra & Lebra, 1986; Garon, 1997), Wieringa (2007) claims that “Japanese society is not so much identity-based as Western societies tend to be, but rather behavior-based”

(p. 25). Similarly, Stone (2007) claims that in many East Asian countries, individuals are not independent but are identified by their location in webs of relationships, giving rise to a sense of self that is relational and without coherency. In an empirical study of Japanese lesbians who have had overseas experiences, she argues against the so-called “globalization” of lesbian identity, claiming that the marker “lesbian” does not necessarily carry the same meaning as that defined in and claimed by their counterparts in the West. Rather, “what is often perceived as a full assimilation of a lesbian identity is complex negotiation with both the assumed coherent identity and the “identity structures” while abroad” (p. 45). Rather than “integrating” or absorbing a coherent “Western sexual identity”, the women Stone interviewed expressed contradictions in their identities and allegiances. In an analysis of readers’ ads in the magazines *June* and *Allan*, which cover “issues related to female same-sex desires,” Welker (2008) highlights the “diversity” and “instability” of the terms used. The examples he gives suggest that the meaning of a term, for example, “bi” or “lesbian,” is not fixed or agreed upon by the readers, and further, the meanings of common terms are “unsettled”; for example, a reader could state her preference for a “younger sister” who is older, or an “older brother” who is female. Like other researchers mentioned above, he also connects such instability to “the larger tradition of performing gender in Japan,” which includes Kabuki, for example (p. 48).

The claims made above concerning Japanese uniqueness will be taken up later, after an examination of whether the examples and details cited do suggest “instability” of meanings and identities. Stone’s findings concerning Japanese “lesbians” with overseas experience, while interesting, are hardly surprising. Multicultural exposure or background has been shown to elicit responses that are contextual (see Lee, 2007, for example). Welker’s findings do seem to suggest a multiplicity of meanings attached to particular terms, for example, “lesbians”; however, it remains inconclusive as to whether such multiplicity translates to instabilities in identities or how significant or core such instability of meanings in the ads is as he presents only examples that support his claim. Indeed, a common problem in the analysis of magazines, or more generally the printed press, by the researchers reviewed here is that they present only examples that support their claims about instability or the “queerness” of Japanese sexual and gender transgressions. That there are examples of instability in identities and meanings

does not mean that sexual and gender transgressions in Japan are *characterized* by such instability.

An alternative way to think about these assertions of unstable identities and meanings is to consider instead “the West,” as arguments of instability and queerness are made with reference to a coherent “Western sexual identity.” In other words, rather than disputing that identity is fragmented and unstable in Japan, I’d contend that in these studies the coherence and stability of identity in the West are exaggerated and ahistorical. In an analysis of the influence of the larger socio-historical contexts on lesbian identities, Stein (1997) notes that by the 1980s and 1990s, there emerged different ways of being lesbians and different conceptions of sexuality. Importantly, Stein notes that the younger women were less likely to see lesbianism as a “totalizing, “master” identity that overshadows other group affiliations,” …[and there was] more attention to “the multiplicity of identities” (p. 16). Furthermore, “the salience of particular identity or identities depends on circumstances and contexts” (p. 16).

Perhaps, what is at issue is not an individual’s “embodying” a coherent identity, but whether there are constructed coherent identities on the ideological, aggregate level as a basis for political mobilization. In other words, it is necessary to differentiate between individuals’ identities and the collective political identities. The claim of the lack of stable identities in Japan in contrast to the coherent identity in the gay and lesbian movement in “the West” indicates a comparison across levels of analysis—the individual level in Japan and the aggregate level in “the West.” Further, the assertions about the lack of coherent identity have drawn on supporting evidence on different levels of analysis—Stone focuses on individuals with cross-cultural experiences, while McLelland’s claim of diversity and lack of a stable heterosexual/homosexual divide in the *hentai* press is a claim about a community. Arguably, the latter is consistent with stable gay and lesbian individual identities: the community defined by the reading and making of the *hentai* press could consist of individuals each of whom has a rather fixed identity but which differs from one another, which, on the aggregate level, translates to diversity. The extrapolation, even if it is implicit, from an analysis of the subcultural press to individuals’ identities conflates levels of analysis. Similarly, Welker’s claim of the “unsettling of both the meanings of the terms and the roles they represent” (2008, p. 53) in a reader’s showing preference for a younger sister who is older, for example,

is consistent with a widely accepted claim that “social roles” are emphasized in Japan, even when a particular role is dislodged from the usual demographic characteristics associated with it.

The idea of a “coherent identity” in the West may describe more appropriately the aggregate level of the gay and lesbian movement, especially before the era of queer politics that resists organizing around a stable identity. Dismissing the claim of unstable identities, as I did above, means that one cannot convincingly argue, as Lunsing and McLelland and his associates have, that Japanese activists have shunned their “queer roots” in the long history of sexual transgression in Japan and opted for the problematic stable gay and lesbian identity of the West. Instead, it is more fruitful to explore the implications of adhering to a stable identity as a political strategy in Japan. One may plausibly argue that organizing around a stable, coherent identity poses a more powerful challenge to a society built on the basis of a stable institution of heterosexuality, backed by strong norms of marriage and family *and* supported by a thriving industry of “abnormal” sexual practices. It is highly possible that a stable lesbian and gay identity is less easily absorbed into the “perverse world” , unlike other forms of sexual transgressions, such as transsexuals and transgenders, that have acquired almost celebrity status but are kept distinct from the “normal” world, exerting little, if any, influence on it.

All these arguments and counter-arguments have yet to be tested against appropriate empirical evidence. However, the potential of political mileage to be gained from organizing around a coherent identity in sexual politics in Japan renders puzzling the harsh criticism by the researchers whose work was reviewed here that Japanese political activists have organized on imported, stable gay and lesbian identities (McLelland, 2005a; Lunsing, 2001). According to these researchers, the mobilization of activists on the basis of a gay or lesbian identity is unfortunate, as they fail to recognize the indigenous roots of a non-identity based transgressive sexual politics and takes on instead the fixed and imported identities of mobilization in the West. For example, Lunsing (2001) argues strongly against Itô Satoru’s alleged employment of the binary oppositions of victim/society and minority/majority, and opts instead for the “soft stream” that affirms a broad variety in people’s sexualities instead of a “correct” definition of “*tôjisha*.” In another analysis, Lunsing (2005) characterizes the support

for equality in relationship in OCCUR (*Ugoku gei to rezubian no kai*), a gay and lesbian organization, as bound by “preconceived ideas about equality and the like” rather than being “open to experimenting with a variety of role patterns, lifestyles and relationships” (p. 186). Similarly, McLelland (2005a) has characterized the activism of groups like ILGA (International Lesbian and Gay Organization), Japan, OCCUR and activists like Itô Satoru as taking a “hard-line approach towards “gay identity” “ that is not widely supported by Japan’s queer community (p. 189), despite clear evidence that there is support for such activism as well as for Fushimi Noriaki, whose work and ideas these researchers have cited with approval. It is difficult not to sense underneath all these criticisms a rebuke against “imitating the West,” which is consistent with their lament over the lack of knowledge of the Japanese participants in their research about Japan’s own queer history.

Juxtaposing this harsh criticism of gay activists and their politics against the emphasis on the tolerance of homosexuality and celebration of diverse and unstable identities, in addition to their insistence of the long history of “queer” practice in Japan, a version of Orientalism begins to emerge. Japan seems to be constructed as the (male) (homo)sexual paradise,⁴ the precursor of Queer Studies, and a land free from legal constraints and religious condemnation, all of which could be attributed to the very “culture” of Japan. Further, this “culture” is represented largely through transliterated concepts, from McLelland’s (2005a) “*kono seka*” (rendered in *kanji* on the inside cover of his book) to Lunsing’s (2001) “*nayami*” , “*gomakasu*” , “ | awaseru” , “*usotsuku*” , and “*ippan jyôshiki*” , and so on.⁵ These ordinary terms, used more by some researchers than by others, when transliterated, take on an exotic quality that emphasizes the difference between Japan and the “Anglophone culture,” “the West,” or “many countries in the West” that these researchers have used as a basis for reference. Curran and Welker (2005) have analyzed the processes of translation and implications of the choices made by Japanese lesbian-identified translators. A similar analysis of how Japanese words remain untranslated and are transliterated in the analysis of sexuality and gender in Japan would be most illuminating.

Conclusion

The conclusion I have reached at this point is a very simple one. The literature in the English language on sexualities in Japan has yet to provide convincing evidence supporting the claims of tolerance of homosexuality or of “fragmented identities” of lesbians, gay men and other sexual minorities in Japan. Sorely needed are empirical studies on sexual minorities about their identities, affiliations, politics, and so on. Analyses of texts and representations are valuable, but they do not substitute for studies of people who are not living the life of the majority. Further, trite as it might sound, in a globalized world, there is no avoiding participating in a research community dominated by the English language. The field of sexuality is of course very much alive in Japan, and the founding of the Japan Association for Queer Studies in 2007 further testifies to the vibrancy of the field. While researchers in the field in Japan do participate actively in international conferences, their voices are less prominent in the published literature in English. The international research community can definitely benefit from diverse contributions of the growing number of researchers in the fields of sexuality and gender in Japan.

References

- Asai, H., Kitamura, K., Hashimoto, N., & Murase, Y. (2003). *Jendaa-furii/seikyokuu basshingu* [Gender free/bashing sex education]. Tokyo: Ôtsuki shoten.
- Ben-Ari, D. (1997). Is Japan different? In P. Hammond (Ed.), *Cultural differences, media memories: Anglo-American images of Japan*. London and Washington: Cassell.
- Chalmers, S. (2002). *Emerging lesbian voices from Japan*. London: Routledge Curzon.
- Curran, B., & Welker, J. (2005). From the well of loneliness to the akarui rezubian: Western translations and Japanese lesbian identities. In M. McLelland & R. Dasgupta (Eds.), *Genders, transgenders and sexualities in Japan* (pp. 65-80). New York and London: Routledge.
- Fushimi, N. (2002). *Gei to iu “keiken”* [It’s an ‘experience’ what we call gay]. Tokyo: Pot Publishing Company.
- Garon, S. (1997). *Molding Japanese minds: The state in everyday life*. Princeton: Princeton University Press.
- Horie, Y. (2006). *Rezubian aidentiti no kanousei: Nihon ni okeru rezubian kenkyuu no kouchiku ni mukete* [The possibility of lesbian identity: Constructing lesbian studies in Japan]. Unpublished doctoral dissertation, Osaka University, Japan.
- Ishida, H., McLelland, M., & Murakami, T. (2005). The origins of ‘Queer Studies’ in postwar Japan. In M. McLelland & R. Dasgupta (Eds.), *Genders, transgenders and sexualities in Japan* (pp. 33-48). New York and London: Routledge.
- Kakefuda, H. (1992). “Rezubian” *de aru, toiukoto* [On being a lesbian]. Tokyo: Kawade Shobou Shinsha.
- Kondo, D. K. (1990). *Crafting selves: Power, gender, and discourses of identity in a Japanese workplace*. Chicago and London: University of Chicago Press.
- Kondo, D. K. (1992). Multiple selves: The aesthetics and politics of artisanal identities. In N. R. Rosenberger (Ed.), *Japanese sense of self* (pp. 40-66). Cambridge: Cambridge University Press.
- Kamano, S. & Khor, D. (1996). Towards an understanding of cross-national differences in the naming of same-sex sexual/intimate relationships. *National Women’s Studies Association Journal*, 8, 124-141.

- Langman, L. & Halnon, K. (2005). Globalization and the grotesque. In R.P. Applebaum & W.I. Robinson (Eds.), *Critical globalization studies* (pp. 269-279). New York and London: Routledge.
- Lebra, T. S. (1992). Self in Japanese culture. In N. R. Rosenberger (Ed.), *Japanese sense of self* (pp. 105-120). Cambridge: Cambridge University Press.
- Lebra, T. S. & Lebra, W. P. (Eds.). (1986). *Japanese culture and behavior: Selected readings*. (2nd rev. ed.). Honolulu: University of Hawaii Press.
- Lee, R. E. (1999). *Orientalists: Asian Americans in popular culture*. Philadelphia: Temple University Press.
- Lee, H. (2007). Diverging identities: Ethnic and religious identities among second-generation Korean Americans. In M. Zhou and J. V. Gatewood (Eds.), *Contemporary Asian America: A multidisciplinary reader* (2nd ed., pp. 360-375). New York: NYU Press.
- Lunsing, W. (2001). *Beyond common sense: Sexuality and gender in contemporary Japan*. London, New York and Bahrain: Kegan Paul.
- Lunsing, W. (2005). The politics of okama and onabe: Uses and abuses of terminology regarding homosexuality and transgender. In M. McLelland & R. Dasgupta (Eds.), *Genders, transgenders and sexualities in Japan* (pp. 81-95). New York and London: Routledge.
- Martin, F., Jackson, P. A., McLelland, M., & Yue, A. (Eds.). (2008). *AsiaPacifiQueer: Rethinking genders and sexualities*. Urbana and Chicago: University of Illinois Press.
- McLelland, M. (2005a). *Queer Japan from the Pacific War to the Internet age*. Lanham, Boulder, New York, Toronto and Oxford: Rowman and Littlefield Publishers, Inc.
- McLelland, M. (2005b). Salarymen doing queer: gay men and the heterosexual public sphere. In M. McLelland & R. Dasgupta (Eds.), *Genders, transgenders and sexualities in Japan* (pp. 96-110). New York and London: Routledge.
- Nihon Josei Gakkai Jendaa Kenkyukai. (2006). *Danjo kyoudou sankaku/jendaa-furii basshinngu* (Gender equality policy and gender-free bashing). Tokyo: Akashi Shoten.
- Nishio, K. & Yagi, H. (2005). *Shin kokkumin no yudan* [Catching the citizens off guard]. Tokyo: PHP Kenkyuu Jo.
- Okuyama, K. (2005). *Jendaa-furii no fukken* [The reinstatement of gender free]. Tokyo: Shinfusha.
- Pflugfelder, G. (2000). *Cartographies of desire: Male-male sexuality in Japanese discourse, 1600-1950*. Berkeley and Los Angeles: University of California Press.
- Pflugfelder, G. (2005). 'S' is for sister: Schoolgirl intimacy and 'same-sex love' in early twentieth-century Japan. In B. Molony & K. Uno (Eds.), *Gendering modern Japanese history* (pp. 133-190). Cambridge, MA and London: Harvard University Press.
- Robertson, J. (2007). Dying to tell: Sexuality and suicide in Imperial Japan. " In S. E. Wieringa, E. Blackwood, and A. Bhaiya, (Eds.), *Women' s sexualities and masculinities in a globalizing Asia* (pp. 217-242). New York: Palgrave MacMillan.
- Stein, A. (1997). *Sex and sensibility: Stories of a lesbian generation*. Berkeley, Los Angeles, and London: University of California Press.
- Stone, A. (2007). Queer diasporic (non)identity: Japanese lesbians return home. In A. Asgharaeh, E. Lawson, K. U. Oka & A. Wahab (Eds.), *Diasporic ruptures: Globality, migrancy, and expressions of identity, Vol. II* (pp.39-53). Rotterdam & Taipei: Sense Publishers.
- Vincent, K., Kazama, T., & Kawaguchi, T. (1997). *Gei sutadiizu* [Gay studies]. Tokyo: Seidosha.
- Welker, J. (2008). Lilies on the margin: Beautiful boys and lesbian identities. In F. Martin, P. Jackson, M. McLelland & A. Yue (Eds.), *AsiaPacifiQueer: Rethinking gender and sexuality in Asia* (pp. 46-66). Urbana and Chicago: University of Illinois Press.
- Wieringa, S. E. (2007). Silence, sin, and the system: Women's same-sex practices in Japan. In S. E. Wieringa, E. Blackwood, & A. Bhaiya (Eds.), *Women's sexualities and masculinities in a globalizing Asia* (pp. 23-45). New York: Palgrave MacMillan.
- Wu, P. (2007). Performing gender along the lesbian continuum: the politics of sexual identity in the Seitô Society. In S. E. Wieringa, E. Blackwood, & A. Bhaiya, (Eds.), *Women' s sexualities and masculinities in a globalizing Asia* (pp. 77-99). New York: Palgrave MacMillan.

Footnotes

- ¹ Obviously, I am not making a blanket criticism against all the research conducted by non-Japanese researchers. My focus is more specific and intention more humble.
- ² The “West” remains largely a homogenized cultural category in the arguments of these scholars.
- ³ For an analogous argument about “carnivals” and inequality, see Langman & Halnon, 2005.
- ⁴ Lee (1999) observes that the 1956 film, *Sayonara*, presented Japan “as a sexual wonderland,” (p. 164) with its all-male Kabuki theater and all-female dance troupe. He also argues that in the 19th century, “Oriental sexuality was constructed as ambiguous, inscrutable, and hermaphroditic” (p. 89).
- ⁵ Others have used institutionalized cultural terms. Chalmers (2002) builds her analysis of lesbians on the binary opposition of “*uchi/soto*” and, as noted above, Wieringa (2007), in her analysis of female same-sex practices in Japan, has drawn on the oppositions of “*giri-ninjo*” and “*honne-tatema*” in making the claims about the relative insignificance of “identity.” For a criticism of how the use of such cultural concepts could make the analysis ahistorical and essentialize the cultural differences in way that they become a proxy for race, see Ben-Ari, 1997.

「海外」の視線？日本の同性間セクシュアリティに関する英語文献の批判的考察

ダイアナ・コー

筆者は日本におけるレズビアン経験・生活を分析するにあたって、その背景となる理論を確立する過程で、英文で書かれた日本の同性間セクシュアリティに関する研究が、数人の研究者によるものによって占められている状況に直面した。それらの英語文献における主張は、日本における同性愛に対する寛容さ、セクシュアリティの多様さ、さらにアイデンティティの一貫性のなさを想起させるものである。本稿ではそれらの主張および、日本の同性間セクシュアリティの一般化に対して意義を唱える。第一に、日本の同性愛に対する寛容さが誇張されることで、ジェンダーによる不平等やレズビアンに与えられるスティグマの問題をいかに無視しているかを示す。第二に、日本におけるアイデンティティの一貫性のなさという主張は、「西洋における一貫したアイデンティティ」を誇張することで可能となっており、アイデンティティに関する論考の対象が個人なのか集団なのかを混合したまま比較している、という分析レベルに問題があることを指摘する。これらの問題含みの主張や、日本のゲイ・レズビアン運動や活動家らは柔軟性がなく、西洋の真似に過ぎないという彼らの批判は、ある種のオリエンタリズムを反映しているとも考えられる。英語話者による日本のジェンダー・セクシュアリティ研究のコミュニティにおいては、見解の多様化を奨励し、日本におけるクィアな人々の経験や生活についての実証研究を推進して行くことが急務である。

Keywords:

レズビアン、ゲイ、セクシュアリティ、クィア、日本

テレビ文化と女性—初期の NHK 朝の連続テレビ小説の形式転換と女性視聴者との関係

黄馨儀

1 はじめに

女性とメディア研究の分野において、テレビドラマの描く女性像に関する研究成果は豊富に存在している。しかし、女性が重要な役割を果たすにもかかわらず、1961 年から制作されてきた NHK 朝の連続テレビ小説（以下、朝ドラと略する）に関する研究はいまだに少数であり、特に朝ドラの中で描かれている女性主人公に注目する研究は少ないのが現状である。

朝ドラの初期の放送によって、80 年代以降の『おしん』（橋田，1983-1984）などの人気作品の土台が作られたと考えられる。本稿においては、朝ドラの長い歴史を時代区分し、朝ドラの成立背景を論じるために、その初期作品（1961 - 1974）について考察を行う。分析方法としては、初期の朝ドラの構成要素と内容の特徴を取り上げ、朝ドラで扱う内容と女性ヒロインの原型を確認する。朝ドラは 1966 年の作品『おはなはん』（小野田，1966-1967）において、形式が大きく変化した。この方向転換を考察し、その理由と初期の朝ドラの特徴を探りたい。さらに、初期の朝ドラと女性視聴者の関係についても注目したい。

1.1 先行研究

女性とメディアに関する研究としては、村松 (1975) によるテレビドラマの描く女性像についての研究、村松・牧田 (1985) によるドラマの描く家族像についての研究がある。しかし、朝ドラの女性像について取り上げている論文は僅かしかない。

初めて朝ドラについての考察を行ったのは牧田 (1976) である。牧田は朝の視聴習慣、連続テレビ小説の構造、視聴率と視聴者について分析を行い、貴重な成果を挙げた。続いて、牧田・謝名元 (1983) が『おしん』ブームについて調査を行った。近年は、藤宮 (1999) が「女性の生き方」という考察視点から、朝ドラのこれまでの流れと、女性主人公の特徴について論じている。さらに、和田 (2006) は、朝ドラの一部の作品を例に取り上げ、初めてジェンダーの視点から朝ドラについて考察した。

以上のように、朝ドラに関する分析や調査はあるものの、朝ドラの女性像について、物語の内容に即して詳しくテキスト分析を行ったものはほとんど見られない。そこで筆者の研究¹では朝ドラの女性像の変化を記録するために、80 年代から 2000 年代までの映像分析を行った。従来の研究は概ね量的方法を適用し、いくつかのドラマを比較し、男性と女性の登場する割合を分析している。しかし、筆者はドラマの内容と現実社会における女性の照合を目的として、テキスト分析と登場人物分析を中心とする研究手法をとった。さらに、登場する女性の特徴を

比較し、登場人物の価値構造を分析することにより、それぞれの登場人物の役割と相違を明確化した。

1.2 問題提起～「家庭の女性」という特徴

テキスト分析を通じて、量的分析だけでは読み取れない結果を得た。それは80年代から2000年代までの朝ドラの女性像には、変化が見えるものの、いずれも「家庭的」であるということだ。年代別にテキスト分析の結果をまとめると以下のようになる。

1) 80年代の『滞つくし』（ジェームス三木, 1985）、『純ちゃんの応援歌』（布勢, 1988-1989）：私的空間での活躍

家父長制の制度に縛られるような女性が主として描かれ、娘、妻、母としての側面からの自立が多く描かれている。対比的な脇役の女性により、主人公の従順さが際立ち、父親、もしくは夫の不在により成長していく女性主人公が登場した。

2) 90年代の『ふたりっ子』（大石, 1996-1997）：私的空間から公的空間へ

女性の自立は、家庭、自営業という「私的空間」から「公的空間」へと進出した。その背景として考えられるのは「男女雇用機会均等法」の施行である。社会で活躍する女性主人公の姿が顕著に見えてきたにもかかわらず、物語の設定として、仕事と家庭の二者択一が描かれてしまう。公的空間へ進出する際に女性主人公に与えられる挫折と「破綻」は、両者が両立できない設定となっている。

3) 2000年代の『ちゅらさん』（岡田, 2001）

主人公の恵理は看護師として働いているように、女性の公的空間への進出が目立つ。物語の構造から読み解くと、主人公の職業設定、従来の家族像とは異なる「一風館」の住民の設定は特徴的である。この作品は21世紀の女性の姿を忠実に描いているとはいえ、終盤になると家庭への回帰、つまり既存のジェンダー規範（男は外、女は家）に回収されていく。

以上のように、女性の社会進出や時代の変化に伴い、女性の自立は私的空間から公的空間に移行していくという変化が見られた。しかし、「仕事と家庭の二者択一」や、「家庭への回帰」という設定は、いずれも性別役割分業として、「女性＝家庭」を指向する傾向が読み取れる。

だが、以上の分析には80年代以降の作品しか含まれていない。このような表象の生成の根底にあるものは何か。その成立を確認する必要がある。なぜ朝ドラの女性像は、女性個人と

してよりも、娘、妻、母として描かれる側面が多いのであろうか。「家庭の女性」としての朝ドラのヒロインの表象が作り出された歴史的背景として、朝ドラの成立期（初期）である60、70年代の作品を検証する必要がある。

1.3 朝ドラの時期区分

1961年の初の作品である『娘と私』（山下, 1961-1962）から、81作目の2009年の『ウェルかめ』（相良, 2009-2010）まで49年の歴史を歩んできた朝ドラであるが、本稿は前述の理由から朝ドラの成立期に焦点を絞る。

まず、初期の朝ドラと他の時期を区分するため、作品の時期区分を示す。NHKプロデューサー小林由紀子²は、以下の4期の時期区分を提示している（小林2009）。

1) 1作目から14作目『鳩子の海』（林, 1974-1975）まで：明治生まれ、昭和初期生まれの女性が家族とともに戦中、戦後を生き抜く話が大多数。

2) 15作目『水色の時』（石森, 1975）から41作目『純ちゃんの応援歌』まで：家族よりもヒロインが中心となり、女性の社会進出が目覚しかった昭和50年代を反映。

3) 42作目『青春家族』（井沢, 1989）から61作目『あすか』（鈴木, 1999-2000）まで：生き方の多様性、女性の願望のようなものが続く。

4) 62作目『私の青空』（内館, 2000）以降：再び家族、夫婦、自分らしい生き方、等身大の女性が主題となる。

小林が提起した4期の区切りを参考にしつつ、筆者は視聴率と物語の背景の要素を加えて時期区分を提示したい。まず、第1期の1961年から1974年を「成立期」とし、次に、視聴率が40%台前後で、女性ヒロインを中心とする作品の多い1975年から1988年を「全盛期」とする。次に、1989年、42作目の『青春家族』以降、戦争の題材を減らし、視聴率が35%から30%、25%に移行した時期を「移行期」と名付け、そして、2000年に入り、現代女性の生き様を扱うテーマが目立つが、2009年の現在まで、視聴率の低下も顕著になった時期を「変動期」として区分する。

本稿の中心的分析対象となるのは、「成立期」と名づけた初期の朝ドラであり「2 成立期の朝ドラ」では、その成立背景を考察し、3 では初期の朝ドラの作品の中で、もっとも人気を博

した1966年の『おはなはん』を取り上げる。その受容状況を見ながら、朝ドラの形式の転換と、女性の表象を検証し、女性が視聴してきた理由を探る。

2 成立期の朝ドラ

2.1 原案—新聞小説とラジオ小説から

朝ドラは1961年、初の作品を放送し、当時としては画期的な挑戦であったと言われた。放送当時の新聞記事は以下のようにその先駆性に注目している。

『娘と私』。もっともこの番組は正確には「連続テレビ小説」と呼ぶことになっていて、この種のものが正式に放送されるのはわが国では初めて [dots added]

...

放送時間が朝の8時40分という視聴者の比較的忙しい時間に出るのも、ドラマ風番組としては前例がなく [dots added]

...

さる元日から三日までNHK総合テレビに連続三回出た『伊豆の踊子』(川端康成原作)がそのはじめといわれる。名作のテレビドラマ化 [dots added] 『伊豆の踊子』はテレビ小説の可能性をさぐるためのテスト版的な意味を持っていた。(「きょうから「娘と私」 本式放送はわが国で初めて」, 1961, p. 5)

また、NHK文芸部に属した近藤良男は、朝ドラの制作の背景について、こう語っている。

『新聞小説にあやかってラジオ小説が生まれたように、テレビでも同じことやれるはずだ』という提案が、テレビ小説というタイトルにつながった。朝の時間帯に編成されたもの、朝刊の連載小説 [dots added] を意識したからだ。(「TV40年連続テレビ小説「娘と私」の成功」, 1994, p. 9)

当時朝ドラは、斬新なものとして捉えられており、朝の時間帯でドラマ番組を放送するのは前例がなかった。また、60年代は朝からドラマを見ることが想像しにくい時代であった。ゆえに、まずは「名作」のテレビドラマ化で、「朝刊の連載小説」を意識しながら制作をスタートしたという。

この前例のない朝のドラマ放送は1960年代にはどのような意義を持っていたのか。朝ドラが女性を描く物語、つまり、女性を描き、女性が観る番組として成立した経緯を明らかにしたい。

2.2 原型—家族を扱う「ホームドラマ」

朝ドラは新聞小説を当初の制作の背景の一つとしていたが、内容の原型はホームドラマであると、多くの研究(鳥山, 1987; 坂本, 1996; 西野, 1998)が主張している。

ホームドラマ(home drama)は、日本の独特な放送形態と見られているが、その誕生については主に2つの要因が挙げられる。1つ目の要因は、アメリカの番組の影響である。1950年代、テレビの製作技術や番組のノウハウは未熟であった。テレビの普及に追いつかないほど番組の需要があり、一時はアメリカから番組を大量に輸入した。このように日本のテレビの初期放送史から考察すると、アメリカの「シチュエーション・コメディ」と「ソープオペラ」がホームドラマの原型として捉えられる。

2つ目の要因は、映画のジャンルの中での〈ホームドラマ〉³に遡ることができる。坂本佳鶴恵(1996, p. 356)は、ホームドラマは映画の〈ホームドラマ〉を背景として成立し、その中で扱われた母もの、母性愛という題材が家族の物語を成立させたと指摘する。坂本(1996, p. 96)は映像メディアのジャンルにおいて、「家族もの」を最初に扱ったのは映画であり、母性愛をテーマにする「母もの」の日本映画は1920年代のアメリカから輸入されたものがきっかけとなって製作が始まったと指摘した。「家族もの」は母もの・父ものからホームドラマへ、という流れであることも、坂本の分析によって明らかになった。また、〈ホームドラマ〉は女性をターゲットにした映像と考えられ、女性の観客を想定して形成された。

同時代に、同じ家族関係の愛をテーマとした物語であり、かつアメリカから輸入されたもののなかで、「父もの」はあまり日本では定着しなかった。この現象について、日本文化における「母性愛と親子愛」の特別な関係が理由とされている(坂本, 1996, p. 165)。坂本(1996)は、「母もの」の母親像は、従来から「日本的」とされている献身的な母親像とほぼ重なっている(p. 169)と指摘し、さらに坂本は、山村(1978, p. 188)の分析結果を引用して次のように説明している。戦前の国定教科書、戦後の母を扱ったテレビドラマなどの面接調査をデータとして分析した結果、その中に見えた母のあり方という観点からの母親像は、主体的な生身の人間というより、子供との関係で生きる存在へと象徴化されるという(坂本, 1996, p. 169-175)。日本の母親像は軍国の母から始まり、個人の社会的達成の動機付けとして表現されている。「母もの」は、映像の中の母性愛の表現を確立した。坂本が指摘した「母もの」の母親像、軍国の

母というイメージは朝ドラの内容を想起しやすく、朝ドラの中にホームドラマの要素が織り込まれた原因と考えられる。

2.3 朝の時間帯での放送

朝からテレビを見ること自体、朝ドラが制作された 1960 年頃にはまだ一般的ではなかった。朝からテレビを見るという習慣は、1963 年以降、朝のニュース番組が高視聴率を出したことによって、次第に定着していった。では、朝の番組は誰に見せるのか。朝ドラは朝のニュース番組の放送時間後、「視聴者層として家庭婦人を強く意識し」「主婦向けのため」(牧田, 1976, p. 80) に放映されていると言われているが、本稿はこれに疑問を提示しつつ考察してゆく。

3 朝ドラの特徴の分析

まず Table 1-1 の 14 作について [1] 視聴率と [2] 新聞や雑誌等の記事数を比較し、Figure. 1 の平均視聴率曲線図と Figure 2 の記事事件数比較の数字を確認する。(Table 1-1 と 1-2、Appendix Table を合わせて考察を行うため、Table 1-1 から Table 1-3⁴「朝ドラ初期作品リスト・特徴分析表」と Appendix の「週刊 TV ガイド」⁵記事事件数比較表」を参照願いたい⁶。

Table 1-1 朝ドラ初期作品一覧・記事事件数リスト

年	作品名	[1] 視聴率	[2] 記事数 週刊 TV ガイド	朝日新聞 朝日聞蔵	読売新聞 ヨミダス	[3]NHK アーカイブス 現存状態	DVD・VHS 化
61	娘と私	18	0	4	10	最終回	
62	あしたの風	21	0	1	0	なし	
63	あかつき	24	0	0	0	235、239 回	
64	うず潮	30.2	5	4	2	309、310 回	
65	たまゆら	33.6	0	4	4	なし	
66	おはなはん	45.8	53	9	13	1-6 回、125 から 130 回	●
67	旅路	45.8	21	3	14	2、29、最終回	
68	あしたこそ	44.9	23	4	9	315 回	
69	信子とおばあちゃん	37.8	23	1	6	なし	
70	虹	37.9	35	2	6	なし	
71	蘭子ひとり	47.4	54	4	6	なし	
72	藍より青く	47.3	23	4	10	なし	
73	北の家族	46.1	41	4	8	1、226、301、308 話	
74	鳩子の海	47.2	41	7	7	トータル 20 話	

Note 1. 1962 - 1974 放送当時の記事数 .

Note 2. ●は一致する項目 .

Note 3. 『鳩子の海』は 1、6、35、59、63、64、67、73、75、77、79、105、188、226、237、246、271、295、297、304 話、トータル 20 話が NHK アーカイブスに現存している。

Note 4. [2] 記事事件数については、朝日新聞は「聞蔵 デジタルニュースアーカイブ・フォーライブラリー」の、読売新聞は「ヨミダス歴史館サービス」の情報から得たもの。

[1] 視聴率

1961年から1965年まで、視聴率が徐々に上昇する傾向が見られ、1966年の『おはなはん』になると、一気に45.8%にも上った。1966年以降の作品は45%台を維持し、また一旦下がり、1971年以降の作品はほぼ45%以上の視聴率を記録した。

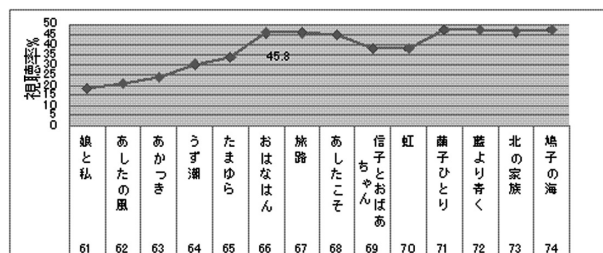


Figure 1. 平均視聴率曲線図

[2] 記事件数（新聞と週刊誌）

次に、朝ドラの放送開始とほぼ同時期に創刊された『週刊TVガイド』の記事件数を考察する。Figure 2を見ると、1965年までの作品の記事件数が一桁台であるのに対し、1966年の『おはなはん』の記事件数は、一躍53件となった。記事件数の最も多いのが、1971年の『蘭子ひとり』（高橋, 1971-1972）の54件であり、全体的に1966年以降増加していく傾向が見える。また、朝日新聞、読売新聞の記事については、すべて一致しているわけではないが、1966年以降の記事件数が大幅に増え、1966年の『おはなはん』の記事件数をもっとも多くなる。以上、初期の朝ドラの作品において、1966年の作品が視聴率も高く、報道された頻度も極めて多いということがわかる。

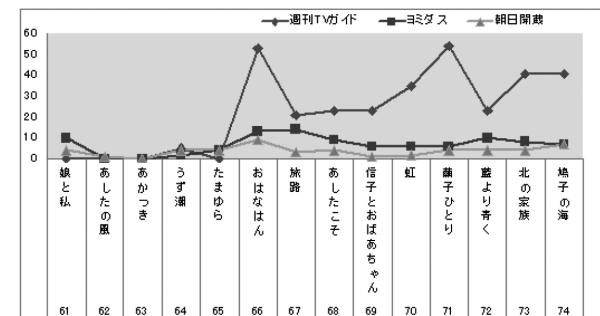


Figure 2. 記事件数

[3] 本稿の映像資料としては、NHK アーカイブス⁷とNHKエンタープライズのDVD（VHS）を利用した。分析するコンテンツは、必然的にこれらの資料が入手可能という条件を満たすものとなる。現存している作品の中で、1966年の『おはなはん』はVHSの総集編が出ており、1974年の『鳩子の海』はアーカイブスでの保存状態が最もよい作品である。

Table 1-2 朝ドラ作品の形式特徴

年	作品	[4]原作	[4]脚本	[5]有名な作家によるもの	[6]オリジナル	[7]フィクション・ノンフィクション
61	娘と私	獅子文六	山下与志一	◆		◎
62	あしたの風	壺井栄	山下与志一	◆		◎
63	あかつき	武者小路実篤	山下与志一	◆		●
64	うず潮	林芙美子	田中澄江	◆		◎
65	たまゆら	川端康成	山田豊、尾崎南	◆		●
66	おはなはん	林謙一	小野田勇			◎
67	旅路	—	平岩弓枝		◎	●
68	あしたこそ	森村桂	橋田寿賀子			●
69	信子とおばあちゃん	獅子文六	井手俊郎	◆		●
70	虹	—	田中澄江		◎	●
71	蘭子ひとり	三浦哲郎	高橋玄洋			●
72	藍より青く	—	山田太一		◎	●
73	北の家族	—	楠田芳子		◎	●
74	鳩子の海	—	林秀彦		◎	●

Note 1. [7] の列において、フィクションは●ノンフィクションは◎。

Note 2. ◆、●、◎は一致する項目。

Note 3. Table 1-2 は牧田徹雄「NHK 連続テレビ小説の考察」の表 2 の一部を参考にして作成したもの。

[4] 原作と脚本：Table 1-2 に載せてあるように、朝ドラは原作のある小説を扱い、テレビドラマ化した点が一つの特徴と言えよう。特に初期の作品の前半、1965 年『たまゆら』（山田、1965-1966）までの作品は [5] 有名な作家による作品が集中した。1966 年以降の作品はというと、必ずしも小説をベースに制作したものではなく [6] オリジナル作品と [7] フィクションという 2 つの特徴を合わせ持っている。

以上のような要素と特徴を持つ朝ドラであるが、ここでは要素の [4] から [7] までの特徴を見ながら、その形式を確認する。

3.1 文学性を盛り込む作品 (1961 - 1965 年)

朝ドラの扱う内容として、最初の作品『娘と私』などの初期作品に、獅子文六、壺井栄、武者小路、林芙美子、川端康成などの作家によるいわゆる名作をドラマ化したものが多い。この特徴は、朝ドラの成立背景と深く関連していると考えられる。『娘と私』を企画した岩崎修氏によると、朝ドラの母体として 2 つのものがあげられる。ひとつは、1959 年に放送された初の連続テレビドラマ『バス通り裏』（筒井 & 須藤、1958-1963）であり、もうひとつは 1961 年の正月に 3 日間連続で放送された『伊豆の踊子』（篠崎、1961）である（岩崎、1962, p. 53-57）。

『伊豆の踊子』という作品はテレビ小説としてはじめて試みられた形であると言われ（岩崎、1962; 牧田、1976）、このドラマは「主人公の心理の独白もいかにして、心理描写の密度もやや文学的な厚みを狙うというのが制作者の意図であった」（牧田、1976, p. 85）という。

また、「この作品ではナレーションが中心になるため原作の味を忠実に生かしていると、内外から好評を得た」（『週刊 TV ガイド』、1968a, p. 42）という。この作品の成功が朝ドラの制作のきっかけとなった。しかし、成立当初の「テレビ小説」の制作方向はまだ完成しておらず、作品の路線について、制作側の丹羽一雄氏によると、「テレビ小説とは一体何であるのかということをよく聞かれますが、... なかなか定義などというものは出てこない」「ただ言えることは、要するに小説、文学といったものとテレビドラマを結合させ」（牧田、1976, p. 85）たのだそうだ。

テレビ小説という形式の番組は、前述したように、新たな形式のドラマであった。牧田によると「文学性のあるナレーションと、テレビの映像という異質のものをかさねあわせることによって、新しい表現を生み出すという意図で出発した連続テレビ小説シリーズは、その初期において、獅子文六・壺井栄・林芙美子など高名な作家の自伝小説を題材としてえらんている」（牧田、1976, p. 78）という。

牧田の研究が明確に指摘したのは「テレビドラマに文学性を盛り込むという意図で始められた『テレビ小説』の題材として、まず、高名な作家の原作ものが選ばれたというのは、ある意味では当然のことであった」ということであり、さらに、牧田はその原作とナレーションの文学性を指摘した。

これらの作品の現存しているわずかな部分を、NHKアーカイブスにて考察した。原作の小説と合わせて、物語のあらすじは読めるものの、残念ながら、ナレーションの文学性という特徴の確認は困難であった。

初の作品『娘と私』の放送表現については、語りが中心となっており、原文の朗読を盛り込んで、ナレーションの表現は「小説を語りとタレントのセリフでつないで」「原文の朗読、波や雨風の音、音楽、といった音を中心にしながら背景になる画面を展開する」（「きょうから「娘と私」 本式放送はわが国で初めて」, 1961, p. 5）という「文学的」なものであった。

名作のドラマ化という路線から出発し、初期の朝ドラは文学性を盛り込んだ作品を取り上げる傾向が見られた。この特徴は 80 年代、90 年代以降周知された朝ドラの形式とはだいぶ異なるようである。女の一代記や主人公とその家庭を中心に扱う物語として知られている朝ドラの形式と内容の転換に注目しながら分析する必要がある。

1966 年の作品『おはなはん』は前述したように、高視聴率をマークし、記事件数も極めて多い。牧田によるとそのヒットは、下記のいくつかの点から分析できるとする。

(1) NHK によって連続ドラマ化される前に 1962 年に単発ドラマとして一度ドラマ化し人気を博した。

(2) 『おはなはん』は前作と異なり、ナレーションがそれまでの一人称から三人称に変化し、さらに小説の朗読ではなくより平易で、牧田によると「テレビを使った語り物という方向へ確信をもって変えた」（牧田, 1976, p. 88）という。

形式の変化について指摘した牧田であるが、ここでは「女性主人公」と「視聴者」との関係に着目し分析していく。

3.2 形式の転換—『おはなはん』の人気と「女の一代記」の成立 (1966 年)

東京都の水道局員が、ある日、NHK にこう伝えてきた。

「朝 8 時 15 分になると、水量メーターが急に下がり、水の出が良くなります」

「全国の主婦が、8 時 15 分になると一斉に職場を放棄？」

（「いやア 参った参ったこの騒ぎ 空前！！おはなはんブームの総決算」, 1967, p. 24-28)

これは 66 年の朝ドラ『おはなはん』が放送された時の報道である。『おはなはん』という作品の受容状況について、週刊誌の記事からその人気ぶりを覗いてみる。

3.2.1 『おはなはん』雑誌分析—『週刊 TV ガイド』から

1) 見出し⁸

(1) 「甞った信長 高橋幸治 NHK「おはなはん」で、こんどは軍人役 拝見 [写真特集一面 4 ページ]」(1966, p. 7-10)

(2) 「平凡な女、はなの一代記 榎山文枝、高橋幸治らが出演 [番組紹介]」(1966, p. 92)

(3) 「高橋幸治に再度の助命嘆願」(1966, p. 12)

(4) 「テレビでも結婚シーズン 榎山文枝が花嫁に」(1966, p. 14)

(5) 「かわいいですのう 「おはなはん」で人気沸騰 榎山文枝の熱演ぶり拝見」(1966, p. 3-5 [写真特集一面])

(6) 「おはなはんに娘誕生 榎山文枝にそっくり」(1966, p. 12)

(7) 「おはなはんがレコード化 倍賞千恵子の歌、裏はテーマ音楽」(1966, p. 26)

(8) 「後家入りにきんさんかい 老若男女がみんな惚れたおはなはんの魅力とは？」(1966, p. 32-35)

(9) 「快調のペース おはなはんは陽気な後家はん 朝の人気者・榎山文枝」(1966, p. 3-5 [写真特集一面 3 ページ])

(10) 「横顔紹介『おはなはん』をとりまく人々」(1966, p. 28-32)

(11) 「スタジオ訪問 おはなはん」(1966, p. 24-27)

(12) 「テレビこの 1 年 なんでもベストテン 強い「おはなはん」と「てなもんや三度笠」」(1966, p. 28)

(13) 「『おはなはん』から宇宙中継まで＝66 年テレビ界十大ニュース＝」(1966, p. 26-28)

(14) 「あの顔、あのシーン 思い出のおはなはん大特集」(1967, p. 3-9)

(15) 「いやア 参った参ったこの騒ぎ 空前！！おはなはんブームの総決算」(1967, p. 24-28)

(16) 「特集 さよなら「おはなはん」 生かすか殺すかの大論争！」(1967, p. 34-38)

2) 表紙

(1) (1966a, cover page)

(2) (1966b, cover page)

(3) (1967a, cover page)

(4) (1967b, cover page)

3) 読者サロン

(1) 「おはなはんの楽しさ」 (1966, p. 112)

(2) 「「おはなはん」と母」 (1966, p. 104)

(3) 「おはなはんを見終わって」 (1967, p. 104)

4) 紹介記事

(1) 「『おはなはん』の人气がすばらしい。関東では、先週集計分が 50% を越えた。…要するに、実話をもとにした個人的伝記、それも、婦人層が圧倒的なこの時間帯で、女の伝記こそ、もっとも大衆的だ。」(「かわいいですのう 「おはなはん」で人気沸騰 榎山文枝の熱演ぶり拝見」, 1966, p. 3-5)

(2) 「特別企画：本誌記者座談会 「おはなはん」 最高の人気」：「『おはなはん』の人气は、本のよさ、脇役のうまさにもあるな」、「とにかく、奥さまたちは”女の一生” [sic] が大好きなんだよ。それがうける要素。」(1966, p. 26-28)

(3) 「庶民の教科書」：「おはなはんは、明るくて、強く、大らかで、情にあつい。『期待される人間像』なのである。速水夫婦は『期待される夫婦像』である」(「後家入りにきんさらかい 老若男女がみんな惚れたおはなはんの魅力とは？」, 1966, p. 35)

以上は雑誌の内容から抜粋したものである。紹介記事の内容を確認したところ、2つの現象が確認できる。1つは『おはなはん』という番組が放送された当時の人気の高さと、その人気のもととなったのは視聴者のよき反響と考えられる。

その内容を読んでいくと、例えば 4) の (1)：「婦人層が圧倒的にこの時間帯で …」、4) の (2)：「奥さまたちは女の一生がお好きなんだよ。」と、1) の (15)：「朝 8 時 15 分になると、水量メーターが急に下がり、水の出が良くなります」「全国の主婦が、8 時 15 分になると一斉に職場を放棄？」。これらの記事から 1 つの傾向が読み取れる。つまりこの作品は主婦層から絶大な人気を得たということが分かる。

次に、4) の (1) から「『おはなはん』の人气がすばらしい。関東では、先週集計分が 50% を越えた。」という記事に、番組の高視聴率を言及した。さらにその話題性の高さについて、1) の (6) に「おはなはんに娘誕生 榎山文枝にそっくり」という記事もある。主演の榎山文枝とそっくりのおはなはん人形まで発売されたことから考えれば、実に珍しい例であった。また、1) の (13) に年末の特集に載せられた「『おはなはん』から宇宙中継まで＝66 年テレビ界十大ニュース＝」というテレビ界の十大ニュースとしても取り上げられた。

では、この作品の魅力はどこにあるかを、映像の考察を加えて見ていく。

3.2.2 『おはなはん』映像分析

3.2.2 の部分において、初期の朝ドラの作品の中で、唯一総集編 VHS ビデオカセット集が出版された『おはなはん』の作品を考察した結果をセリフ記録として取り上げたい。セリフの読みによって、この作品の内容と主人公のイメージを確認する。

セリフ記録

場面 1 00:06:10 – 00:07:00

はなの卒業式、一人の女子学生の結婚について語り合うおはなはん友人

はな：みんな早いやね。お免許をもらって、はかまをぬいたら、すぐお嫁さんになるんやね。

友人 1：当たり前やないか。うちらも 18 やもん。

はな：どうだろうか。けど、すぐにお嫁にいくのがつまんないような気がするわ。

友人 2：おはなはんは、先生の目を盗んで、小説本を読んとなったけん。恋愛に憧れとるじゃろう。

友人 3：わからんよ。おはなはんじゃけん。こんなそばげな顔をして、実は、大洲のうちに帰ると、もうちゃんと決まるとるなんん。

はな：はあ、決まるとるよ。

場面 2 00:14:15

木をのぼって、お見合いの相手を見る。お見合い相手が来ると聞いて、好奇心に富むはなは急いで顔を見ようと、木の上まで登った。縁談を断りに来た、お見合いの相手は速水謙太郎という軍人である。はなはこの人に一目ぼれし、いったん破局した縁談ははなの行動によって、結婚にまで至った。

場面 3 00:57:25

謙太郎がドイツの駐在武官として栄転する前、連隊の大演習を立派に成し遂げるため、連日の疲れが出て、食事するシーン。謙太郎は床で横になって、はなはその様子を見て、

はな：あなた。熱いですよ。少しお熱があるんじゃないありません？

謙太郎：うん、そうか？

はな：風邪かしら。

謙太郎：そうかもしれない。連隊の俺の部屋は夜になると、ずいぶん冷え込むからな。

はな：お薬を持ってきましたよ。

謙太郎：あ、いいんだ。これを飲んで寝たら、風邪なんかすぐ治る。

はなは謙太郎の熱に気付いたが、謙太郎は「大丈夫」と言い張り、はなが医者と呼ぶと言っても、謙太郎は自分の体に自信を持っているせいか、薬も医者も一切拒否した。

場面 4 00:59:00

二日間が過ぎても、熱が下がらない謙太郎。仕事に出かけるシーン。

謙太郎は立って、装備を身に付け、はなは手伝う。

はな：あなた、まだ熱がひかないじゃないありません？

謙太郎：あ、何でもない、大丈夫だ。

はな：本当に大丈夫ですか？

謙太郎：ああ。俺は日露戦争の激戦の勇士だぞ。風邪なんかうまくぶっ飛ばして、ひと汗ながせばぶっとんじまう。

はな：でも。

謙太郎：責任ある一行中隊の指揮官は風邪くらいで休めるとするか。まして俺にとってはこの連隊の最後のご奉公だ。つまらん心配するな。

はな：はい。

何回も旦那の体調を心配していたが、謙一郎の言葉で止められた。その後、謙太郎が軍隊に戻ってから、肺炎で急死してしまったという不幸に至った。

場面 5 01:16:00

軍隊に行き、謙太郎の遺体を見て自分を責めるはな。（カメラがはなの顔にクローズアップした）

ナレーション：おはなはんは、芹川中尉の話を聞きながら、臍をかむ思いであった。なぜあの朝、自分は夫を止めなかったのだろう。ただの風邪を考えたのが間違いだった。もしも本当の病症を掴んでいたら、どんなに夫が言い張ろうと、どんなに夫に叱られようと、馬の轡にすがり、あぶみに腕をちぎられても、止めたのであろう。おはなはんは、自分に医学の知識がなかったことが、死ぬほど悔やまれるのだった。

場面 6 00:24:15

大洲の実家に帰り、生計のことで悩むおはなはんの一家。

正太：へえ？姉さんが医者に？本気がいの？

はな：本気よ。

おば：へえ、女のお医者さんね。

正太：相変わらず突飛なことを考えるんじゃないの。おねえさん。

はな：突飛じゃないわよ。

母：いいえ。正太のいう通りじゃ。突飛玉ね。そんな急に思いついたらしようって。

はな：急に思いついたらじゃないのよ、お母さん。

これはね、速水が死んだ時からずっと考えていたことなんよ。

母：そんなに前から？

父：どういうことなんじゃ。訳を言うてみ。

はな：1年の計は元旦にあるっていうこともあるし、ちょうど家族も揃ってとるけん。そうしたら聞いてもらいます。...

はな：うちが医学に知識がなかったけん。速水を殺したんです。

母：そうけんなこと。

はな：いいえ。だからね、子供たちだけは、二の前をさせたくないです。子供たちだけは、自分の手で守ってやりたいのです。ほんじゃけん。お父さん、お母さん。うちにお医者さんの勉強をさせてください。...

母：お父さん、なんとか言ってくださいよ。

父：女の医者の学校ってちゅうのは、どこにあるんじゃない。

おば：ええ、聞きませんな。

はな：東京です。

母に反対されたが、おはなはんは強い決意をした。子供の謙一郎と弘枝を実家の母に預けて、東京の女医学校へ通うことにした。

場面 7 00:41:40

母の死の責任をはなのせいだと言い出す親戚の伯父さんと会話するシーン

親戚：疲れはったのじゃろう。あの年になってからに、子供二人の面倒を見て、大変じゃろうな。

はな（無言）

親戚：これは、つまらんことを言っしもうた。おはな、気にしないや。

はな（頷く）

親戚：あんな、どうこういうわけじゃないけんな。あんただって、東京に遊びに行っているわけじゃないけんな。...

はな（泣きそうになった）

父：いや、それが原因ちゅうわけじゃないじゃ。寿命じゃ、寿命。

正太：姉さん、つまらんこと、気にしなくていいんだぞ。

場面 8 00:46:20

子供を見してくれる母が亡くなり、学校と子供はどうするのか、父から聞いてきたシーン。

父：おはな、おまえこれからどうなんする気じゃ？ ...

父：そりゃ、まあ、せったく入った学校じゃ、子供たちの面倒を見てくれる人さえおりゃ、俺は、続けさせてやりたい、山々じゃの。うちおいては、どうにも発展にならん。...

はな：お父さん、おばさん、すみません、いろいろ。でもご心配なく。私の決心はもうついておりますから。

はな：諦めました。学校。

弟の正太が猛反対。

はな：医者になろうと思ったのも、元はと言えば、子供たちを無事で、まっすぐに育てたいと思ってからです。けど正直にいうと、お医者さんの学校に入ってみたら、また別の目的も、別の欲望も出てきました。でも、肝心な子供たちが不幸せになってしまおうては、何ともなりませんもんね。

結局、子供を育てながら、東京で勉強することにした。昼間は子供を細倉夫婦に預けて、夜は自分が子供の世話をする。

場面 9 00:45:00

三雲からのプロポーズ

ナレーション：おはなはんは迷っていた。三雲が嫌いでないのが事実だ。好きだからこそ、甘えて勉強に押し掛けたりしたのである。夫の死後、我武者らにここまで来たものの、これからまだ先の道は遠く、海のものとも、山のものとも知れないのだ。三雲の家にはそのままとけ込んでしまいたいような、家庭の安らぎがある。おはなはんは大いに迷っていた。

場面 10 00:46:01

子供を考え、再婚をあきらめたおはなはん

はな：あのね、謙ちゃん、三雲のおじさんは、嫌い？

謙一郎（頷く）

はな：どうして？あんなにやさしいし、いつも謙ちゃんと遊んでくれるじゃない。

謙一郎：どうしても大嫌い！

その後、謙一郎が急病で入院となり、一ヶ月し、いよいよ退院した謙一郎。

場面 11 01:00:04

謙一郎とはなの会話

はな：よく頑張ったわね、謙ちゃん。辛かったでしょう。

謙一郎：でも、お母ちゃんとずっと一緒だったからよかった。

はな：まあ。

謙一郎：お母ちゃん、まだ学校に行くの？

はな：いいえ、ずっとうちにいますよ。謙ちゃんがすっかりよくなるまでね。

謙一郎：じゃ、なかなかよくならないぞ。

謙一郎：謙ちゃんったら

寝ていても、「お母ちゃん行かないで」寝言をいう謙一郎であった。子供の気持ちを考え、おはなはんは母として生きていく決意をした。

場面 12 01:06:52

三雲の求婚を断ったシーン

三雲先生：理由を聞かせてくれないか？

はな：私は、私の一生を、子供のために使うことにしました。

三雲先生：自分の幸せは？女としての幸せを捨てる気か？

はな：はい。私の再婚で、もし子供たちが不幸せになったら、それは私にとっても、大きな不幸なのです。

三雲先生：ばくに子供を任すことができないということですね。

はな：どうしてなのでしょう。あまり人見知りのしない謙一郎が、先生にだけがなかなかつこうとしません。私の態度に先生を、好きだという気持ちがあるのは、あの子には見えるかもしれません。先生から結婚の話を伺ったとき、私とても嬉しゅうでございました。ありがたいと思いました。それで、そのために、少し有頂天になったようです。その時、謙一郎があ病気です。私が、天罰じゃ、と思いました。

三雲先生：天罰！？...

はな：いくら学業のためとはいえ、なぜ子供たちを、人任せにしといたんのだろう。母親は、どんな事情があろうと、子供から離れてはいけません。

ここでの記録は、主に (1) 主人公の性格と (2) 人生の転換点を中心に注目した。場面 1 と 2 の記録から、主人公はなの性格が読み取れる。少しおてんばであるが、陽気で見合い結婚の時代でも恋愛に憧れている女性として描かれている。結婚して 5 年目、場面 3 から 5 の部分は、はなが夫の死に直面したシーンである。夫の謙太郎が肺炎で亡くなり、その死を自分のせいにしたはなの姿が見られる。場面 6 では、「うちが医学に知識がなかったけん。速水を殺したんです。」「子供たちだけは、自分の手で守ってやりたいのです。」とまで言い出したはなは、子供を守るために、女医学校に通うことにした。一旦子供を実家の母に預け、東京で女子学生として生活をしたが、やがて母の急死で学校を諦めようとした（場面 7 と 8）。しかし、友人の助けによって、学校と子育ての両方を行うという生活を一時期過ごした。はなの学校の先生である、医者三雲先生とはなはお互いに好意を寄せているが、三雲先生からプロポーズされたはなは（場面 9）、子供の気持ちを考え 1 人の女として生きていくより、母としての道を選ぶ

ことにした（場面 10 と 11）。三雲のプロポーズを断った理由は子供の病気で、自分は母親として失格だと感じたはなは、子供より自分の恋のことを先に考えたこと天罰だと言い出した（場面 12）。「謙一郎があ病気です。私が、天罰じゃ、と思いました。」「私は、私の一生を、子供のために使うことにしました」と、はなは結婚を選ばずに、子供のために生きていくことを決め、頑張ってきた女医学校もやめ、産婆を職業に子供を女手一つで育てた。

ここで見てきたおはなはんの人生の転換点に注目してほしい。女医学校に通うのは夫の謙太郎の死から受けたショックや悔やみと子供を守りたいという願望からであるという設定である。しかし、女医学校を辞めたのも、再婚を諦めたのも、子供のためである。人生のすべてを妻として、母として、夫と子供に捧げる。このような女性の表象が当時の視聴者の共感を得た。

このような設定は、60 年代の女性たちの人気を博した。その人気の高まりが、この作品を初期の朝ドラの代表作にしようと言っても過言ではない。『おはなはん』という作品は朝ドラの「女の一代記」の路線を確立し、以降の朝ドラのパラダイムを構築したと考えられる。

『『おはなはん』の形式が『テレビ小説』を確立していく方向とすれば、初期の目標とはかなりずれたことになる」（牧田、1976, p. 88）と言われるように、1966 年の作品から形式の転換が明確になった。尾崎 (1966)、牧田 (1976) の指摘によると、ナレーションがそれまでの一人称から三人称に変化し、大衆娯楽の形式に近づいてきた。さらに、本稿でもっとも強調したい点は、「一代記」の成立とその原因である。雑誌記事の内容分析から見たように、この作品は話題となり、特に女性、朝の時間帯に在宅する婦人層からの支持が大きかった。視聴者からの反響の大きさは朝ドラの形式転換に深くつながり、さらにこの形式が 66 年以降の番組の規範となった理由ともいえよう。

Table 1-3 朝ドラ初期作品内容分析特徴

年	作品名	[8]一代記	[9]家族もの	[10]テーマ	[11]テーマ
61	娘と私		●		
62	あしたの風		●		
63	あかつき		●		
64	うず潮	◎女			
65	たまゆら		●		
66	おはなはん	◎女		戦争	夫不在
67	旅路	◎男			
68	あしたこそ		●		父不在
69	信子とおばあちゃん		●		
70	虹	◎女		戦争	
71	筒子ひとり	◎女			母探し
72	藍より青く	◎女		戦争	夫不在
73	北の家族		●		父不在
74	鳩子の海	◎女		戦争	母探し

3.3 「一代記」と家族もの

ここで、牧田(1976)の研究成果を一部参照しながら、朝ドラの扱う題材の特徴について考えてみたい。Table 1-3の中で[8]一代記と[9]家族ものという特徴に注目して考察する。

初期の朝ドラの主要テーマは「家族もの」と「一代記」という2つのタイプに分けられる。家族ものとは、「親と子・夫と妻など、身近な人間関係の中で家族・家庭のあり方を描くもの」と牧田(1976, p. 86)が指摘し、さらに一代記は女性を主人公として、その一生、半生を描くものとしている。両者はともに家族を中心に描く点では変わらないが、一代記の特徴としては、波乱に満ちた人生を生き抜く女性に焦点を当てる傾向がある。

家族ものと並び2つの柱となっている一代記という形式の作品が66年以降に集中している。この特徴の要因となっているのは、前述した『おはなはん』が「女の一代記」のパラダイムとして確立されたことであると考えられる。

1961年から1974年までの作品の中で家族ものは7作、一代記は7作(うち1作は男性一代記)である。Table 1-3で列挙されたように、1961年から家族もの、1964年、1966年と1967年の3作が一代記に変化し、1968年以降また家族ものと一代記、2つのテーマの交代が見える。一代記の例を3.2の『おはなはん』で確認したが、家族ものの例を以下、記事分析で説明する。

62年『あしたの風』(山下, 1962-1963)、63年『あかつき』(山下, 1963-1964)といった「家族もの」に描かれている家族は理想的かつ中流家族が多く、視聴者の共感を呼びやすいものとして位置づけられる。

家族ものに属する62年の『あしたの風』は映像が現存しないため、雑誌の『週間TVガイド』に掲載されたものから検証する。作品の視聴者層については、「一年間つづいた獅子文六の『娘と私』のあとをうけて登場したNHK連続テレビ小説、壺井栄の『あしたの風』は地味な作風だし、... テーマが身近な問題のせいか、家庭の婦人層にひろく迎えられている。」(『週刊TVガイド』, 1962b, p. 26)と書かれている。

次の読者の投書に視聴者の反響が見える。

回を重ねる度に一層親しみを覚え、朝、昼の二回見ております。」「子供への愛情、教育について、母親はどうしたらよいかを『あしたの風』の中から、学び取りたいと思います。(『週刊TVガイド』, 1962c, p. 41-43)

63年に放送された『あかつき』は武者小路実篤の作品が初めてドラマ化されたことで、注目を集めたそう。雑誌の番組紹介の特集では、「善意とまごころをテーマに理想主義の中の

幸福な家庭はどんな環境の中でどのように創り出されるか」(『週刊TVガイド』, 1963a, p. 43)、『『暁』と『幸福な家族』を中心に「愛情と信頼にみちたこの温かい家庭を舞台に」(『週刊TVガイド』, 1962a, p. 20)とある。さらに、その家族の形について「この番組の『佐田家』は中流家庭の理想的な形として描いています。物語前半のヤマ場である長女の結婚式、ぜったいにウソのない、つまり佐田家の経済事情に合ったものを再現したかったのです」(『週刊TVガイド』, 1963b, p. 21)と番組担当一人が証言した取材内容が残されていた。

以上の雑誌記事から、朝ドラの家族ものは家族を中心に扱い、視聴者にとって馴染みやすい題材として見られてきたことがわかる。一代記という路線が成立した後も、しばしば朝ドラのテーマとなっており、初期の朝ドラのもう一つの柱とも言えよう。

3.4 共通の特徴－戦時の女性の強さ(母もの)と父・夫の不在

続いて、Table 1-3の要素[10]と[11]に注目する。初期作品を考察したところ、1966年以降の作品に集中している2つの共通点が見える。1つは「父、夫の不在」と、しばしばメーンテーマとなっている「戦時の女性の強さ」である。

松平(2003)は60年代以降のホームドラマの内容の一つの大きな特徴として、「母もの」といわれるドラマの性質があるという。さらに、「このジャンルのドラマは戦前から存在し」、「日本女性の伝統的な忍従と献身の美德が、通俗的な描写で繰り返し描き出されてきた」(松平, 2003, p. 30)と指摘される。

この特徴について、朝ドラと照らし合わせ見ていきたい。Table 1-3からわかるように、1966年『おはなはん』、1970年『虹』(田中, 1970-1971)、1972『藍より青く』(山田, 1972-1973)は、戦時の女性を取り上げ女性の強さを強調する部分が多い。まさに映画の中にあるジャンル、〈ホームドラマ〉の特徴と一致すると考えられる。2.2に述べたように、映画の〈ホームドラマ〉は母もの、母性愛を扱う題材として、家族の物語として成立した。朝ドラは〈ホームドラマ〉とホームドラマの特徴を受継ぎ、初期以降の朝ドラの作品においても、よく取り上げられる題材として存在しているといえる。

Table 1-3に列挙したように、初期の朝ドラの物語素材のテーマとして、「戦争」と「死」という2つの要素が織り込まれている。その死というテーマはつまり、父の死、夫の死である。1968年の『あしたこそ』(橋田, 1968-1969)では、番組が始まって早々、摂子は父、豊一郎の急死に直面する。そのため大学を中退せざるを得なくなり、生活のためにアルバイトを始めた(『週刊TVガイド』, 1968b, June-July)。また、1972年の『藍より青く』は戦争を背景とした女の一代記である。主人公の真紀は18歳で結婚し、夫の戦死で幼児を抱えて未亡人となっ

た。次に、1973年の『北の家族』（楠田，1973-1974）では、父役の辰造が物語の後半に死んでしまう。

成島（1990）はこの特徴について、60年代後半から70年代にかけて、ホームドラマの中に「欠損家族」という特徴があることを指摘した。TBSの制作した『ありがとう』『肝っ玉かあさん』などの作品において共通している「父親の不在の家庭の中心となってきりまわす母親の存在感」（成島，1990，p. 49）というものは、日本の心情ドラマであると主張した。父、夫の不在という特徴は、朝ドラの80年代、90年代の作品においても、1985年『滞つくし』での夫の不在（失踪）と1988年『純ちゃんの応援歌』での父親の早死、1996年『ふたりっ子』の父の不在（家出）といった例が挙げられる。

朝ドラの2つの特徴は、映画の〈ホームドラマ〉のジャンルと、60年代以降70年代にかけて、テレビドラマとして人気を博したジャンル—ホームドラマを受継ぎ、さらに父、夫の不在という特徴は1966年以降の作品に集中して見え、ホームドラマには不可欠な要素として存在していると考えられる。

以上、[1]から[11]の要素を分析してきた。分析の結果

- (1) 初期の朝ドラは文学作品から出発し、1966年の『おはなはん』の人気によって、「女の一代記」という方向転換をした。
 - (2) 制作が方向転換したきっかけは、女性から大きな支持を得たことだと指摘できる。
 - (3) 『おはなはん』に見えた女性ヒロインが1つのパラダイムとなっている。
 - (4) 朝ドラの内容として、「家族もの」と「一代記」が両柱となっている。
 - (5) 「父の不在」、「戦時の女性」という特徴を持つ作品は特に1966年以降の作品に集中し、ホームドラマの特性と一致していると考ええる。
- といった特徴が確認できた。

4 初期の朝ドラの成立と成功

3.2の考察に基づき、路線の転向した作品となった『おはなはん』の内容と人気の高さを確認した。初期の朝ドラは1961年の『娘と私』からスタートし、形式の摸索期を経て、「女の一代記」という路線を確立することによって、一躍人気番組となった。ここでは、朝ドラの形成と人気の根底にある主婦という視聴者の存在と番組の関係を考えていきたい。

4.1 朝ドラと主婦の関係—社会背景と女性の主婦化

朝ドラという番組の成立は、朝の時間帯に番組を見る「主婦」に深く関連している。制作側が名作のドラマ化を番組の制作目標として掲げ文学性を含む作品から出発したのに対し、女性の視聴者をターゲットにした意図は明確にはなかった。

最初の制作はあくまでも新たな挑戦としてスタートした朝ドラであるが、その視聴者層については、朝の時間帯に在宅する視聴可能な方に向けて作られたと考えられる。1961年の新聞記事によると、

テレビドラマといえば、もっぱら夜のものと考えられてきた。ところがフジテレビが午後の時間に主婦向けドラマを始めて、これまでの常識を打ち破った。こんどの『娘と私』はさらに朝でもこの種の番組が可能だということを実証する使命ももっている。（「きょうから「娘と私」 本式放送はわが国で初めて」，1961，p. 5）

とある。朝ドラが制作されはじめた当時、ドラマは夜見るものとして認識されていた。ドラマの放送として、朝という新たな時間帯を開拓したと言える朝ドラである。その形式と題材は、1966年の作品を区切りに変化し、それ以降の作品にも影響を与えたが、この変化の背景にあるのは、視聴者、つまり「家庭婦人」、朝の時間帯に在宅する主婦の存在が大きいと考えられる。「主婦の視聴」という想定が当初から制作側にあったものの、番組の成立と形成に伴い、主婦は積極的な受け手となり、主婦の視聴が次第に定型していく。

初期の朝ドラの視聴者であり、本稿で扱うのは、主に戦後の家族体制において大量に誕生した「現代主婦」である。主婦の誕生について、落合（1994，p. 42-43）は、産業化に伴い、第一次大戦後に「大正期のおくさん」が登場したと指摘する。さらに、瀬地山（1996）は主婦を「近代主婦」と「現代主婦」に分類し、再生産労働だけに専念した「近代主婦」は「恵まれた存在であり、一部の女性のみに許された地位だった」とする。それに対し、「現代主婦」は戦後に大量に現われ、「再生産労働だけで1日が飽和しないだけの時間的余裕をもつようになった主婦」、したがって、専業と兼業主婦の両方を含むことになる という意見もある（横山，2002，p. 90）。

このような「現代主婦」の誕生の背景は、高度経済成長期に適合する家族の形態—「性別役割分業家族」である。性別役割分業家族はつまり、夫が外で働くという責任と、妻は家事と育児の責任を果すという性別による固定的な役割分担という構造を意味する。（横山，2002，p. 28-30）

1955年以降「三種の神器」と呼ばれる家電時代に入り、テレビの普及率も高まる一方であった。テレビの歴史を振り返ると、NHKによるテレビの本格放送は1953年2月であり、8月に日本テレビが放送を開始した。60年代頃テレビはまだ新しいメディアだった。その契約件数は1953年で500件、普及率は僅か0.1%だった。その後次第に上昇し、1955年が1万6600件、1960年では68万6000件である。61年には普及率が50%近くまであったという(岩本, 2007, p. 28)。このように、1955年以降から1965年にかけて、テレビが普及していったのだった。

朝ドラが制作されはじめた60年代は、政治的に安定した55年体制の下であり、1955年からの神武景気、1956年に高原景気と続き、1959年は経済成長率が実質14.6%にも達し、岩戸景気に入る。さらに1966年から1970年のいざなぎ景気など、高度経済成長期であった。

落合(1994)によれば、こうした高度経済成長期を背景として、戦後の家族体制が確立し、性別による役割分担の傾向が次第に増えてきた。男女の役割分担は戦後の「現代主婦」の誕生につながる原因となっている。さらに、落合(1994, p. 22-26)は、戦後日本の産業構造の変化に伴い、「それまでの農家や自営業者を中心とする社会から、雇用者すなわちサラリーマンを中心とする社会に変わった」と指摘した。女性労働力率について、落合は19世紀末以来どん底となっている時期—1975年頃に注目した。女子労働力率は戦前から低かったのではなく、かつて農業社会の女性は男性と一緒に働きもしたし、家事労働も行ったりした。女性の労働力率を分析する際よく提起されている「M字型曲線」⁹を使い、落合は各年代別女子労働力率のカーブを比較し、「M字の底が最も深いのは団塊の世代(1946—50年)」と指摘した。M字型の谷が一番深いということはつまり、主婦、専業主婦となり、単に家事労働を行う女性が最も多いということである。

「現代主婦」の量的増加を背景に、朝の時間帯に主婦が視聴する番組として見られるようになった朝ドラの形成には、主婦の存在が不可欠の要素だと指摘したい。朝ドラの成立は経済の戦後体制、家族の戦後体制にあたる時期である。その背景として、家電製品の大衆化に伴いテレビの普及率が急速に上昇したことがあげられる。さらに、産業構造の変化に伴い、「夫は仕事、妻は家事と育児」という性別役割分業が進み、女性が主婦となることは、人生のライフサイクルとして一般化した。このように、主婦になっていく女性たちの増加が見えた60から70年代を背景にし、朝ドラは主婦に見られる番組として、その視聴率、人気を上昇させたのである。

4.2 まとめ

朝ドラの初期作品は、ラジオ小説から考案され、テレビ小説という形として成立した。このように、朝ドラは初めからテレビ小説として方向づけられ、制作された。やや文学性のある

1961—1965年までの作品を経て、1966年の『おはなはん』以降、形式と内容が変化した。この変化の理由は、視聴者の反響がよいために「女の一代記」という形式を取り始め、定着したことがあげられる。その変化の背景には、視聴者の積極的受容があったといえる。

活字メディアは『おはなはん』の人気を証明している。記事分析によると、この作品は婦人層、特に主婦の人気を博したことがわかった。さらに映像分析によると、ドラマの中の視聴者に愛された陽気な女性ヒロインは、現在周知されている「たくましく生きていく」朝ドラのヒロインの原型となっている。

ここで改めて説明したいのは、制作側の立場からは、朝ドラの成立当初、女性をターゲットにするというより、「テレビ小説」への挑戦という側面の意義が大きかったことである。朝ドラを「女性の見る番組」にしたのは、番組の形式の確立に深く関わった視聴者であると考えられる。4.1で指摘したように、主婦、女性からの支持を得てきた初期の朝ドラは、その路線を築いて、80年代に全盛期を迎える。また、『おはなはん』は、形式、内容、視聴者のあらゆる面において、「女の一代記」という重要な原型を確立した。この「女の一代記」という原型は、初期以降の作品を考察する際にも極めて重要な手がかりになると考えられるのである。

References

- 井上輝子・& 江原由美子・(Eds.). (2005).『女性のデータブック第4版』. 東京: 有斐閣.
- 岩本賢児. (2007).「日本映画に見る家族のかたち」. In 岩本賢児 (Ed.),『家族の肖像—ホームドラマとメロドラマ』(pp. 7-46). 東京: 森話社.
- 落合恵美子. (2004).『21世紀家族へ』(3rd ed.). 東京: 有斐閣. (First edition published 1994)
- 小野田勇. (Writer). (1966-1967).『連続テレビ小説 おはなはん (総集編) 前編 全5巻セット』[VHS video cassettes summarizing an entire serial TV drama]. 東京: NHK ソフトウェア. (2001)
- 小野田勇. (Writer). (1966-1967).『連続テレビ小説 おはなはん (総集編) 後編 全5巻セット』[VHS video cassettes summarizing an entire serial TV drama]. 東京: NHK ソフトウェア. (2001)
- 「きょうから「娘と私」 本式放送はわが国で初めて」. (1961, April 3).『朝日新聞』(Tokyo morning ed.), p. 5. Retrieved January 15, 2010, from 聞蔵 デジタルニュースアーカイブ・フォーライブラリー.
- 黄馨儀. (2009).『テレビにおける女性イメージの一考察—NHK朝の連続テレビ小説から見た日本の女性像—』. Unpublished master's thesis, 同志社大学, 京都, 日本.
- 国立社会保障・人口問題研究所. (n.d.).『少子化統計情報』. Retrieved January 15, 2010, from <http://www.ipss.go.jp/syoushika/site-ad/index-tj.htm>
- 小林由紀子. (2009, January 27).「2009年立命館大学講義『日本文化の源流を求めて』」.『読売新聞』(evening ed.), p. 12.
- 坂本佳鶴恵. (1996).『〈家族〉イメージの誕生—日本映画にみる〈ホームドラマ〉の誕生』. 東京: 新曜社.
- 瀬地山角. (1996).『東アジアの家父長制—ジェンターの比較社会学』. 東京: 勁草書房.
- 田村和人. (2009).「テレビ局のアーカイブス」. In『テレビCM研究 Vol.2 No.2『シンポジウム報告集』 テレビ文化は残せるか—著作権・アーカイブス・コマーシャル—』(pp. 2-3, pp. 36-40). 京都: 京都精華大学表現研究機構.
- 「TV40年連続テレビ小説「娘と私」の成功」. (1994, January 10).『読売新聞』(Tokyo evening ed.), p. 9. Retrieved January 15, 2010, from ヨミダス歴史館サービス.
- 独立行政法人国立女性教育会館., & 伊藤陽一. (Eds.). (2006).『男女共同参加統計データブック—日本の女性と男性—2006』. 東京: ぎょうせい.
- 鳥山弘. (1987).『日本テレビドラマ史』. 東京: 映人社.

- 成島庸夫. (1990).「ホームドラマにみる・テレビ・メディア意識の変容」.『横浜市立大学論叢 人文科学系列』, 41(1/2/3), 41-59.
- 西野知成. (1998).『ホームドラマよどこへ行く—ブラウン管に映し出された家族の変遷とその背景—』. 東京: 学文社.
- 牧田徹雄. (1976).「NHK連続テレビ小説の考察」.『NHK放送文化研究年報』, 21, 79-94.
- 松平誠. (2003).「テレビドラマにおける家族と家庭」.『生活文化史』, 43, pp. 27-32.
- 妙木忍. (2009).『女性同士の争いはなぜ起こるのか』. 東京: 青土社.
- 村松泰子. (1975, October).「テレビドラマの描く女性像」.『文研月報』, 25, 10-29.
- 山村賢明. (1978).『日本人と母』. 東京: 東洋館.
- 横山文野. (2002).『戦後日本の女性政策』. 東京: 勁草書房.
- 「立命館大学講義『日本文化の源流を求めて』」. (2009, January 27).『読売新聞』(Osaka evening ed.), p. 12. Retrieved January 15, 2010, from ヨミダス歴史館サービス.
- 和田悠. (2006).「ジェンダー視点で朝の連続テレビ小説を読む—大森美香と『風のハルカ』考—」.『唯物論研究年誌』, 11, 216-241.

週刊 TV ガイド

- 『週刊 TV ガイド』. (1962a, March 15). 東京: 東京ニュース通信社.
- 『週刊 TV ガイド』. (1962b, August 11). 東京: 東京ニュース通信社.
- 『週刊 TV ガイド』. (1962c, October 20). 東京: 東京ニュース通信社.
- 『週刊 TV ガイド』. (1963a, March 30). 東京: 東京ニュース通信社.
- 『週刊 TV ガイド』. (1963b, October 25). 東京: 東京ニュース通信社.
- 『週刊 TV ガイド』. (1966a, September 9). 東京: 東京ニュース通信社.
- 『週刊 TV ガイド』. (1966b, November 11). 東京: 東京ニュース通信社.
- 『週刊 TV ガイド』. (1967a, February 3). 東京: 東京ニュース通信社.
- 『週刊 TV ガイド』. (1967b, March 31). 東京: 東京ニュース通信社.
- 『週刊 TV ガイド』. (1968a, January 19). 東京: 東京ニュース通信社.
- 『週刊 TV ガイド』. (1968b, June-July). 東京: 東京ニュース通信社.
- 「あの顔、あのシーン—思い出のおはなはん大特集」. (1967, February 3).『週刊 TV ガイド』, p. 3-9.
- 「いやア 参った参ったこの騒ぎ—空前!! おはなはんブームの総決算」. (1967, February 3).『週刊 TV ガイド』, p. 24-28.

「『おはなはん』から宇宙中継まで＝66年テレビ界十大ニュース＝」.(1966, December 16).『週刊TVガイド』, p. 26-28.

「おはなはんがレコード化 倍賞千恵子の歌、裏はテーマ音楽」.(1966, July 29).『週刊TVガイド』, p. 26.

「『おはなはん』と母[読者サロン]」.(1966, August 12).『週刊TVガイド』, p. 104.

「おはなはんに娘誕生 榎山文枝にそっくり」.(1966, July 15).『週刊TVガイド』, p. 12.

「おはなはんの楽しさ[読者サロン]」.(1966, August 5).『週刊TVガイド』, p. 112.

「おはなはんを見終わって[読者サロン]」.(1967, April 14).『週刊TVガイド』, p. 104.

「快調のペース おはなはんは陽気な後家はん 朝の人気者・榎山文枝[写真特集一面3ページ]」.(1966, September 9).『週刊TVガイド』, p. 3-5.

「かわいいですのう 「おはなはん」で人気沸騰 榎山文枝の熱演ぶり拝見」.(1966, July 1).『週刊TVガイド』, p. 3-5.

「後家入りにきんさらんかい 老若男女がみんな惚れたおはなはんの魅力とは?」.(1966, September 2).『週刊TVガイド』, p. 32-35.

「スタジオ訪問 おはなはん」.(1966, November 18).『週刊TVガイド』, p. 24-27.

「高橋幸治に再度の助命嘆願」.(1966, May 6).『週刊TVガイド』, p. 12.

「テレビこの1年 なんでもベストテン 強い「おはなはん」と「てなもんや三度笠」」.(1966, November 25).『週刊TVガイド』, p. 28.

「テレビでも結婚シーズン 榎山文枝が花嫁に」.(1966, May 13).『週刊TVガイド』, p. 14.

「特集 さよなら「おはなはん」 生かすか殺すかの大論争!」.(1967, March 31).『週刊TVガイド』, p. 34-38.

「特別企画：本誌記者座談会 「おはなはん」 最高の人気」.(1966, December 16).『週刊TVガイド』, p. 26-28.

「平凡な女、はなの一代記 榎山文枝、高橋幸治らが出演」.(1966, April 4).『週刊TVガイド』, p. 92.

「横顔紹介『おはなはん』をとりまく人々」.(1966, October 21).『週刊TVガイド』, p. 28-32.

「甦った信長 高橋幸治 NHK「おはなはん」で、こんどは軍人役 拝見」.(1966, March 25).『週刊TVガイド』, p. 7-10.

NHK 連続テレビ小説

筒井敬久., & 須藤出穂. (Writer). (1958-1963).『バス通り裏』[Television series]. NHK 東京放送局 .

篠崎博. (Writer). (1961).『伊豆の踊子』[Television series]. NHK 東京放送局 .

山下与志一. (Writer). (1961-1962).『娘と私』[Television series]. NHK 東京放送局 .

山下与志一. (Writer). (1962-1963).『あしたの風』[Television series]. NHK 東京放送局 .

山下与志一. (Writer). (1963-1964).『あかつき』[Television series]. NHK 東京放送局 .

田中澄江. (Writer). (1964-1965).『うず潮』[Television series]. NHK 大阪放送局 .

山田豊. (Writer). (1965-1966).『たまゆら』[Television series]. NHK 東京放送局 .

小野田勇. (Writer). (1966-1967).『おはなはん』[Television series]. NHK 東京放送局 .

平岩弓枝. (Writer). (1967-1968).『旅路』[Television series]. NHK 東京放送局 .

橋田壽賀子. (Writer). (1968-1969).『あしたこそ』[Television series]. NHK 東京放送局 .

井手俊郎. (Writer). (1969-1970).『信子とおばあちゃん』[Television series]. NHK 東京放送局 .

田中澄江. (Writer). (1970-1971).『虹』[Television series]. NHK 東京放送局 .

高橋玄洋. (Writer). (1971-1972).『蘭子ひとり』[Television series]. NHK 東京放送局 .

山田太一. (Writer). (1972-1973).『藍より青く』[Television series]. NHK 東京放送局 .

楠田芳子. (Writer). (1973-1974).『北の家族』[Television series]. NHK 東京放送局 .

林秀彦. (Writer). (1974-1975).『鳩子の海』[Television series]. NHK 東京放送局 .

石森史郎. (Writer). (1975).『水色の時』[Television series]. NHK 東京放送局 .

橋田壽賀子. (Writer). (1983-1984).『おしん』[Television series]. NHK 東京放送局 .

ジェームス三木. (Writer). (1985).『滞つくし』[Television series]. NHK 東京放送局 .

布勢博一. (Writer). (1988-1989).『純ちゃんの応援歌』[Television series]. NHK 大阪放送局 .

井沢満. (Writer). (1989).『青春家族』[Television series]. NHK 東京放送局 .

大石静. (Writer). (1996-1997).『ふたりっ子』[Television series]. NHK 大阪放送局 .

鈴木聡. (Writer). (1999-2000).『あすか』[Television series]. NHK 大阪放送局 .

内館牧子. (Writer). (2000).『私の青空』[Television series]. NHK 東京放送局 .

岡田恵和. (Writer). (2001).『ちゅらさん』[Television series]. NHK 東京放送局 .

相良敦子. (Writer). (2009-2010).『ウェルかめ』[Television series]. NHK 大阪放送局 .

Footnotes

- ¹『テレビにおける女性イメージの一考察—NHK 朝の連続テレビ小説から見た日本の女性像—』を参照。
- ²小林由紀子、NHK の元番組制作局長、ドラマ・プロデューサーである。『おしん』、『はね駒』などのヒット作品を担当した。
- ³ここで山括弧を付けて〈ホームドラマ〉と表記したのは原文そのままの引用、坂本 (1996) の表記であり、テレビドラマのホームドラマではなく、映画の中のジャンルとしてのホームドラマを意味する。
- ⁴Table1 はサイズが過大のため。3 部に分けており、不便なところにご了承を願いたい
- ⁵『週刊 TV ガイド』、現在でも発刊中の週刊誌である。東京ニュース通信社。1962 年創刊、1988 年に現在の『TV ガイド』に改名。
- ⁶「週刊 TV ガイド記事事件数比較表」は後ろの Appendix に移動する。
- ⁷<http://www.nhk.or.jp/archives/library/index.html> を参照。NHK による番組の一般公開。全国各地の NHK 放送支局にて自由に番組の鑑賞ができるシステムである。朝ドラの現存状態は、保存の意識が不足だったり、当時の録画するテープが高価であったりするため、初期の作品を全部鑑賞することは困難である。また、筆者が NHK の担当に確認したところ、アーカイブスにて公開されているものも、著作権と肖像権などの制限により公開されていない部分もあるという。朝ドラ番組の入手ルートは、現在のところ、主に 3 つの方法がある。NHK により一般公開している「アーカイブス」や NHK エンタープライズの DVD (VHS) の販売、NHK オンデマンドといった 3 つのルートによるもののみとなっている。
- ⁸作品タイトルの表記について、「おはなはん」と『おはなはん』の二つの表記となっているが、3.2.1 の部分は原文のままを引用したものである。
- ⁹M 字型曲線は日本の女子労働力率の特徴と言われ、つまり未婚の女性は多く働いているが、結婚や育児で退職し、家庭に入る。そのうち子どもが手元に離れてから、再び働き。このような年齢別女子労働率の変化は、2 つの山の真ん中にある谷のような形となっていて、「M」の形と似ている。

Appendix

Table A 週刊 TV ガイド記事事件数比較表

		記事種類				スタジオ訪問		話題を呼ぶ書ドラマ				スタジオトークス				読者サロン		茶の間の茶		レポート		年末回顧特集		その他		ストーリー連載除く	
年	作品名	表紙	ストーリー	話題	番組紹介	特集	主演女優	主演俳優	作家紹介	写真特集	投書	評論意見	番組情報	増刊特集	トータル												
74	鳩子の海	1	52	6	2	2	8	1	0	10	0	1	10	0	93	41											
73	北の家族	0	49	6	6	5	7	4	1	3	0	3	4	2	90	41											
72	藍より青く	2	43	2	10	5	8	8	0	4	0	3	12	0	97	54											
71	藤子ひとり	0	50	3	5	4	9	2	0	6	0	1	4	0	85	35											
70	虹	0	49	4	3	2	5	0	0	4	0	1	4	0	72	23											
69	信子とおばあちゃん	1	50	2	8	1	5	0	0	2	0	0	1	0	73	23											
68	あしたこそ	3	42	2	4	7	3	0	0	2	0	0	0	0	63	21											
67	旅路	3	4	3	3	8	4	0	0	2	1	2	1	2	34	30											
66	おはなはん	6	0	0	5	6	11	4	0	6	4	2	4	2	53	53											
65	たまゆら	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											
64	うず潮	0	1	0	0	2	0	0	0	0	3	0	0	0	6	5											
63	あかつき	0	0	0	2	1	0	0	0	0	2	1	0	2	8	0											
62	あしたの風	0	0	0	1	2	1	0	2	0	1	0	0	0	7	0											
61	娘と私	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0		0	0											

TV Culture and Women: The Conversion of the Early Morning NHK Television Series, *Asadora*, and its Relationship to Female Viewers
Hsinyi HUANG

There is abundant research on the way women's images have been portrayed in television dramas with regard to the issue of women and the media, but yet few of these studies focus on *asadora*, the early morning television series on NHK in Japan. This series has played a major role in shaping the image of Japanese women to the present day, portraying the life of a woman as she grows from being a daughter, a wife to a mother. By identifying the components and characteristics of *asadora*, this paper will explain not only how this genre started but reconfirm its content and the heroine's image. The paper will also focus on the turnabout of *asadora*, and discuss if and how it is related to female viewers. Based on previous research, *asadora* was initially intended as a literary program, but it seems that its content was changed after the highly popular *Ohanahan* series was broadcast in 1966.

In this paper, I clarified the changing form by revisiting the television drama and articles from selected 60's magazines. In conclusion, the reason of the conversion is strongly linked to the fact that the majority of the audience is female. The *Ohanahan* series in 1966 had a tremendous response from female viewers, most of whom were housewives. This was largely due to the social background of the 1960's. The division of labor that resulted from this period of high economic growth in Japan gave rise to increasing numbers of "modern housewives." *Asadora* has since shifted its theme to the 'biography of a woman', in particular constructing the typical *asadora* heroine: the cheerful and reliable mother who always sacrifices herself for the family. This kind heroine and the similar story lines became the paradigm of *asadora* as known by the general public today. The conversion is an extremely important clue when contemplating the later works of *asadora*.

Keywords:

women's image, *asadora*, gender-role stereotypes, female viewers, media influence

あらゆる性別を包括するドメスティック・バイオレンス政策への課題

北仲千里

近年ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence, DV）は、「女性に対する暴力」の問題の一つを構成するものとして論じられ、不平等に構造化された性関係、婚姻システム、ジェンダーと暴力との結びつきなどがその背景にあるとしばしば論じられる。しかしながら、親密な関係における支配、虐待行為は、同性間のカップルにも生起するものであり、また異性間で男性が被害にあうケースも存在する。最近指摘されている婚姻していない恋人間のDV（いわゆる「デートDV」, Dating violence）と、加害者対策（更生プログラム、加害者処罰規定等）の必要性に加え、残されている論点として、同性間のDVや男性被害者の問題があると筆者は考える。本稿では、こうした問題意識から、2007年に実施した全国の配偶者暴力相談支援センター（婦人相談所）へのアンケート調査結果などを参照して、若干の考察を試みる。筆者は、DV被害者支援にかかわる全国の民間団体が結集して毎年開かれる「全国シェルターシンポジウム」（主催：NPO 全国女性シェルターネット）の2006年と2007年の大会で、「セクシュアル・マイノリティのDV被害者支援」の分科会を主催者団体のメンバーとして企画した。本稿で紹介する調査は、その2007年分科会用に収集したものである。

1 概念定義をめぐって

ドメスティック・バイオレンスとは、近年では「配偶者・パートナー・恋人などの親密な関係にある者からの暴力」という意味で用いられている。その「暴力」という言葉には、身体的な暴力だけではなく、言葉による侮辱、脅かし、行動の監視、酷使、精神的翻弄、経済的な搾取、性的暴力なども含まれ、むしろそれは「虐待」「尊厳をふみにじる、むごい行い」というべきものである。この問題に日本社会で名前が与えられたのは、1995年に北京で開かれた国連の第四回世界女性会議を契機とする国際的世論を受けてからである。ただ国連で打ち出された概念は、「女性に対する暴力 Violence against women」というものであり、そこにはDV以外にも街角や電車での痴漢、のぞき見、職場でのセクシュアル・ハラスメントなどが含まれる。さらに、夫や親族による花嫁の殺人や性器切除、国家による加害、戦時性暴力、性的人身売買など、社会のあらゆる領域のものが含まれている。「ジェンダーに基づく暴力 Gender-based violence」という語もこれとほぼ同義のものとして用いられている。

日本政府の「女性に対する暴力（女性への暴力）」根絶政策においてはDVが重点的に展開されており、DVとVAWをほぼ同じであるかのような示し方がされているため、DV＝「男性が女性に対して行う行為」と誤解されるおそれがある。しかし、DVは親密圏で起こるものを

さず概念であって、性別中立的に論じることでもある。婚姻関係にない恋愛関係、男性も女性も同性間を含めて、Intimate partner violence という言葉でカテゴリー化する国や機関もある。'DV を VAW の問題としてとらえることの重要性は指摘してもしすぎるのがなく、ジェンダー化された現在の状況をふまえない形式的に中立な DV 施策をとることは論外である。しかし、VAW 全般を大きくとらえて論じるのではなく、「親密圏」「婚姻」「性的関係/恋愛関係」などに固有の問題としてアプローチすることもまた十分に意義があるのではないだろうか。親密な関係性、性的な関係や恋愛感情、同棲や結婚生活は、被害者が DV から逃れたい状態におかれる「要因」でもあると同時に、加害者の「動機」をも生み出す。また、社会全体の傾向をとらえて「女性に構造的にむけられる暴力」を指摘することは可能でも、個々のケースにおいて、その虐待行為が「性別ゆえに」行われたものなのか否かをすべて判定することは基本的に困難である。したがって、VAW は考察の視点にとどまるしかなく、現状を統計的に把握するには DV、IPV などの定義を使うことになるであろう。

技術的な理由以外にも、性別中立的に DV を定義し論じる必要がある。それは第一に、論理的な戯れなどではなく実際に「男性から女性」以外の DV 被害が存在しているという事実からである。第二に、「男性から女性」という DV の図式を相対化することが、VAW を生み出す構造を変えていく鍵を握るのではないかと考えるからである。現在の VAW の論じ方だけでは、被害者の位置に女性を、加害者の位置に男性を配置する図式の再生産にむしろ寄与してしまう危険性がある。DV が主に「殴ること」と考えられ、それが男性の身体イメージと安易に重ね合わせられ、男性が暴力の加害者であることが当然視されつつけることは憂慮すべきことである。少なくない男性が社会の様々な場所で虐待やいじめの被害にあっているにもかかわらず、男性の被害者性は恥として語ることを封じられている。性暴力被害に焦点をあてると、このことはいっそう明らかである。刑法の強姦罪においては、男性はレイプの被害者になることができない。社会生活の中では、女性の性被害は落ち度を非難されると同時に同情もされるが、男性の性被害は笑い話にされてしまうことも多い。そのような社会の中で、男性の性暴力、性虐待の被害経験者は、自らの体験を理解するすべをもたずに混乱したり、「男らしさ」の規範の中で傷ついた感情を上手く表現できなかったりする (Gartner, 1999/2005)。今日、性暴力を生み出し、その加害者を許し、被害者にセカンドレイプを経験させる状況の根本には、多くの男性が女性の性暴力被害を想像し共感することができないことにある。女性に対する暴力の問題が論じられるとしばしば、男性は自分が行ったわけでもないのに加害者男性に自己同一化し、同盟を作る。この構造を打破しないことには問題の根本解決には至らない。虐待や性暴力をいったん性別中立的に定義した上で、その被害者が圧倒的に女性であるという状況への対策をたてることが重要である。加害者の椅子から多くの男性を引きずりおろし、ジェンダー化

された暴力の構造を掘り崩すことが目指されるべきではないだろうか。さらに、同性のカップル、あるいは性別カテゴリーを越境した人や性別定義があいまいなさまざまな立場の人（インターセックスの人も含まれるが、以下便宜上、LGBT＝レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、と表す）の DV 問題（および性暴力）も看過することはできない。この LGBT の被害を視野に入れると、婚姻関係にない「恋人間の DV」を政策の対象に含める必要性がいっそう明らかになる。

2 現状の DV 支援とは

DV 政策には、被害者支援、加害者処罰/対応、調査研究および防止のための様々な施策などが考えられる。以下、主に被害者支援について検討していく。被害者支援においては、「相談（電話、面接）」「相手から離れる段階の一時保護」（配偶者暴力相談支援センター および民間シェルター）「自立支援」（主に市町村）「司法支援」（主に警察、弁護士、裁判所 およびセンターや民間の背景支援）などの段階がさしあたって考えられる。DV 法下で支援の中心を担う機関は、従来の民間団体のほかには「配偶者暴力相談支援センター」であり、DV 法施行後は、配暴センターが介在することで「DV 被害者である」とのお墨付きを与えつつ、民間団体・警察・市町村などが連携して支援にあたることが重要となってきた。ところでこの配偶者暴力相談支援センターは、基本的には各都道府県に設置されている婦人相談所がその機能についても担うという形（そのほかには現在 11 市町村で設置されている）となっており、既設の婦人相談所はもともと売春防止法に基づいて設置されたものであって、DV 以外の女性に対する支援業務も同時に取り扱っている（法律上の名称が「婦人相談所」であって、実際には「女性相談センター」などの名称が使われている）。さらに婦人相談所業務に配暴センター機能が付加されたあとも、各都道府県の関連予算は目覚しく増加したとは言えず、公的一時保護所が相部屋であるとか、婦人相談員は正規雇用ではないのが実情である。DV 法自体は、性別に関係なく DV の被害者として援助する。しかし、婦人相談所は女性を主に対象としたセンターであるため、支援のうち電話相談では男性にも対応できるが、男性を施設内に入れた面接相談は実施が難しく、公的シェルターでの一時保護では、女性と同一施設を利用するわけにはいかない。したがって DV 法を受けて主に男性被害者が利用できる公的機関は、電話相談のほかは、警察による介入と、裁判所による保護命令であるといえるだろう。また、同じセンターと言っても、現実には「一時保護数」の統計をみるかぎりでは、かなり実情に格差がある。平成 18 年度の婦人相談所における「夫等の暴力」を主訴とする一時保護件数（厚労省調べ）でみると、年間 18 人から 663 人と一時保護件数に都道府県によって大きな開きがあり、それは必ずしも人口規模と一致していない。これはセンター職員の姿勢だけではなく、広域保護（他府県から避難

してきた被害者の保護)を受け入れているかどうか、またその地域の市町村や警察、児童相談所などとの連携の中で実際の程度現実に支援できるのかと言った面で、各地域の体制構築度に大きな差があるからだという見方もある。

3 LGBT の DV 被害者支援

3.1 内閣府調査

LGBT の DV 問題についてこれまで内閣府は沈黙していたというわけではなく、平成 16 年度の「配偶者等からの暴力に係る相談員等の支援者に関する実態調査」²において、配偶者暴力相談支援センター、女性センター、男女共同参画センター、民間シェルターに対し、次のような設問をしている。「問 8 貴施設では、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）である被害者からの相談に対応していますか。（一つだけ○）」回答結果は、対応している 13.4%、対応したことはないが相談があれば対応できる 49.3%、対応したことはなく相談があっても対応できない 35.0%、無回答 2.2%（回答総数 357）。

「問 8 で「対応できる」と答えた施設の施設長にお聞きます。問 8 付問 貴施設ではどのような対応をしていますか。（○はいくつでも）」特別な体制を整えているわけではないが、相談員等が工夫して対応している 74.6%、性的少数者からの相談に対応している他の相談機関を紹介している 20.5%、専門知識を有した相談員を配置している 6.2%、職員に対し、性的少数者からの相談への対応について、特別な研修を行っている 3.1%、その他 12.9%、無回答 0.9%という結果となっている。ここから、対応しているところは皆無ではないが、それほど多くはないこと、また「できない」としているところもあることがわかる。

3.2 都道府県 配偶者暴力支援センターを対象としたアンケート調査から

筆者を含む上述のシンポジウム分科会主催者は、DV 被害者支援のコア局面である「一時保護」の段階で、LGBT 当事者が援助を受けているかどうかの実情をまずは把握することが重要ではないかと考え、その機能を担っている全国の都道府県の配偶者暴力相談支援センター（婦人相談所）を対象を限定して、2007 年 10-11 月に郵送でのアンケート調査を実施した。^{3,4} 結果、38 のセンターから回答が得られた。質問項目は以下の通り。Q 1. 同性間で生じた親密な関係における暴力のケースについて「貴センターでは、これまで（DV 防止法にもとづくセンター設置以降で）、扱った事例はありますか。」1 電話相談、2 面接相談、3 一時保護、4 自立支援、5 司法支援、6 その他。それぞれ Q2.「同性間のケースの一時保護において、対応されたことがある場合、お訊ねします。どのように対応しましたか。具体的に教えてください。（センターで保護した、民間委託した、など）特に対応に支障が生じること、対応で困ったことなどはあ

りますか。」Q3.「相談者の性別にあいまいさがある（自認する性別と戸籍上の性別が異なるなど）場合、対応に支障が生じること、対応で困ったことなどはありますか。」Q4.「その他、同性間のケースやセクシュアル・マイノリティの相談者が相談した場合の対応の実情について、具体的に書けることがあれば教えてください。」結果としては Table 1 に示すようになった。

ここから、同性間の DV 被害で DV 法施行後、一時保護の事例があったのは、三都道府県、一時保護以外の電話相談他の対応はしたことがあると回答したところが、五都道府県であることがわかった。これは現状の婦人相談所のあり方からして、女性の同性カップルの被害者、または MtFTG の被害者ではないかと推察される。電話相談ではそうしたことを確認することができないので、正確には集計できないであろう。一時保護をおこなったセンターの回答記述では「加害者が性同一性障害の女性で被害者は女性だったので、センターで保護。」「同性から暴力を受けていると、警察から依頼があり、当センターで 6 日間一時保護した。生活保護受給世帯だったので、福祉事務所が間に入り帰宅された。」「センターで保護 特に困ったことない」となっており、警察が介在したケースもあったことがわかる。

次に、Q3「TG への対応」や Q4「その他困ったこと」への回答をみると、こちらの方が記入しているセンターが多いことに気がつく。「問題なく対応できた」と回答するセンターも 2 都道府県あったが、複数の回答でみられたのが、MtF とされる TG 当事者への対応に関する戸惑い・悩みである。そこにみられるのは、「違和感・どのように対処したらよいか困った」という具体的な援助の際の困惑と、援助ではなく「他の女性入所者との関係でどうしたらよいか困った。」という二つのものであり、「人道上保護」したところもあるが、「受け入れができないと思われ、相談のみで終結したが、対応には苦慮した。」「他機関紹介で終えた」というセンターもある。「困惑・苦慮」の内容は、文面から察するところ、「戸籍上も女性になっていたが外見上は男性であったため違和感」、「本人の訴えだけで女性として保護することは困難である（医療現場では男性として入院してもらったとのこと。）」「男性と思われる自称女性」というような、TG であることそのものへの（おそらく職員・相談員の抱く）違和感の表明と同時に、性同一性障害であることに関する相談を持ちかけられた時の情報のなさからくる苦慮、そして「他の入所者へ誘いかけ、恐怖を感じさせた」「威圧的な態度」というような、場合によっては偏見に基づくものとの疑問を抱かされるような、よりやっかいな「混乱・困惑」が示されていた。その他、回答には質問紙の「セクシュアル・マイノリティ」という言葉の意味が理解しにくかったためそれを調べたと思われる書き込みもあった。

この結果を、どう考えるべきだろうか。まず、ほとんどの配暴センターでは、LGBT の当事者は不可視だということである。大多数の回答が「事例なし」であった。ここには、本当は当事者が来ている、それを LGBT 当事者としては把握できていないことも含まれるだろう（も

もちろん、支障なく「女性」として相談や保護などの支援を受けられれば、問題ではない)。また推測にすぎないが、回答を返送しなかった都道府県では「事例がない」ために返送する必要を感じないところや、アンケートの意味が理解できなかったところもあったのではないだろうか。とくに、前述したとおり女性を対象とした施設であるため、男性の当事者にはヘテロ男性であってもできる対応が限られており、男性ゲイ・カップルのDV問題は、いわばもっとも援助されにくい二重苦の状態にあるだろう。しかし同時に、少なからぬ数のTG当事者がセンターに相談したりしているという現状もみえてきた。アンケート回答からは、TG当事者への対応整備は、猶予のならない段階であることがわかった。

3.3 意識改革の問題か施設の問題か

さて、センターの援助の現場での困難や「困惑」をどう考えるべきだろうか。一つには、援助者の認識不足や持っている情報の不足、フォビックな感受性が壁となって、対応に混乱を招いているということが言えるだろう。特に、TG当事者の場合、性同一性障害特例法ができたことによって、医師の診断書や、外科的手術済み、戸籍の性別が変更済みであることが「本物の性同一性障害当事者」であることの条件とされるような新しい基準が、社会の中にできるという問題が指摘されている(谷口, 2008)。

外科的手術や戸籍性別変更まで実現できる状態にある人は当事者のうち、ごくわずかでしかないにもかかわらず、社会生活の様々な場面において、とくに医療機関や司法、そして配募センターのような福祉の現場において、そのような「基準」によって扱いの差が生じるようになっていとしたら、これはゆゆしき事態である。「相談を受けたがこちらに情報がなく苦慮」というのであれば問題の根は浅いが、「外見的に男性」「自称女性の男性」であるため苦慮、ということであれば、それは嫌悪感や侮蔑、被害の軽視・嘲笑というようなものであり、重大な問題であろう。

ただ、アンケートの回答に見出されたのは援助者の困惑だけでなく、「他の女性利用者の混乱」という側面である。これは二つの解釈が可能であろう。しばしばLGBT当事者を嫌悪し排除する際にこうした「他利用者の混乱」が用いられるのであって、この考え方自体がLGBT排除の「口実」である、と考えることもできる。そうであれば、これはD. コーネルが問うているような、「LGBT当事者がレストランで穏やかに食事をする権利と、他の客が嫌悪を感じてLGBTを排除することを望む権利との、どちらの権利が尊重されるべきか」という問題である(Cornell, 1995/2006)。二つ目の解釈として、現在、関連施設は十分ではなく公的な一時保護所の多くは相部屋であり、また男性に恐怖感を感じる女性当事者が多いことから、また相談者であるTG当事者自身の気持ちも不安定である場合などから、現実には支障が生じていると理解

Table 1
配偶者暴力相談支援センターアンケート結果

地域	同性間DVで扱った事例	同性間DV被害者一時保護の対応(具体的に)	相談者の性別のあいまいな場合で困ったことはありますか	その他
?	ない			
関東甲信越	一時保護あり	加害者が性同一性障害の女性で被害者は女性だったので、センターで保護。		
関東甲信越	電話相談・その他(婦人保護施設)、一時保護事例は無し	セクシュアル・マイノリティの方が施設内で恋愛関係になった場合、施設間で移動、もしくは地域への自立促進をし、物理的距離をとった例はある	問題なく対応できた(電話相談において、自認する性別が女性ということで相談を受けてほしい、性転換済と訴えてきた方はいない。いたずらの場合はお断りし、そうでない場合は通常通りの傾聴等の対応をしている)	
関東甲信越	ない			
関東甲信越	ない			
関東甲信越	ない			
関東甲信越	ない		DVではないが男性と思われる自称女性の相談者が保護を求めてきた。受け入れができないと思われ、相談のみで終結したが、対応には苦慮した。	
関東甲信越	ない			
関東甲信越	電話相談			
九州	ない			
九州	一時保護あり	同性から暴力を受けていると、警察から依頼があり、当センターで6日間一時保護した。生活保護受給世帯だったので、福祉事務所が間に入り帰宅された。		
九州	ない(電話・面接相談は不			
九州	ない			
九州	ない			
近畿	電話相談・一時保護ある	センターで保護 特に困ったことない	一時保護となったケースでは、他の入所者へ誘いかけ、恐怖を感じさせた	
近畿	ない		DV被害者ではなく生活困窮で市で相談。市の窓口より保護依頼が入る。(戸籍上男性であるが)入所者とのトラブルが発生し、他の入所者に対して威圧的態度が見られこれ以上の保護は困難と判断し、また本人も希望したので退所となった。	一時保護する場合、他の入所者との関係において本人の訴えだけで女性として保護することは困難である(医療現場では男性として入院してもらったとのこと。)
近畿	ない			
近畿	ない			
中四国	ない			
中四国	電話相談ある			
中四国	ない		DVではないが性同一性障害の女性からの一時保護要請あり。どのように対応したらいいか困った。また他の入所者への配慮をどうしたらいいか困った。	
中四国	ない			異性間、同性間に関わらず、被害者が男性であり、避難を希望した場合の一時保護体制が不十分である。
中四国	ない			
中四国	ない			
中四国	ない			
東海北陸	ない		男性から女性に性転換し戸籍上も女性になっていたが外見上は男性であったため違和感があった。	
東海北陸	面接相談ある、電話相談不明			
東海北陸	ない			
東海北陸	ない			
東海北陸	ない			夫の暴力被害相談に、親密な関係にあると思われる女性を同伴する事例が数例ありました。
東海北陸	ない			
東海北陸	ない			
東海北陸	ない		他機関紹介で終えた	
東海北陸	電話相談不明		問題なく対応できた	
東海北陸	不明			
東海北陸	ない		外見明らかに男性が来所し、性同一性障害の訴えあり。相談の対応はできても、具体的な助言は情報もなく難しかった。	
東海北陸	ない			

するということである。もし、そうであるならば、それは、個室・別室・別施設化が可能かどうかという問題だということになる。

3.4 求められる援助とその道筋

2006 年と 2007 年の分科会で講師を担当した堀江有里氏によると、非異性間のカップルの DV 問題を考える時、特有の事情が指摘される。まず、非異性間における関係のトラブルは、周囲へのカミングアウトの問題もからんでくるので、第三者が介入しての解決が困難であり、関係自体が、ときに閉鎖的にならざるをえないこともある（周りに相談しにくいことがある。また相談業務機関やシェルターなどに「拒絶されるのではないか」「偏見の目で見られるのではないか」という不安があるし、実際に対応してもらえないケースがある）。そして、非異性とパートナーシップを育んでいること自体について、当事者が自己肯定できていない場合がある。これらの事情をふまえ、堀江氏は、今後の課題として、まずは何よりも、DV 被害者が「これは DV だ」と気づける情報、気づいた場合に話をできる場が用意されること。とくに相談できる場やシェルターが増えていくためには、まずはセクシュアル・マイノリティに関する研修が必要。DV 法の改正、実態調査などを指摘している（分科会での報告等より）。堀江氏の指摘するように、実情把握や法改正を行い、LGBT 当事者に対しても DV に関する情報提供や十分な援助を提供できることが必要である。ただ、その為にまずは誰が何から始めるべきなのだろうか。その主体は誰なのだろうか。

まずは、公的機関の側の改善が急務であろう。DV 被害者支援に関わる様々な機関の職員が、「ヘテロ女性に対する男性からの暴力」についての理解を深め、さらにその上に、LGBT や男性の被害についてもきちんと研修を受け、対応できるよう準備すべきであろう。ただ、そこで現実的に障害となるのは、制度、施設の面も含めた予算面での問題である。少なくとも個室化、あるいは複数施設化するのであれば、これは国や自治体の予算面でのとりくみがないかぎり、なかなか困難である。次に、民間などでの援助である。DV 問題、VAW 問題については、これまでは全国の民間団体が政策提言などの面でも、この問題をリードしてきた。しかし、民間団体の援助は、設備などもそれぞれの事情が様々ではなく、またかなり余裕がないという問題がある。しかし同時に、公的な規制にしばられず、その団体のスタッフの判断で、柔軟な支援も可能である。ただより大きな問題は、民間団体の多くが、フェミニズムを背景とした女性の運動や、女性の被害経験者（サバイバー）によって支えられているということである。日本のフェミニズム運動に関わる人たちの間に、LGBT の権利問題にはそれほど目が向いていない人も多く、その亀裂が昨今しばしば議論されている（「特集 バックラッシュをクリアする一性別二分法批判の視点から」, 2008）。特に DV や性暴力問題は、「加害者男性と被害者女性」の構

図を描き出し、被害者としての女性間の共感や連帯をつよく生み出してきた 이슈であり、そうした共感・連帯の土台の上に日本の DV 運動も築かれてきているといっていよう。それは、大きな成果でもあったが、R. コンネルのいうカテゴリー主義的 (Connell, 1987/1993) なフェミニズムの陥穽を内包しているということにもなる。だとすれば、現状のままでは、LGBT の当事者に向き合えない人も多く、堀江氏のいう不安は残念ながら杞憂とはいえないだろう。まずは DV 女性運動が LGBT の運動と重なり合い、支援できる民間団体を少しずつ増やしていくことなのではないか。公的機関にしても、民間にしても、とくにレズビアン の DV 被害当事者については、制度・施設上の障壁はなく、意識面さえ乗り越えれば、援助は可能なのではないかと思われる。

4 男性被害者に関するデータと考察

さて、男性を性暴力や DV の被害者として位置づけることは非常に重要であるが、現在それに関する、日本のとくに DV の研究はほとんど見当たらないと言ってよいのではないだろうか。筆者の知る限りでは、日進市や広島市、鳥取県、山口県など、いくつかの自治体で「男性の DV 電話相談」を実施していること、いくつかの民間団体（DV・性暴力問題に取り組む団体や、メンズリブ・男性運動系団体）によって、電話相談や面接相談が行われている状況である。ただ、女性と同じように男性対象の窓口を作ればそれだけでよいかというと、男性の置かれている特有の事情をふまえない限り、有効性は低いのではないかと考えられる。すなわち、男性にとっては、自分の被害者性を受け入れること自体が非常に困難である。したがって、「DV 相談窓口」を設置して、そこにまっすぐ自分は被害者であると自認して相談に来るとは思われない。むしろより広範なテーマの男性対象の悩み相談窓口を開設すれば、そこに DV や性被害の相談も混じってくるかもしれない。また、男性の DV 被害は身体的暴力だけでなく、精神的暴力を主とするものが多い可能性もある。もしそうであるなら、命の危険がある被害者を主に対象とした保護命令や一時保護という形での援助が役に立つ機会は少なくなり、他の形での援助が重要となるかもしれない。また、DV の場合、男性は自分が加害者とされたことについての相談が多数舞い込んでくる傾向がある。そうすると、男性の「加害者相談」（これもまた必要であることは確かだが）と被害者相談が混在したものに対応することを迫られる。大阪で 10 年以上にわたって男性対象の電話相談を行ってきたグループ「『男』悩みのホットライン」のブックレット（『男』悩みのホットライン, 2006）によると、男性の電話相談内容は、まず相談へのためらい、「無言」が多いこと、性の悩み相談が多いこと、そして「加害者とされてしまった」相談も多いことなどがあげられるという。

現状で入手できる統計では、Table 2 のように、配偶者暴力相談支援センターの相談件数においても、1%弱の男性からの相談があることがわかる。また、全国都道府県警察が 2007（平成 19）年度中に取り扱った DV 事案統計によると、被害者の性別は、女性が 20,704 件（98.6%）、男性（1.4%）である。日本の配偶者間の犯罪統計（See Table 3）では 2008（平成 20）年の殺人では女性の被害者が 126 件（63.0%）、男性被害者が 74 件（37.0%）となっている。ただし、夫婦・カップル間の殺人では、DV 被害者が追いつめられた結果、加害者を殺すことも少なくないので、殺人被害者と DV 被害者を同一視することもできない。日本の傷害・暴行事件の被害者でみると、それぞれ 5.3% 6.7%と男性の割合は低くなる。しかしやはり皆無とはいえない。内閣府の性暴力被害調査は、女性の、男性からの被害しか調査対象にしていない。しかし、2009（平成 21）年に広島市が市民対象に実施した調査によると、異性から性的行為を強要された経験のある男性回答者は 0.3%（3 人）（女性は 8.9% 52 人）、という結果が出ている（広島市, in press）。

女性	61,636	99.3%
男性	442	0.7%
合計	62,078	100.0%

Table 2
配偶者暴力相談支援センターにおける相談件（平成 19 年度）

Note. From 『配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等について』, by 内閣府男女共同参画局, 2007, Retrieved January 15, 2010, from <http://www.gender.go.jp/dv/kensu/2007monthly.xls>

Table 3

	女性		男性	
	件数	%	件数	%
殺人	126	63.0	74	37
傷害	1268	94.7	71	5.3
暴行	975	93.3	70	6.7

配偶者間（内縁を含む）犯罪の被害者（平成 20 年）

（警察庁統計より内閣府男女共同参画局作成）

Note. From 『配偶者間（内縁を含む）における犯罪（殺人、傷害、暴行）の被害者（検挙件数の割合）（平成 20 年）』, by 内閣府男女共同参画局, 2008, Retrieved January 15, 2010, from <http://www.gender.go.jp/whitepaper/h21/zentai/html/zuhyo/zuhyo108.html>

以上、男性の被害についてはまだその実情、特質が明らかではなく、まずは調査や研究が求められるといえるだろう。圧倒的多数の相談者が女性である事実からしても、男性を対象にした施設整備などに予算を割くことは困難であるし、それを優先することが適切だとは必ずしも言い切れず、むしろ「過度の形式的平等」との批判を招きかねないだろう。と同時に、もちろん女性の被害者と同じ施設で対応することは避けるべきであろう。男性の被害者援助を考えた場合、婦人保護行政の上に重ねている配偶者暴力相談支援センターの制度のまま進めることは困難があるだろう。男性への援助を民間の女性の運動に求めるのは非現実的だとの意見もあり、誰がその担い手になるべきかについては、結論を保留したい。男性の民間グループの取り組みや少年の性的な被害や男子児童への性的虐待の支援から着手することが現実的であるのかもしれない。

5 結論

現状では異性間、同性間に関わらず、男性被害者が避難を希望した場合の一時保護対応がもっとも不十分であると言える。また、現実には TG 当事者がセンターに相談しているが、職員が困惑している実態も少し明らかになった。ジェンダー化され、不平等なカップル関係を再生産するのはなく、脱構築するような視点での研究・考察がいま重要であり、とくに公的な機関では「ヘテロ女性」以外の相談者への二次被害をとめるための研修等の取り組みが早急に求められる。啓発の必要性以前に問題の大きな障害となっているのは、婦人相談所に配偶者暴力相談支援センター機能も担わせているという現在の制度であろう。かつて DV 等の問題に消極的であった警察は DV 法・ストーカー法その他の法改正などを契機に、大きく取り組みを進展させた。しかし、そのコンセプトは「女性・子どもを守る施策」⁹ というものであり、これでは男性が「か弱い」女性を保護するというものと考えているのではないかとの疑念を拭いきれない。

い。こうした枠組みのもとでは、この論考の対象としている当事者が警察において二次被害を受けてしまうことは必至であり、枠組みの変更は、意識的にとりくまなければならない。

References

- Connell, Robert William. (1993). 『ジェンダーと権力—セクシュアリティの社会学』. 東京：三交社. = (Original work published 1987). *Gender and power: Society, the person, and sexual politics*. Standord, CA: Stanford University Press.
- Cornell, Drucilla. (2006). 『イマジナリーな領域—中絶、ポルノグラフィ、セクシュアル・ハラスメント』(仲正昌樹, 遠藤かおり, 高原幸子, 堀江有里 & 塚原久美, Trans.). 東京：御茶の水書房. = (Original work published 1995). *The Imaginary domain: Abortion, pornography & sexual harassment*. New York, NY: Routledge.
- Gartner, Richard B. (2005). 『少年への性的虐待 男性被害者の心的外傷と精神分析治療』 作品社. = (Original work published 1999). *Betrayed as boys: Psychodynamic treatment of sexually abused men*. New York, NY: The Guilford Press.
- 広島市. (in press). 『平成 21 年度広島市男女共同参画に関するアンケート調査』. 広島.
- 『男』 悩みのホットライン (Ed.). (2006). 『かもがわブックレット 158 男の電話相談—男が語る・男が聴く』. 京都：かもがわ出版.
- 谷口洋幸. (2008). 「第 10 章 同一性障害特例法の再評価 —— 人権からの批判的考察 ——」. In 石田仁 (Ed.), 『性同一性障害—ジェンダー・医療・特例法』 (pp. 249-272). 東京：御茶の水書房.
- 「特集 バックラッシュをクエアする—性別二分法批判の視点から」. (2008). 『女性学』, 15, 4-58.

Author Note

謝辞

この草稿をまとめるにあたり、下記の方々の助言をいただきました。ここにお礼申し上げます。後藤紀子（元 愛知県配偶者暴力相談支援センター長）、隠岐美智子（NPO 法人フェミニストサポートセンター・東海 理事長）、松尾かずな（TTS ファミリー）、堀江有里、風間孝

Footnotes

¹ アメリカ司法省や CDC（米国疾病予防管理センター）など

² これは、配偶者暴力相談支援センター、女性センター、男女共同参画センター、民間シェルターの施設長あてに郵送し、そこで回答のあった施設の相談員等に対して質問したもので、調査期間は平成 16 年 1 月から 2 月、配布数 2429 人、有効回収数 1430 人（58.9%）

³ 調査者名 NPO 法人 フェミニストサポートセンター・東海。この調査では、他の研究者の研究目的のため、外国人の DV 対応についての質問もこのほかに 1 つ尋ねている。

⁴ 内閣府の公報などでは、平成 20 年 4 月現在 配偶者暴力相談センターの機能を果たす施設数は全国に 180 か所とされているが、そこには保健福祉事務所や支所、駐在所、市町村の男女共同参画センターのようなものまでも含まれている。けれどシェルターに一時保護をする業務を担うのは、ほぼ婦人相談所に限られると考え、都道府県の婦人相談所のみを調査対象とした。

⁵ 警察庁は、平成 11 年 12 月 16 日「女性・子どもを守る施策実施要綱」を策定した（次長通達）。

Policies for the prevention of domestic violence against victims of all genders and sexualities in Japan Chisato KITANAKA

Domestic violence typically tends to be regarded as a crime against women. Men and LGBTs (lesbian, gay, bisexual, and transgender people) who suffer violence from their partners have been left out from the domestic violence prevention policy. A recent investigative survey found that some male and LGBT victims asked the DV Center for help.

However, a major institutional problem is that the DV victim center was originally set up on a former existing women's support center.

The definition of a sex crime is also a problem. Rape is defined as a behavior in which a man rapes a woman. The fact that there is little understanding among support staff is a major problem as well.

「婚外子差別裁判」敗訴報告——女性差別撤廃条約採択 30 周年に——

北沢杏子

1 はじめに

「上告人の上告を棄却する」—— 去る 2009 年 4 月 17 日、提訴（06 年 6 月）から 3 年間にわたり婚外子差別裁判を闘ってきた介護福祉士、菅原和之さんへの最高裁（最終審）判決は、僅か十数秒で終わった。その日、支援者の 1 人として最高裁小法廷傍聴席の最前列に座った私は、この裁判の敗因には、経済的理由から代理人（弁護士）を指定できなかった故の、彼の訴訟技術の稚拙さと同時に、我が国の司法の法規遵守一辺倒の現実を見たのだった。

本稿は、国連の「女性差別撤廃条約」採択 30 周年に湧く世界中の女たちの期待の高まりの渦中であって、女性差別を放置するわが国の現状を、上記裁判の記録から実証しようとするものである。

2 女性差別撤廃委員会¹（CEDAW）、4 度目の勧告

09 年 7 月 23 日、国連本部で開かれた CEDAW による審査会は日本政府に対し、女性差別撤廃条約²（1979 年採択）および採択議定書³（1999 年採択）に関する再勧告を行った。

そもそも日本政府が、この女性差別撤廃条約を批准したのは、採択 6 年後の 1985 年。同条約をより効果的なものにする採択議定書に至っては（すでに 98 カ国が批准しているにもかかわらず）先進国で批准していないのは米国と日本だけだ。採択議定書の効力については後述する。

ところで今回の再勧告は、前回 03 年 7 月に行われた「日本の性別役割に関するステレオタイプに基づいた行政を改変するため、(1) 子育ては母と父双方の社会的責任、(2) DV を含む女性に対する暴力への法整備、(3) 労働市場における両性の機会および賃金の均等、(4) 婚姻制度の民法改正、他 22 項目におよぶ懸念・要請・勧告の進捗状況の遅れ」を指摘するものだった。

この CEDAW による審査会には、日本から 80 人を超える NGO の代表が傍聴に駆けつけたが、日本代表の自民党・南野知恵子参議院議員（当時）は、「残念ながら取り組みは遅れている」。法務省代表（当時）に至っては「国民各層や関係方面でさまざまな論議があり、動向を注視しているところだ」と回答（「差別撤廃——政府発言は抽象的」, 2009; 「朝の風 CEDAW と言葉が通じない?」, 2009; 「女性差別解消、進めぬ日本 国連委勧告、期限切り対応迫る」, 2009）。各国の参加者の間からは失笑が漏れたという（「差別撤廃——政府発言は抽象的」, 2009）。さらに今回の審査会で、各議題を直接担当する内閣府の男女共同参画局長は、審査会直前の 7 月 7 日（09 年）に交代している。新局長は農水省から来た人物であり、この重要な

再勧告の最中に「ジェンダーの平等」の基本的認識もあやふやな人事をする政府の見識を疑いたい。

CEDAW からは、「すでに 2003 年に本条約 2 条で『女性差別となる民法の法修正・廃止を勧告した』にもかかわらず、夫婦別姓／婚姻最低年齢の男女平等／法律婚以外の婚外子への『嫡出でない子』の用語廃止／非婚外子への遺産相続二分の一を嫡出子と同率に／離婚後の女性の再婚禁止期間の短縮ほか 22 項目に対し、遅々として修正されていない差別的法規改正を促進せよ」の再勧告および追加勧告を含む 48 項目が提出され、終了した。

3 「選択議定書」批准を求める動き

上記 CEDAW 審査会開催に先立ち、09 年 6 月末、CEDAW のプラミラ・パッテン委員が来日。政府関係者に対し「選択議定書」の早期批准を促した。

この議定書は、(1) 国内の司法ですべての手を尽しても性差別による人権侵害から救われなかった個人や団体が、委員会に直接通報すれば委員会が調査して、解決に必要な手段を政府に求めることができる。(2) 重大で組織的な権利侵害があるという情報を委員会に申し出れば、その国の協力を得て調査に乗り出せる、という国家間の正式の合意文書だ。

パッテン委員は、その実例として、オーストラリアから寄せられた個人情報「夫の暴力で妻が警察や裁判所に救済を求めたにもかかわらず、夫の拘束などの措置を取らなかったため妻は殺害され、その遺族からの通報を受けた。委員会は公務員の不適切な対応を指摘。政府に対し公務員の研修強化を要請した」というケースを紹介している（「正義守る議定書『批准を』女性の人権侵害を救済 パッテン・女性差別撤廃委員に聞く」, 2009）。

本稿の婚外子差別裁判敗訴に関しても、日本政府が選択議定書を批准さえしていれば、十分に「個人通報」に価する事案であったはずであり、日本社会の「裁判の結果に不満だとして国際組織に通報するのは司法の独立の侵害」との通念も、CEDAW の、国を超えた救済に従わざるを得ない結果になったに違いない。

4 「なくそう婚外子差別、つくれ住民票」裁判を支援して

本題に入ろう。「なくそう婚外子差別、つくれ住民票」裁判の原告、菅原和之さん（44）とパートナーは、その「信条」から事実婚を選び、02 年 7 月に第 1 子が誕生。居住地の区役所に「胎児認知届」を提出し、受理された。

日本の国籍法では、(1) 子は出生時に父または母が日本国民であるときは日本国民とするものとする。(2) 非嫡出子の場合でも、日本人父が胎児認知（民法第 73 条）をすることにより、

出生時に日本国籍を取得させることができる——となっていることから、彼は用心の上にも用心を重ねて、胎児認知届を提出したのだった。

ところが、子が誕生して出生届に出向いたところ、「法律婚子でない」として、父母との続柄欄の「嫡出でない子」に印をつけるよう強要された（出生届「父母との続柄」欄参照（See Figure A））。

この用語は女性差別撤廃条約委員会および子どもの権利条約委員会から再度にわたって、「非嫡出子の差別用語廃止」を勧告されてきた項目だった。彼がその旨を申し立てて拒否すると、区役所側は、「では付せん処理をします」と付せんを貼り、出生届を受理。それには、「母が届出をしないため同居人（出生届“届出人欄”参照（See Figure A））が提出。届出中に『嫡出でない子・女』の記入はないが、『嫡出でない子・女』と認め受理した」と、彼が最も避けたかったわが子の人権にかかわる差別用語が 2 度にわたって記入されており、出生届にコピーされて、第 1 子に終生、印されるものであった。

5 第 2 子には住民票作成までも拒否

3 年後の 05 年 3 月、第 2 子誕生。第 1 子と同じく胎児認知届を提出し受理されていたが、前回同様の付せん処理をされぬよう、父母との続柄欄を空欄のまま提出したところ、出生届まで不受理。その結果第 2 子は無戸籍となってしまった。

続いて住民票作成を求めると、区側は出生届不受理を理由に、その要請を受け入れなかったため、彼は 06 年 6 月、東京地方裁判所に提訴するに至った。

翌 07 年 5 月の判決（大門匡裁判長）は、住民票がないことによって「予防接種、児童手当、区立幼稚園・小学校などの学齢簿の編成、国民健康保険、パスポート取得、選挙権他の行政サービスが受けられないなどの不利益が生じる」。また、市区町村長には、住民票作成が困難な場合は職権調査の方法を行使してでも作成すべき義務があり、作成・交付しないのは住基法義務違反であるとして、「出生届不受理であっても住民票を作成せよ」と命じ、勝訴となった。これに対し区側は東京高等裁判所に控訴。菅原さんも受けて立ち、裁判は第 2 審に入った。

6 高裁、逆転敗訴に

07 年 11 月、東京高裁の判決（藤村啓裁判長）は、「両親の個人的信条で届出を怠っているだけで、例外的に住民票を認める場合には当たらない」と、原告の方に非があると見なし、さらに「日本の民法は法律婚主義を採用しており、嫡出子と非嫡出子を分けるのは差別とは言えない」と広言。住民票についても、「子は現在 2 歳であり、選挙権不取得の不利益は現実化して

おらず、その他の行政サービスは、手続きが煩雑であるとしても、住民票登録者と同じ扱いがなされるはず」として、逆転敗訴となった。

判決文の「煩雑であるとしても」の煩雑さは実に大へんなもので、予防接種や乳幼児への定期健診、児童手当、区立保育所・幼稚園の入所、入園手続きなど、その都度申請書を提出し、承認手続きを経て通知を受け取った後に実施という、いわば区役所に日参する労力を強いられるものであった。

こうした煩雑な日常生活の中でもなお、彼とパートナーはその「信条」を曲げることなく、親の信条が子に犠牲を強いる不条理に抗すべく最高裁判所に「上告理由申し立て書」を提出。これが受理されなければ、最高裁からは書面による判決決定書が郵送されるのみ、となっている。彼は A4 判 57 頁におよぶ上告理由書および上告理由補充書を提出し、上告は受理された。こうした経緯を経て、彼とパートナーは最高裁の終審判決に期待を寄せたのだった。

7 最高裁判所に提出した菅原氏の「上告理由書」

しかし、最高裁の判決は、本稿の冒頭に記したように「上告人の上告を棄却する」の僅か十数秒で、あっけなく終了。経済的理由から代理人（弁護士）を指定することができず、独り上告人席に座った彼と、向かって右側、被告席の区側の大勢の被告および区特約の弁護団の姿が対照的だった。

最終審での意見陳述こそ採択されなかったが、彼はおそらく、下記のように陳述したかたに違いない。最高裁に提出した上告理由補充書（08 年 12 月 18 日付）の最終頁にこう記している。

上告人ら（菅原、パートナー、第 2 子の 3 名）は、経済的な理由から代理人を指定しない本人訴訟により、この裁判を提訴した。しかし代理人を指定しないことによる訴訟技術の稚拙さが、上告人らの不利益になってはならないと考える。

憲法 32 条は「何人も裁判所において裁判を受ける権利を奪われない」と定めており、世界人権宣言は第 8 条で「すべて人は、憲法または法律によって与えられた基本的人権を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する」と謳っている。

訴訟技術ならびにそれを補う経済力は、万人に与えられているものではない。しかし、「基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利」は万人に与えられているものである。

09 年 5 月以降に司法制度改革（裁判員制度の導入）をめざしている「国民の司法へのアクセスを拡充する」ことは、上告人らのように代理人を指定する経済力を持たない者らをこそ救済すべきでなければならないと考える。どうか、「司法の行政に対するチェック機能の強化を図り、国民の権利を守る」という司法の使命を果たして頂きたい——と。（「平成 20 年（行ツ）第 35 号 住民票不記載処分取消等請求事件 上告理由補充書（2）」, 2008）

判決当日、こうした彼の切望と、そして私たち支援者の愁眉を僅かながら開かせてくれたのは、判決文に付記された今井巧裁判長の意見書であった。

私は（他の 3 人の裁判官の）「上告人母が出生届提出を怠っていることに、やむをえない合理的理由がない」とした多数意見に同調するものであるが、区長が上告人子につき、住民票の記載をしなかったことが、「住民基本台帳法上違法ということはできない」という多数意見とは見解を異にし、（1 審と同じく）住基法義務違反と考える。住民の受けるサービスは出生の時から始まるのであって、住民票に記載されないこと自体によって住民の側に重大な不利益が生じることは（略）明らかである——と。（「平成 20 年（行ヒ）第 35 号 住民票不記載処分取消等請求事件 最終審判決言渡全文」, 2009）

だが、女性差別撤廃条約委員会および子どもの権利条約委員会が再三勧告した“「非嫡出子」の差別用語によって上告人子が被るさまざまな不利益”については、一切触れようとしなないのはなぜか。

ここで思い出されるのは、08 年 6 月、フィリピン人母と日本人父の間に生まれ、生後に父が認知した婚外子 10 人（8 ～ 14 歳）が、母のフィリピン国籍ではなく、父の日本国籍取得を申し出た裁判だ。このとき最高裁大法廷（島田仁郎裁判長）の 4 人の裁判官は、両親が法律婚をしていないことを理由に日本国籍を認めない日本の国籍法を「違憲」とした判決を下している。本稿の婚外子差別裁判でも、同じく子どもの権利条約第 3 条の「子どもに最善の利益を！」の判決がなされてしかるべきだったのではないか。

それにしても、日本の婚姻制度は依然として、女性の 98.5%⁴ もが疑うことなく自己のアイデンティティである姓を捨てて、夫の氏（姓）に組み込まれる家父長制の残滓と、子に差別のつけを負わせる仕組みになっていることを痛感せざるをえない 3 年間にわたる婚外子差別裁判支援の体験であった。

8 菅原氏から寄せられた手記 「私たちの信条と子どもの人権」

現行の婚姻制度では結婚に際し、どちらともが自分の姓を失いたくないと考えた場合、彼らのように「事実婚」を貫く以外に方法はない。彼とパートナーは、その信条をこう語っている。

現行の民法 750 条は、「夫婦は婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏（姓）を称する」とされ、一見、“夫の姓と妻の姓の選択は対等”に位置しているものの、実際には女性が改姓するのが当然と、9 割以上の女性が夫の姓を名乗っています。

私たちは「結婚によって自分の姓を犠牲にしなくてもよい」と考えました。しかし、犠牲を払わないことによって、私たちの子どもが「嫡出でない子＝正統でない子」という差別をされるのはおかしい。「入籍すれば、子どもは嫡出子＝正統な子になるのだから、法律婚をすればいいじゃないか」という人もいます。私たちは犠牲か差別かの、どちらかを選ばなくてはならないのでしょうか。

私たちがこだわっているのは形式的なことかもしれません。でも、形式だけでも犠牲や差別を拒むことが、差別のない生きやすい社会を次世代に渡していくことに、少しでも繋がるかもしれない——そんな期待をこめて、私たちは事実婚を続けているのです（菅原和之, personal communication, titled『北沢杏子様「私たちの信条」』, May 7, 2009)

入籍すればいい、たかが姓を変えるだけじゃないか——と考える人びとは少なくないだろう。現に最高裁の判決も男性裁判官たちの、「上告人母(女)が、出生届の提出を怠っているだけ」と断じた多数意見で敗訴が決定している。

結婚に際して多くの妻たちが、夫の姓に組み込まれるのを当然と受け入れ、その後、離婚、再婚、離職、再々婚、非正規雇用、老親介護、パート労働……と、めまぐるしく姓を変え、職を変え、居住地を変えざるを得なかった結果、「宙に浮いた年金記録」が社会問題化したのは記憶に新しいところだ。また、著名な弁護士、公認税理士・会計士、評論家らが、離婚後もそれぞれの公的業務で、一般に知られている知名度の高い離婚前の姓を使わざるを得ない立場にあり、心ならずもかつての姓を名乗っている例は、私の周囲を見廻しても枚挙にいとまがない。

こうした事例は、日本の婚姻制度に要因はあるとはいっても、結婚にあたって自己の姓を相手の氏（姓）に組み込むことに疑念を抱かない女たちの側にも問題があるのではないだろうか。

08 年の国連「ジェンダーエンパワーメント（女性の意思決定参加度）指数⁵」によると、日本は 108 カ国中 58 位だという。女たちは本稿で述べたような性差別の事実を知り、しっか

り人権意識を固めなければならない。さらに憲法が保障する「思想信条の自由⁶」を、すべての女たちが獲得するために、一刻も早い「女性差別撤廃条約選択議定書」の批准⁷を促したい。そして、選択的夫婦別姓の導入／婚姻最低年齢の男女平等／女性の再婚禁止期間の短縮／現在二分の一の非嫡出子遺産相続分を嫡出子と同率に、ほか 48 項目に関連する法改正を政府に迫り、「女性差別放置国」の汚名を早急に返上しなければならない。

References

- 「朝の風 CEDAW と言葉が通じない？」. (2009, August 7).『しんぶん赤旗』.
- 北沢杏子. (2008, June).「婚外子差別と子どもの人権」.『あなたとわたしと性』, 87, 4-16.
- 「差別撤廃——政府発言は抽象的」. (2009, July 25).『しんぶん赤旗』.
- 「女性差別放置する日本 6 年ぶり国連委審査へ」. (2009, July 18).『しんぶん赤旗』, Retrieved January 15, 2010, from http://www.jcp.or.jp/akahata/aik09/2009-07-18/2009071805_01_1.html
- 「女性差別解消、進まぬ日本 国連委勧告、期限切り対応迫る」. (2009, September 12).『朝日新聞』, p. 31.
- 「女性差別の撤廃 『日本は不十分』 国連委、『憤慨』表明」. (2009, August 18).『朝日新聞』, p. 8.
- 「女性差別撤廃委始まる 日本の NGO も発言」. (2009, July 22).『しんぶん赤旗』, Retrieved January 15, 2010, from http://www.jcp.or.jp/akahata/aik09/2009-07-22/2009072201_02_1.html
- 「女性差別撤廃条約の実行停滞 国連で日本批判噴出」. (2009, July 25).『しんぶん赤旗』, Retrieved January 15, 2010, from http://www.jcp.or.jp/akahata/aik09/2009-07-25/2009072501_02_1.html
- 「出生届訴訟で敗訴確定 最高裁」. (2009, April 18).『朝日新聞』, p. 29.
- 「正義守る議定書『批准を』女性の人権侵害を救済 パッテン・女性差別撤廃委員に聞く」. (2009, June 27).『朝日新聞』, p. 31.
- 土井たか子. (Ed.). (1984).『「国籍」を考える』. 東京：時事通信社.
- 平成 18 年（行ウ）第 309 号 住民票不記載処分取消等請求事件, 1981 判時 9（東京地方裁判所 2007(H19.5.31)）
- 「平成 18 年（行ウ）第 309 号 住民票不記載処分取消等請求事件 第 1 審判決言渡全文」. (2007, May 31). Retrieved January 15, 2010, from http://homepage3.nifty.com/k_sugawara/page013.html
- 平成 19 年（行コ）第 229 号 住民票不記載処分取消等請求控訴事件（事実婚夫婦の子の出生届不受理）, 1981 判時 9（東京高等裁判所 2007(H19.11.05)）[原審：東京地方裁判所平成 18 年（行ウ）第 309 号]
- 「平成 19 年（行コ）第 229 号 住民票不記載処分取消等請求事件 控訴理由書」. (2007, July 31). Retrieved January 15, 2010, from http://homepage3.nifty.com/k_sugawara/page015.html

- 「平成 19 年（行コ）第 229 号 住民票不記載処分取消等請求事件 第 2 審判決言渡全文」. (2007, November 5). Retrieved January 15, 2010, from http://homepage3.nifty.com/k_sugawara/page017.html
- 「平成 19 年（行サ）第 152 号 住民票不記載処分取消等請求事件 上告理由書」. (2007, December 27). Retrieved January 15, 2010, from http://homepage3.nifty.com/k_sugawara/page018.html
- 「平成 20 年（行ツ）第 35 号 住民票不記載処分取消等請求事件 最高裁決定」. (2009, April 6) Retrieved January 15, 2010, from http://homepage3.nifty.com/k_sugawara/page023.html
- 「平成 20 年（行ツ）第 35 号 住民票不記載処分取消等請求事件 上告理由補充書 (1)」. (2008, October 1). Retrieved January 15, 2010, from http://homepage3.nifty.com/k_sugawara/page020.html
- 「平成 20 年（行ツ）第 35 号 住民票不記載処分取消等請求事件 上告理由補充書 (2)」. (2008, December 18). Retrieved January 15, 2010, from http://homepage3.nifty.com/k_sugawara/page022.html
- 平成 20 年（行ヒ）第 35 号 住民票不記載処分取消等請求事件, 1482 裁時 3（最高裁判所 2009(H21.4.17)）[原審：東京高等裁判所平成 19 年（行コ）第 229 号, 第 1 審：東京地方裁判所平成 18 年（行ウ）第 309 号]
- 「平成 20 年（行ヒ）第 35 号 住民票不記載処分取消等請求事件 最終審判決言渡全文」. (2009, April 17). Retrieved January 15, 2010, from http://homepage3.nifty.com/k_sugawara/page021.html
- 星野澄子. (1990).『夫婦別姓時代』. 東京：青木書店.
- 「民主の政権公約、夫婦別姓を見送り」. (2009, July 15).『朝日新聞』, p. 4.
- 「年金機構 設置の凍結を要請」. (2009, August 15).『しんぶん赤旗』, Retrieved January 15, 2010, from http://www.jcp.or.jp/akahata/aik09/2009-08-15/2009081504_02_1.html

Footnotes

- ¹ 女性差別撤廃条約に基づく国際機関。投票で選ばれた 23 人の委員で構成されている。
- ² 国連加盟国 192 カ国のうち、186 カ国が批准。
- ³ 各国から提出される女性差別問題に対し、国際的に支援する制度を規定した議定書。
- ⁴ 厚生省人口動態統計課、1986 年度の数値
- ⁵ こうした指数を公表することで、国際条約を意識した措置の推進を促すことができる。他にも「世界経済フォーラム」男女平等調査があり、日本は 130 カ国中 98 位。
- ⁶ 第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。
- ⁷ 09 年 9 月 29 日、千葉景子法相（民主党）は、「選択的夫婦別姓制度」を導入する民法改正案を、2010 年の通常国会に提出したい旨を発表したが、翌 30 日、鳩山首相は「時期尚早」との意見を示唆した。

Appendix

出生届

平成 年 月 日届出

長 殿

受理 平成 年 月 日
第 号

送付 平成 年 月 日
第 号

発送 平成 年 月 日
長 印

世帯調査 戸籍記載 記載調査 調査票 附 票 住民票 通知

(1) 生 子 の 氏 名
(2) ま 生 ま れ た と き
(3) れ 生 ま れ た と こ ろ
(4) た 住 所
(5) 子 の 父 母 の 氏 名
(6) ま 本 籍
(7) れ (外 国 人 の と き は 国 籍 だ け を 書 い て く だ さ い)
(8) 父 の 子 が 生 ま れ た と き の 世 帯 と お も な 仕 事 と
(9) 母 の 父 母 の 職 業
その他
届 出
人

父母との続き柄
□嫡出子 (□男 □女)
□嫡出でない子

年 月 日 □午前 □午後 時 分

番地 番 号

世帯主の氏名 世帯主との続き柄

父 母 年 月 日 (満 歳) 年 月 日 (満 歳)

番地 番 号

華籍者の氏名

年 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始め たときのうち早いほうを書いてください)

☐1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯
☐2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯
☐3. 企業・個人商店等 (官公庁は除く) の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者は除く)
☐4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者は除く)
☐5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯
☐6. 仕事をしている者のいない世帯
(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までの子が生まれたときだけ書いてください)

父の職業 母の職業

☐1. 父 ☐2. 法定代理人 () ☐3. 同居者 ☐4. 医師 ☐5. 助産婦 ☐6. その他の立会者
☐7. 公設所の長

住 所 番地 番 号

本 籍 番地 番 号 華籍者の氏名

署 名 印 年 月 日 生

事 件 簿 番 号

日中連絡のとれるところ
電話 ()
自宅 勤務先 呼出 (方)

Figure A. 出生届の写し

Facts behind the lost lawsuit to remove discrimination against children born outside marriage – 30 years since the International Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women
Kyoko KITAZAWA

The Committee on the Elimination of Discrimination Against Women (CEDAW) submitted a recommendation to the government of Japan to amend the civil code in 2003. This paper focuses on one of the 22 categories recommended, which was to remove the discriminatory term “illegitimate child,” used to refer to children outside marriage, from official documents. The fourth council, held in July 2009, reported on the progress related to the above recommendation. This paper documents the progress of the court case from the first to the final trial over a three-year period and depicts how the case was treated with silent contempt and ended with the loss of the lawsuit.

Keywords:

Committee on the Elimination of Discrimination against Women (CEDAW), “illegitimate child” , children born outside marriage, dual surname options

2009 年度 CGS 活動報告

■春学期

4 月 CGS ニュースレター 011 号発行

4 月 20 日～ 春学期読書会 開催

1、はじめてのジェンダー研究（入門者向け読書会）

著者：上野千鶴子 他、いくつかの著作を読む

日時：4 月 20 日～（毎週月曜日）

2、『フェミニズム』

著者：竹村和子

日時：4 月 20 日～（毎週月曜日）

3、ジュディス・ハルバーシュタム論文

著者：ジュディス・ハルバーシュタム

日時：4 月 23 日～（毎週木曜日）

4 月 20 日（月）・21（火）

オープンセンター開催

5 月 20 日（水）

講演会「＜名付け＞をめぐるポリティクス」開催

講師：ミヤマアキラ・飯野由里子

場所：国際基督教大学 本館 303 号室

■秋学期

9 月 15 日～ 秋学期読書会 開催

1、『私たちの仲間—結合双生児と多様な身体の未来』

著者：アリス・ドムラット・ドレガー

日時：9 月 15 日～（毎週火曜日）

2、『性の歴史―知への意志』

著者：ミシェル・フーコー

日時：9月18日～（毎週月曜日）

10月5日（月）・6日（火）・7日（水）

オープンセンター開催

11月 CGS ニュースレター 012 号発行

11月16日（月）

「多摩ジェンダー教育ネットワーク」第1回会合

場所：国際基督教大学 教育研究棟 347 号室

■冬学期

12月15日～ 冬学期読書会 開催

1、『フェミニン・エンディング―音楽・ジェンダー・セクシュアリティ』

著者：スーザン・マクレアリ

日時：12月15日～（毎週火曜日）

2、『「レズビアン」という生き方―キリスト教の異性愛主義を問う』

著者：堀江有里

日時：12月15日～（毎週木曜日）

3、『Exile and Pride: Disability, Queerness and Liberation』

著者：Eli Clare

日時：12月16日～（毎週水曜日）

1月22日（金）

「多摩ジェンダー教育ネットワーク」第2回会合

場所：国際基督教大学 教育研究棟 357 号室

2月16日（火）

講演会「キリスト教とセクシャル・マイノリティ / セクシャル・マイノリティとコミュニティ」

開催

講師：堀江有里

場所：国際基督教大学 本館 303 号室

3月 CGS ジャーナル『Gender and Sexuality 05』発刊

注

CGS 公式ウェブサイト「CGS Online」では随時、情報を更新しています。

CGS ニュースレター、CGS ジャーナル『Gender and Sexuality』は「CGS Online」でダウンロードできます。

AY 2009 Activity Report, ICU Center for Gender Studies (CGS)

■ Spring Term

April

Publication of the CGS Newsletter, No.011

From the week starting April 20

CGS Spring Term Reading Groups

1. *Hajimete no jendaa kenkyuu* (Introduction to Gender Studies)

Author: Chizuko Ueno et al.

Dates: Mondays, from April 20

2. *Feminizumu* (Feminism)

Author: Kazuko Takemura

Dates: Mondays, from April 20

3. Selected Works by Judith Halberstam

Author: Judith Halberstam

Dates: Thursdays, from April 23

Monday, April 20 - Tuesday, April 21

Open Center at CGS

Wednesday, May 20

Lecture: "Nazuke wo meguru poritikusu" (The Politics of Naming)

Lecturers: Akira Miyama and Yuriko Iino

Venue: Rm 303, Honkan, International Christian University

■ Autumn Term

From the week starting September 15

CGS Autumn Term Reading Groups

1. *Watashi-tachi no nakama—Ketsugou-souseiji to tayou-na shintai no mirai* (One of Us: Conjoined Twins and the Future of Normal)

Author: Alice Dreger

Dates: Tuesdays, from September 15

2. *Sei no rekishi I—Chi e no ishi* (*Histoire de la sexualité, 1: la volonté de savoir*)

Author: Michel Foucault

Dates: Mondays, from September 18

Monday, October 5 - Wednesday, October 7

Open Center at CGS

November

Publication of the CGS Newsletter, No. 012

Monday, November 16

1st meeting of the Tama Network for Gender Education

Venue: Room 347, ERB, International Christian University,

■ Winter Term

From the week starting December 15

CGS Winter Term Reading Groups

1. *Feminin endingu—Ongaku, jendaa, sekushuaritii* (*Feminine Endings: Music, Gender, and Sexuality*)

Author: Susan McClary

Dates: Tuesdays, from December 15

2. *"Rezubian" to iu iki-kata—Kirisuto-kyô no iseiai-shugi wo tou* ("Lesbian" lifestyle: A Critique of Christian Heterosexism)

Author: Yuri Horie

Dates: Thursdays, from December 15

3. *Exile and Pride: Disability, Queerness and Liberation*

Author: Eli Clare

Dates: Thursdays, from December 16

Friday, January 22

2nd meeting of the "Tama Network for Gender Education"

Venue: Room 357, ERB, International Christian University

Tuesday, February 16

Lecture: "Kirisutokyo to sekushuaru mainoritii, sekushuaru mainoritii to komyunitii"

(Christianity and Sexual Minorities/ Sexual Minorities and Community)

Lecturer: Yuri Horie

Venue: Room 303, Honkan, International Christian University

March

Publication of the CGS Journal, *Gender and Sexuality*, Vol. 05

Note: Regular updates may be viewed on CGS Online, the official CGS website. The CGS newsletters and journal may also be downloaded from the site.

多摩ジェンダー教育ネットワーク 第1回会合 2009年11月16日

主催：国際基督教大学ジェンダー研究センター（CGS）
一橋大学ジェンダー社会科学研究センター（代表・木本喜美子）

去る11月16日、国際基督教大学にて、多摩地区の諸大学でジェンダー教育に携わる教育者18名（うち主催者3名）により、ネットワーク作りのための第1回会合が行われた。これからの定期的な集会に向けて、形式・テーマなどを話し合う準備会合という位置づけであった。

〈ネットワーク発足の経緯〉

かねてより、一橋大学ジェンダー社会科学研究センター・木本氏と、CGS・田中かず子は、大学教育において孤立しがちな、ジェンダー関連コースの担当者をつなぐネットワーク作りが必要と考えていた（詳細はCGS ニュースレター 011号、特集1「大学におけるジェンダー・セクシュアリティ教育の未来」）。特に「顔の見える」関係作りが重要と考え、まずは行き来のしやすい「多摩地区」の大学の勤務者を対象とすることとした。

「ジェンダー」に携わる大学教育者の、専門分野を越えたネットワークを作ることは、(1)カリキュラム作り・授業などの経験の共有、(2)教材・人材の共有、(3)互助（互いにゲストレクチャーに訪れるなど）を可能にし、各人、各大学、ひいては多摩地区全体のジェンダー教育の発展に大きく寄与するものと思われる。

会合に先立ち、全体的なニーズを把握すべく、2009年9～10月、以下のアンケートをメールまたは郵送にて、多摩地区の大学勤務の専任・非常勤141名（女性教育情報センター/NWECの名簿を参照）に送付、37名から回答を得る：

- (1) このようなネットワークに、どのような関心と問題意識をお持ちですか。
- (2) どのようなテーマなら、会合に参加してみたいと思われますか。
- (3) 現在、「ジェンダー」関連の教育にあたってお困りのことはありますか。
- (4) 会合を持つ場合、以下のどの日時が参加しやすいですか？
①平日18時～20時 ②土曜午後 ③その他
- (5) その他ご意見・ご要望等

寄せられた回答を踏まえ、第一回会合を月曜18時～20時に企画。アンケート対象者全員を招待したところ、15名の参加者を得た。

〈会合の内容〉

1. 開会の言葉（木本）
2. 会合の趣旨説明（田中）
3. 自己紹介（参加者全員）
4. アンケート結果発表（加藤恵津子、CGSセンター長）
6. 意見交換
7. 次回会合の詳細決定

会合は始終活気に満ち、このような機会が、少なからぬ人に強く望まれていたことがわかった。「アンケート結果」とも合わせて明らかになったことは：

- (1) ネットワークを歓迎するとの声、多数。
- (2) 他の教育者の講義内容、シラバス、教材、文献、成功や失敗の経験のシェアを望む声、多数。
- (3) どうしたら学生にとってインパクトのある講義ができるか悩んでいる、学内でジェンダー教育への協力が得にくい、学内カリキュラムにおいてジェンダー教育が目立ちにくい、特に非常勤講師が孤立しやすいとの声、複数。

〈第2回会合〉

以下のように決定した：

日時：1月22日（金）、18：00～20：00

テーマ：入門的なジェンダー教育のコースのあり方

発表者：竹内敬子さん（成蹊大学）、森岡実穂さん（中央大学）

女子学生の多い文学部のコースと、比較的男子学生の多い経済学のコースという、ある意味で対照的な二つの講義における経験を、二者に発表いただく。

z 〈今後について〉

会合の望ましい頻度としては、「二ヶ月に一回」「一学期に一回」といったいくつかの意見が聞かれたが、まずは参加者の都合により、次回は2010年1月開催とした。また今後は、より多くの非常勤講師、および博士課程の学生にも積極的に参加を促すことにした。

未知の要素は多いが、すでに今回、参加者からの熱意ある参加・協力の姿勢が見られ、明るい展望を得た。今後は助成金を得るなどして、より充実した互助体制を作っていくことに加え、単位交換制度、近隣アジア諸国との交流も視野に入れた、よりビジブルなネットワーク作りを目指したい。

CGS センター長 加藤恵津子

The First Meeting of the Tama Gender Education Network November 16, 2009

Hosts: Center for Gender Studies (CGS), International Christian University
Center for Gender Research and Social Sciences, Hitotsubashi University
(Kimiko Kimoto, representative)

The first meeting of the Tama Gender Education Network was held on November 16, 2009, at ICU. Eighteen educators (including 3 coordinators) from various universities in the Tama region gathered to discuss the structure and themes of upcoming meetings scheduled to be held periodically.

The Establishment of the Tama Gender Education Network

Kimiko Kimoto (Center for Gender Research and Social Sciences, Hitotsubashi University) and Kazuko Tanaka (CGS, ICU) had long been aware of the need for a network to connect gender researchers, who tend to become isolated in the Japanese university education system (c.f. CGS Newsletter No. 011, Feature 1: The Future of Gender/ Sexuality Pedagogy in Tertiary Education) . They considered face-to-face interaction to be particularly important, and decided to start with the formation of a local network for researchers in the Tama region.

The formation of an interdisciplinary gender research network aimed to contribute to the development of gender education for the benefit of individual researchers, universities, and the Tama region as a whole, by facilitating the following:

- (1) The sharing of insights on curriculum planning and classroom experiences;
- (2) The pooling of educational materials and human resources;
- (3) Mutual cooperation and assistance (for example, by means of guest lectures).

In order to evaluate the current situation and needs of researchers before the meeting, the following email/ postal questionnaire was sent out to 114 full-time and part-time professors of universities in the Tama region (National Women's Education Center (NVEC) registry) in September and October 2009. There were 37 respondents.

- (1) What are the issues that concern you with regard to such a network?
- (2) What kind of topics would interest you to participate in our meetings?
- (3) Do you currently have any problems or concerns regarding gender education?
- (4) Which of the following proposed meeting days and times would be most convenient for you?
 - 1) 6pm to 8pm on a weekday
 - 2) Saturday afternoons
 - 3) Other
- (5) Other comments/ requests

After considering the responses received, the first meeting was scheduled for 6pm to 8pm on Monday. Invitations were sent to all those who had been sent questionnaires, and fifteen people attended.

Meeting Overview

1. Opening Speech (Kimoto)
2. Objectives (Tanaka)
3. Self Introductions (All participants)
4. Questionnaire Results (Etsuko Kato, CGS Director)
5. Discussion
6. Details of Next Meeting

This long-awaited opportunity for the exchange of information and ideas was a great success, with lively and stimulating discussion throughout. The following points became apparent from both the meeting and the questionnaire results:

- (1) Many people welcome the formation of a gender education network;
- (2) Many people want to share their experiences (both successes and failures) with regard to course content, syllabus, and reading/ reference material;
- (3) A number of people are concerned about how they can stimulate and influence students through their classes. Some also pointed to the difficulty of gaining

cooperation within their universities, the lack of attention on gender education in the university curriculum, and the isolation felt by part-time lecturers in particular.

The details of the second meeting were determined as follows:

Date and Time: 6pm to 8pm, January 22, 2010

Topic: Introductory Gender Education Courses

Speakers: Keiko Takeuchi (Seikei University)
Miho Morioka (Chuo University)

The two speakers shall be reporting on their respective experiences in teaching economics courses, which have comparatively more male students, and humanities courses, which have comparatively more female students.

Future Meetings

There were various ideas about the frequency with which future meetings should be held, such as every second month or every semester, but it is as yet undecided. The next meeting is scheduled for January 2010 according to the schedules of the present participants. We hope to encourage more part-time lecturers as well as doctoral students to participate.

We are only just beginning the formation of this network, but the enthusiastic participation and cooperation of all those who participated in this first meeting was highly encouraging. We hope to secure funding in future and we aim to build a strong network for cooperation, including the development of a system for course credit transfers between universities, and exchange activities with other Asian countries.

Etsuko Kato,
CGS Director

2010 年度ジェンダー研究センター（CGS）活動予定**春学期読書会**

日時：2010 年 4 月～6 月

場所：ジェンダー研究センター

オープンセンター

日時：2010 年 4 月

場所：ジェンダー研究センター

「多摩ジェンダー教育ネットワーク」プロジェクト

日時：2010 年 4 月より随時

場所：国際基督教大学および周辺大学

医療 / 自然科学をテーマとする講演会

日時：2010 年 5 月

場所：国際基督教大学

CGS ニュースレター 013 号

発刊予定：2010 年 9 月

「Asian Gender Dialogues」(国際シンポジウム / ワークショップ)

日時：2010 年 9 月

場所：国際基督教大学

秋学期読書会

日時：2010 年 9 月～11 月

場所：ジェンダー研究センター

医療 / 自然科学をテーマとする企画

日時：2010 年 12 月

場所：国際基督教大学

冬学期読書会

日時：2010 年 12 月～2011 年 2 月

場所：ジェンダー研究センター

CGS ジャーナル『ジェンダー&セクシュアリティ』第 6 号

発刊予定：2011 年 3 月

注

CGS 公式ウェブサイト「CGSOnline」では随時、情報を更新しています。

AY 2010 CGS Activity Schedule

Spring Term Reading Groups

Dates: April - June 2010

Venue: Center for Gender Studies, International Christian University

Open Center

Date: April 2010

"Tama Network for Gender Education" Project

Dates: Regularly from April 2010

Venue: International Christian University and other universities in Tama region.

Lecture on medicine and the natural sciences

Date: May 2010

Venue: International Christian University

CGS Newsletter No.013

Slated for publication: September 2010

Symposium/Workshop on "Gender Education in Asia"

Date: September 2010

Venue: International Christian University

Autumn Term Reading Groups

Dates: from September to November, 2010

Venue: Center for Gender Studies, International Christian University

An Activity/Project on medicine and the natural sciences

Date: September 2010

Venue: International Christian University

CGS Winter Term Reading Groups

Dates: December 2010 to February, 2011

Venue: Center for Gender Studies, International Christian University

CGS Journal *Gender and Sexuality* Vol. 06

Slated for publication: March 2011

Note: Regular updates may be viewed on CGS Online, the official CGS website.

執筆者紹介

Author profiles

石井由香理

首都大学東京大学院 人文科学研究科 社会行動学専攻 社会学教室 博士後期課程

専門：社会学

Yukari ISHII

Ph.D. student, Department of Behavioral Social Sciences, Graduate School of Humanities,
Tokyo Metropolitan University

Specialization: Sociology

井芹真紀子

一橋大学大学院言語社会研究科 修士課程

専門：フェミニズム理論、クィア理論

Makiko ISERI

M.A. student, Graduate School of Language and Society, Hitotsubashi University

Specialization: Feminism Theory, Queer Theory

ダイアナ・コー

法政大学 グローバル教養学部 教授

専門：社会学・女性学

Diana KHOR

Professor, Department of Global and Interdisciplinary Studies, Hosei University

Specialization: Sociology, Women's Studies

黄馨儀

同志社大学大学院 社会学研究科メディア学専攻 博士後期課程

専門：女性とメディア、テレビ映像の女性表象

Hsinyi HUANG

Ph.D. student, Media Studies, Graduate School of Social Studies, Doshisha University

Specialization: Women and the Media, Women's Image as Portrayed on TV

北仲千里

広島大学ハラスメント相談室 准教授 / NPO 法人フェミニストサポートセンター・東海
専門：社会学

Chisato KITANAKA

Associate Professor, Harassment Consultation Room, Hiroshima University

NPO Feminist Support Center TOKAI

Specialization: Sociology

北沢杏子

有限会社アーニ出版 代表取締役会長 / 性を語る会代表 / 医学ジャーナリスト協会会員 / 国連
人口基金・国際協力機構 IEC 専門家派遣員

専門：性教育・ジェンダー・HIV/AIDS・STD・環境問題

Kyoko KITAZAWA

President, Ahni Publishing House Co.,Ltd.

Representative, Forum on Sexual Issues

Member, Japanese Medical Writers Association

IEC Expert on Reproductive Health, UNFPA and JICA

Specialization: Sex Education, Gender, HIV/AIDS, STDs, Environmental Issues

国際基督教大学ジェンダー研究センター (CGS) 所員

Regular Members of the Center for Gender Studies, ICU

2010 年 3 月現在

as of March, 2010

マット・ギラン (運営委員)

Matthew A. GILLAN (CGS Steering Committee Member)

Music, Ethnomusicology

藤田 英典

Hidenori FUJITA

Sociology of Education, Comparative Education, Gender and Education

池田 理知子

Richiko IKEDA *

Communication

生駒 夏美 (運営委員)

Natsumi IKOMA (CGS Steering Committee Member) *

Contemporary English Literature, Representation of the Body in British and Japanese Literature

伊藤 亜紀

Aki ITO

Storia dell'arte italiana, Storia del costume italiano

鄭 仁星

Insung JUNG

Educational Technology and Communications

上遠 岳彦

Takehiko KAMITO

Biology

加藤 恵津子（センター長）

Etsuko KATO (CGS Director) *

Cultural Anthropology, Gender Studies

菊池 秀明

Hideaki KIKUCHI

The Social History of China in the 17th-19th Centuries

ツベタナ・I・クリステワ

Tzvetana I. KRISTEVA

Japanese Literature

ショウン・マラーニー

Shaun MALARNEY

Cultural Anthropology

森 葉月

Hazuki MORI

History of Thought in Japan, Religious Anthropology

森木 美恵

Yoshie MORIKI

Cultural Anthropology, Demography

那須 敬

Kei NASU

History of Religion, Culture and Politics in Early Modern England

大石 奈々

Nana OISHI

Labor Migration, Globalization, Gender

大森 佐和

Sawa OMORI

International Public Policy, International Political Economy

クリストファー・サイモンズ（運営委員）

Christopher E. J. SIMONS (CGS Steering Committee Member)

English Literature

高崎 恵

Megumi TAKASAKI *

Cultural Anthropology, Religious Studies

高澤 紀恵

Norie TAKAZAWA

Social History of Early Modern Europe

田中 かず子（運営委員）

Kazuko TANAKA (CGS Steering Committee Member) *

Sociology, Gender studies, Gender Stratification, Care Work

* 編集委員

Editorial Board Members

ICU ジェンダー研究センタージャーナル
『ジェンダー & セクシュアリティ』
第 6 号投稿規定
2010 年 3 月現在

1) ジャーナル概要

『ジェンダー & セクシュアリティ』は、国際基督教大学ジェンダー研究センターが年一回発行するジェンダー・セクシュアリティ研究分野の学術誌である。研究部門では、ジェンダー・セクシュアリティ研究における実証的研究や理論的考察に関する論文（綿密な学術的研究と、独創的な考察から成る、学術界に広く貢献しうる論考）、研究ノート（学術的研究・考察の途上であって、学術界に広く貢献しうる論考）を掲載する。フィールド部門では、活動家によるケーススタディ、組織・国内・国際レベルにおけるジェンダー関連活動に関するフィールドレポート（様々な領域の専門家、および研究者が、日々の実践の中から現状の一側面を報告するもの）を掲載する。書評部門では、ジェンダー・セクシュアリティに関連する近刊書の書評を掲載する。

2) 第 6 号発行日： 2011 年 3 月

3) 第 6 号論文投稿締切： 2010 年 8 月 31 日（火）消印有効

4) 原稿提出先： 国際基督教大学 ジェンダー研究センター 編集委員会

郵送： 〒181-8585 東京都三鷹市大沢 3-10-2 ERB301

E メール： cgs@icu.ac.jp

5) 応募要綱

a) 原稿

- 本誌に投稿される原稿は、全文あるいは主要部分において未発表であり、他誌へ投稿されていないものとする。
- 使用言語は日本語または英語に限る。
- 原稿の書式は、Publication Manual of the American Psychological Association (2001 年発行第 5 版) とする。

•第一言語でない言語を使用して論文および要旨を執筆する場合は、投稿前に必ずネイティブ・チェックを通す。書かれた論文および要旨に文法的な問題が見られるなど不備が目立つ場合は、その理由により不採用になる可能性がある。

•姓名・所属・専門分野・E メール・住所・電話および FAX 番号は別紙に記載する（姓名・所属・専門分野は、日本語と英語で記載すること）。審査過程における匿名性を守るため、原稿の他の部分では執筆者氏名は一切伏せること。

•原稿料の支払い、掲載料の徴収は行なわない。

•本誌が国際的に発表される学術誌であることを踏まえ、原稿を執筆すること。

•本規定に沿わない原稿は、改訂を求めて返却されることがある。

a-1) 研究部門（研究論文・研究ノート）

•研究論文は、図表、図版、参考文献および注なども含めて日本語で 16,000 ～ 20,000 字、英語の場合は 6500 words ～ 8500 words の長さとする。

•研究ノートは、図表、図版、参考文献および注なども含めて日本語で 12,000 字以内、英語で 5000 words 以内の長さとする。

•タイトルは日本語で最長 40 字、英語は最長 20 words とする。簡潔明瞭で、主要なトピックを明示したものであること。

•日本語が英語による要旨および 5 つのキーワードを別紙にて添付する。（日本語は 800 字以内、英語は 500 words 以内）。可能であれば両言語の要旨・キーワードを添付する。一言語でのみ提出された場合には、編集部にてもう一方の言語へ翻訳する。

•研究論文として投稿されたものに対し、査読の結果などを踏まえ、研究ノートとしての掲載を認める場合がある。その場合の文字数の上限は研究論文に準ずる。

a-2) フィールド部門（フィールドレポート）

•原稿は、図表、図版、参考文献および注なども含めて日本語で 12,000 字、英語で 5,000 words 以内の長さとする。

•タイトルは日本語で最長 40 字、英語は最長 20 words とする。簡潔明瞭で、主要なトピックを明示したものであること。

•日本語が英語による要旨および 5 つのキーワードを別紙にて添付する（日本語は 800 字以内、英語は 500 words 以内）。可能であれば両言語の要旨・キーワードを添付する。一言語でのみ提出された場合には、編集部にてもう一方の言語へ翻訳する。

・研究論文・研究ノートとして投稿されたものに対し、査読の結果などを踏まえ、フィールドレポートとしての掲載を認める場合がある。その場合の文字数の上限は、研究論文・研究ノートに準ずる。

a-3) 書評部門

- ・原稿は、図表、図版、参考文献および注なども含めて日本語で 5,000 ～ 10,000 字、英語で 2,000 words ～ 4000 words の長さとする。
- ・タイトルは評する書籍、論文のタイトルが主題、若しくは副題のいずれかに含まれているものとし、日本語で最長 40 字、英語は最長 20 words（日本語と英語で表記すること）。
- ・要旨およびキーワードの提出は求めない。

b) 図表および図版

- ・図表は別紙で添付し、本文内に取り込まないこと。
- ・図版は直接印刷に耐える画質のものを添付すること。
- ・本文中における図表・図版のおおよその位置を原稿上に示すこと。

c) 提出原稿

- ・原稿は、印刷コピーと電子ファイルの 2 種類を提出する。
- ・印刷コピーは、A4 用紙に印刷したものを上記住所に 3 部提出する。
- ・電子ファイルは、E メールに添付して上記アドレスに提出する。
- ・電子ファイルの保存形式
 - できる限り Microsoft Word 形式（ファイル名 .doc）で保存したものを提出すること。拡張子 .docx の提出は認めない。
 - .doc 形式でのファイル保存が困難である場合は、Rich Text 形式（ファイル名 .rtf）、またはプレーンテキスト形式（ファイル名 .txt）で保存したものを提出すること。
 - 上記以外の形式、特に紙媒体から読み込んだ画像データによる本文及び要旨の提出は認めない。
- ・添付ファイルおよび印刷コピーの内容は、完全に一致したものであること。
- ・提出された原稿等は返却しない。

6) 校正

校正用原稿が執筆者に送付された場合、校正のうえ提出期限内に返送すること。その後、文法、句読法などの形式に関する微修正を、編集委員会の権限で行うことがある。

7) 審査過程

投稿原稿は編集委員会が指名する審査者によって審査される。審査では独自性、学術性、論旨の明快さ、重要性および主題のジェンダー・セクシュアリティ研究に対する貢献度が考慮される。原稿の改稿が求められる場合、審査意見および編集コメントが執筆者に伝えられる。投稿の受理・不受理の最終判断は編集委員会が下すものとする。

8) 著作権

投稿を受理された論文の著作権は、他の取り決めが特別になされない限り、国際基督教大学ジェンダー研究センター編集委員会が保有するものとする。自己の論文および資料の複製権および使用権に関して、執筆者に対する制限は一切なされないものとする。

9) 原稿の複写

原稿が掲載された執筆者には 3 冊（執筆者が複数いる場合は 5 冊まで）の該当誌を贈呈する。なお、それ以上の部数については別途ジェンダー研究センターに注文することができる。

10) 購読申込

該当誌の購読の申し込みは E メール cgs@icu.ac.jp で受け付ける。

当規定は予告なく改定されることがある。

The Journal of the Center for Gender Studies, ICU
Gender and Sexuality
Journal Regulations for Vol. 06
as of March, 2010

1) Journal Overview

Gender and Sexuality is an academic journal on the study of gender and sexuality, published by the Center for Gender Studies at the International Christian University. The journal's research section shall consist of research papers on empirical investigations, theoretical discussions on gender and sexuality studies (*1), and research notes (*2). The field section shall feature case studies by activists, and field reports (*3) concerning gender-related activities at institutional, domestic, and international levels. The final book review section shall contain reviews on upcoming books pertaining to gender and sexuality.

*1 Research papers should be based on thorough academic research, contain original and creative viewpoints, and contribute to a wider academic field.

*2 Research notes should contain discussions that are still in progress but show their potential to contribute to a wider academic field.

*3 Field reports should report on the author's daily practice, focusing on one aspect of the field being studied.

2) Publication Date of Volume 06: March, 2011

3) Manuscript Submission Deadline for Volume 06: Tuesday, August 31, 2010, as indicated by the postmark on the envelope.

4) Address for Manuscript Submissions:

Center for Gender Studies Editorial Committee

Postal Address: ERB 301, International Christian University

3-10-2 Osawa, Mitaka-shi, Tokyo, 181-8585

E-mail: cgs@icu.ac.jp

5) Rules for Application

Manuscripts

–Manuscripts submitted to this journal must be previously unpublished, in full or in part.

–Only Japanese or English manuscripts shall be accepted.

–Manuscript format should be in accordance with the Publication Manual of the American Psychological Association (5th Edition, 2001).

– Manuscripts (papers or summaries) that are not in the author's native language must be proofread by a native speaker of that language. Manuscripts with obvious inadequacies such as grammatical errors shall be rejected.

–The author's name, affiliation, specialization, e-mail address, postal address, telephone number, and fax number should be written on a separate title page. Name, affiliation and specialization should be indicated in both English and Japanese. To ensure anonymity during the screening process, the author's name should not appear in the text.

–There shall be no payment involved for manuscripts or for insertion.

–Manuscripts should be written in a style appropriate for an internationally-circulated academic journal.

–Manuscripts that do not conform to these guidelines may be returned with a request for revision.

a-1) Research Section

–Research papers should be between 16,000 to 20,000 Japanese characters or 6,500 to 8,500 English words in length, including figures, graphic images, references, and footnotes.

–Research notes should be less than 12,000 Japanese characters or 5,000 English words in length, including figures, graphic images, references, and footnotes.

–Titles should be short, simple, and no more than 40 Japanese characters or 20 English words in length. It should also preferably address the main topic.

- An abstract (including the title) of no more than 500 words in English should be attached on a separate sheet with a list of no more than five keywords in English.
- An abstract (including the title) of no more than 800 Japanese characters should also be attached on a separate sheet with a list of five keywords in Japanese. If a Japanese abstract is not attached, the editorial committee shall provide a translation.
- A manuscript submitted as a research paper may be accepted as a research note, depending on the results of the referee reading. The length of such manuscripts may conform to the regulations for research papers.

a-2) Field Section

- Manuscripts should be no longer than 12,000 Japanese characters or 5000 English words in length, including figures, graphic images, references, and footnotes.
- The title should be short, simple, and no more than 40 Japanese characters or 20 English words in length. It should also preferably address the main topic.
- An abstract (including the title) of no more than 500 words in English should be attached on a separate sheet with a list of no more than five keywords in English.
- An abstract (including the title) of no more than 800 Japanese characters should also be attached on a separate sheet with a list of five keywords in Japanese. If a Japanese abstract is not attached, the editorial committee shall provide a translation.
- A manuscript submitted as a research paper or research note may be accepted as a field report, depending on the results of the referee reading. The length of such manuscripts may conform to the regulations for research papers or research notes.

a-3) Book Review Section

- Manuscripts should be between 5,000 to 10,000 Japanese characters or 2,000 to 4,000 English words in length, including figures, graphic images, references and footnotes.
- Titles should be no more than 40 Japanese characters or 20 English words in length. The title of the book or research paper reviewed should appear in the main title or subtitle.
- Submission of a summary and keyword list is not necessary.

b) Figures and Graphic Images

- Figures should be attached on a separate sheet. Do not include them in the text.

- Graphic images should also be attached on a separate sheet, and should be of a quality high enough to resist degradation during printing.
- The approximate position of the figure/image in the document should be indicated.

c) Manuscript Submission

- Manuscripts should be submitted in both digital and hard copy.
- Three hard copies should be submitted. They should be double-spaced on single-sided A4 paper.
- The digital copy should preferably be submitted in MSWord (filename.doc) format. Files may also be submitted in Rich Text format (filename.rtf) or Plain Text format (filename.txt).
- Files in formats other than those listed above, such as .docx extension files or scanned copies of images or text, shall not be accepted.
- The digital copy shall be submitted as an e-mail file attachment to cgs@icu.ac.jp.
- The digital and hard copies should be completely identical.
- Manuscripts submitted will not be returned.

6) Revisions

If a manuscript is returned to the author for revision, the manuscript should be revised and sent back by the specified date. Note that slight modifications (grammar, spelling, phrasing) may be carried out at the discretion of the editorial committee.

7) Screening Process

Submitted manuscripts shall be screened and chosen by reviewers designated by the editorial committee. Factors for selection include originality, scholarliness, clarity of argument, importance, and the degree of contribution that the manuscript offers for the study of gender and sexuality. In the event that a revision of the manuscript is required, opinions and comments by the editorial committee shall be sent to the author. The final decision for accepting or rejecting an application rests in the hands of the editorial committee.

8) Copyright

Unless a special prior arrangement has been made, the copyright of an accepted manuscript shall belong to the Editorial Committee of the ICU Center for Gender Studies. No restrictions shall be placed upon the author regarding reproduction rights or usage rights of the author's own manuscript.

9) Journal Copies

Three copies of the completed journal (or five in the case of multiple authors) shall be sent to the author of the accepted manuscript. Additional copies may be ordered separately.

10) Purchasing Orders

Orders for the journal can be submitted by e-mail to cgs@icu.ac.jp.

Note that these guidelines may be revised without prior notice.

編集後記
加藤恵津子

ここに第5号をお届けできることを嬉しく存じます。今回は、これまでに多く数の論文・研究ノートのご応募がありました。海外の方、海外出身の日本在住の方からもお問い合わせ・ご投稿をいただき、当ジャーナルを日英バイリンガルで発行していることの効果が、ようやく現れてきたと感じます。その分、多くの査読者の方にご協力いただくこととなりました。その適切かつ丁寧な論評に、心から感謝を申し上げます。最終的には論文2本、研究ノート2本、フィールドノート2本を厳選させていただきました。読者の皆様にはぜひお楽しみいただきますよう、そして今後とも当ジャーナルをご愛読下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。最後になりましたが、編集・発行作業にあたってくれたCGS関係者の皆様、今回も本当にありがとうございました。

Postscript from the Editor
Etsuko KATO

It is with great pleasure that we present the fifth volume of *Gender and Sexuality*. We are delighted to have received an unprecedented number of manuscript submissions for this volume. In particular, the large number of enquiries and submissions from researchers overseas and foreign researchers in Japan has reinforced our original objective to publish a bilingual journal in Japanese and English. The diversity of submissions required the assistance of many referees to whom we are indebted for their detailed evaluations. In the end, two research papers, two research notes and two field reports were selected for publication. We trust that you will find them insightful and stimulating. Finally, I would like to thank all those at CGS who were involved in the editing and publication of this volume.

Gender and Sexuality

The Journal of the Center for Gender Studies,

International Christian University

Printed and Published on March 31, 2010

Editor International Christian University
Center for Gender Studies Editorial CommitteePublisher Center for Gender Studies
International Christian University
ERB 301, 3-10-2 Osawa, Mitaka city, Tokyo 181-8585 JAPAN
Tel & Fax: +81 (422) 33-3448
Email: cgs@icu.ac.jp
Website: <http://subsite.icu.ac.jp/cgs/>Design Direction & Printing Quay Design Studio, Tokyo
Email: info@quay.jp© 2005 by Center for Gender Studies, Japan.
All rights reserved.

国際基督教大学ジェンダー研究センター ジャーナル

『ジェンダー & セクシュアリティ』

2010年3月31日印刷・発行

編集 国際基督教大学ジェンダー研究センター編集委員会
発行 国際基督教大学ジェンダー研究センター
〒181-8585 東京都三鷹市大沢 3-10-2ERB301
Tel & Fax: (0422) 33-3448
Email: cgs@icu.ac.jp
Website: <http://subsite.icu.ac.jp/cgs/>デザインディレクション・印刷 キーデザインスタジオ
Email: info@quay.jp著作権は論文執筆者および当研究センターに所属し、
著作権法上の例外を除き、許可のない転載はできません。

